

決算審査特別委員会

平成20年9月9日
午前9時00分 開会
於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

辻 善 次

副 委 員 長

里 川 宜志子

出 席 委 員

宮 崎 和 彦

小 林 誠

吉 野 俊 明

西 谷 剛 周

理 事 者 出 席

町 長	小 城 利 重	副 町 長	芳 村 是
教 育 長	栗 本 裕 美	総 務 部 長	池 田 善 紀
総 務 課 長	佐 藤 滋 生	総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬
企画財政課長	西 卷 昭 男	税 務 課 長	山 崎 善 之
住民生活部長	西 本 喜 一	福 祉 課 長	西 川 肇
国保医療課長	植 村 俊 彦	環 境 対 策 課 長	乾 善 亮
住 民 課 長	清 水 昭 雄	健 康 対 策 課 長	寺 田 良 信
建 設 課 長	加 藤 保 幸	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都市整備課長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至
教委総務課長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 係 長	大 野 彰 彦
上下水道部長	谷 口 裕 司	会 計 管 理 者	浦 口 隆
会 計 室 長	清 水 孝 悦	代 表 監 査 委 員	辰 巳 忠 次
監 査 委 員	中 西 和 夫	監 査 委 員 書 記	山 崎 篤

議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 峯川敏明

(午前 9時00分 開会)

○辻委員長 おはようございます。

ただいまから再開し、直ちに本日の会議を開きます。

まず、会議を開くまでに質疑を受けるまでに訂正が2カ所ほどありますので、担当の方から訂正方、よろしく願います。また、あとで訂正文については最終で差しかえるということで、今、口頭で説明していただくということで、よろしく願います。

面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 きょう里川委員の方から御指摘がございました主要な施策94ページの事業名、職員駐車場の管理におきまして説明内容等が誤りがございましたので、まことに申しわけございませんが、訂正をさせていただきたいと考えております。

その内容につきましては、職員駐車場の管理におきまして来客用駐車場の管理の部分も経費が含まれておりましたことから、それを明確にするため職員駐車場の管理、そして来客駐車場の管理として二つに分けて説明の方をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願ひ申し上げます。

○辻委員長 次、衛生費で。西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 冒頭から申しわけございません。資料の訂正、それから施策の成果の一部の訂正ということで2点ばかり訂正をお願いしたいと思います。

まず、決算委員会の資料の方でございます。ごみ処理方法一覧という資料を昨日お配りしていただいております。この横になった図柄のあるごみ処理方法一覧という資料でございます。この上から5枚目ぐらいになろうかと思っておりますけれども、そうしましたら上から2段目、ごみの種類のところの不燃ごみでございます。こちらの方の平成19年度実績の列の欄でございますけれども、1トン当たりの単価43円とございますのが、この43円が間違っておりまして、1トン当たりの単価は4万3,050円と御訂正をいただきたく存じます。

それから、同じ一覧表のもう一カ所でございますけれども、上から五つ目、その他プラスチック類のところでございます。それも同じく平成19年度実績の欄で、1トン当たりの単価が46,2円となっておりますのが、これが誤りでございまして、1トン当たり単価は4万6,200円でございます。それぞれ御訂正をいただきますよう、よろしく願ひを申し上げます。

それともう一点でございます。今度は施策の成果報告書の202ページでございます。

この施策の実施内容のところでは一番下の表でございますが、このし尿処理の状況の表でございます。この中で、平成19年度の処理費の数値が誤っております。また、その一番右端の方の1キロリットル当たりの処理費及び住民1人当たりの処理費の数値も誤っております。その訂正でございますが、まず、平成19年度処理費でございます。1億1,859万4,000円、表で言いますと118594という数字が誤っております。正しくは1億502万3,000円、数値で申しますと、正しくは105023でございます。

それから、その行の右の方でございます。1キロリットル当たりの処理費でございます。これにつきましても1万1,330円となっておりますが、これが誤りでございます。正しくは1万33円、数値で申し上げますと10033円でございます。

またその横、住民1人当たりの処理費の数値も誤っております。4,153円が誤りでございます。正しくは3,678円が正しい数値でございます。

申しわけございません。訂正の方、よろしく願いいたします。また、これ最終のときに訂正をしたページをお渡しさせていただきたいと思っております。よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○辻委員長 それでは、第4款衛生費で質疑を受けたいと思っております。ページ数は165から204ページでございます。

西谷委員。

○西谷委員 一個ずつやっていきます。まず、190ページのISO14001の件なんです。成果啓発ということで実績書かれてるんですが、実際には相当皆、ISOをやられている市町村にあってもある程度の軌道が乗ってきた、あるいはもう財政的に負担がかかるので職員もある程度そういうことを理解したので、除いて方法としては同じような従来そのISOでやられた方法はやるけども、実際には加盟しないでやっていくという町村がふえてるという新聞記事を読みました。

そこで斑鳩町としても相当職員もそういう研究をされてるやろうし、実際には実践されている中では、わざわざこれをするによって過度の報告とかしなければならぬということの中では余分な負担がかかるのではないかなと思うんですが、この辺のところ、もうぼちぼちこの辺のところは見直したらどうかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 このISO14001の認証でございますが、斑鳩町役場が環境保全に率先して取り組むということで、平成15年2月26日に認証取得をさせていただいたわけでございますが、やはり世界共通の規格でありますISO14001というようなこの認証をやはり取得するということが、斑鳩町役場がいかに率先して環境に取り組んでいるということをあらわすものであるというように考えているところでありますので、今後も引き続きISO14001の認証を継続して取得してまいりたいというように考えております。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 実際、これ認証ずっと続けていくというのは、年間でどれぐらいの費用が要るんですか。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 平成19年度につきましては、これは内部の環境監査の養成研修ということで、費用の方は83万円ほどかかったんですけれども、例年でしたら大体この定期の審査料ということで32万から33万ぐらいの年間の経費が最低必要になってくると。3年に1回の更新審査のときには、大体で五、六十万ぐらいの審査料がかかってくるということでございます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 更新のところでは五、六十万ですか。それで実際には認証のときには、当然今までのどういう成果、この3年間でやってきたいということとその報告書という形でまとめる中では、相当それにかかわる職員とかが残業とかということで、これ以上の金がかかっているんじゃないかなと思うんですが、実際のこういう14001の認証の中で、その作成費、報告書ですね、報告書をするのに残業というのは、どの程度の残業を毎回されているんですか。

○辻委員長 西本住民生活課長。

○西本住民生活課長 残業といいますより通常の勤務の中でこなしておりますので、ISO14001にかかります事務量が、どれだけ残業があったという数字はつかんでおりませんが、平成14年度から取り組んできております中で、職員の事務の内容というのは定着してきていると。通常の事務の中で、このISO14001の報告なり、また、内部環境監査等をやっておりますそういった報告書の作成等につきましても行われ

ているというふうに考えております。

それから、このISO14001ですけども、今、役場庁舎が認証受けてますけども、今、各出先の方へ順次拡大をしております。これは職員でISO14001を検査、監査していこうということで上下水道部の方、それから衛生処理場の方、出先の方でそれぞれ職員が監査を行いましてISO14001の拡大を図っているところでございます。

また、今後もそういった職員で出先の方につきましては、ISO14001の拡大を図っていききたいと、そんなふうに考えております。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、出先については職員がそういう形でやっていくということですので、できたら私は、もうそれぐらいできる力が職員の方についてるとしたら余分にそういうことをかけなくてもいいんじゃないかなというふうに思います。これは私の所見ということとしておきたいと思います。

次に、191ページの竜田川の流域生活排水対策推進協議会ですか、廃油を集めて今やられてるんですが、実際にその廃油のところでやられている中では石けんという形でやられて、それは非常に住民の中では評判が悪いと。別に要らへんのちゃうかなと、あんな見えへん石けんという部分の中で、そういう声があります。

一方、今、画期的な技術ができて、廃油が簡単に石油に変わるような技術が開発されてるということはこの前ちょっとテレビで見ました。実際に私が見た中では、灯油7に対して廃油3を混入してコーヒーメーカーで実験されてたんですが、触媒の粉を入れましたら、たちまちにして液がまざって、後はろ過したらちゃんと石油になるというようなものを見てまして、これぐらい簡単にできるんやったら、今まで斑鳩町は、大和川の水質汚濁のそういう関係の中で、河川の汚濁ということで石けんという形でされてたんやけども、こういう技術がある中では、あるいは油が高騰する中では、石油に変わるようなそういうリサイクルですね、そして、その油を例えばごみ収集車なんかに循環して入れるような形でした方が住民に目に見える形でPRできるんちがうかなと。

実際、そのテレビの中では、これはガイヤの夜明けでやってたんですが、普通の石油に比べて、少なくとも10円から15円ぐらい単価が安くできるという話でありますので、ぜひともこういうところは、やっぱり住民が一生懸命努力した分については、住民の目に見える形で循環が行われる、リサイクルが行われているという部分を見せるというのも非常に大事やと思うんで、その辺のところ検討していただきたいと思うんですけ

ど、どうでしょう。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 今、竜田川流域の関係等については、生駒市、平群町、斑鳩町という1市2町でやっているわけでありまして、こういう中で、昨今こういうバイオ等が出てまいりまして、とにかく今、原油が上がって油が高いという中でいろいろ創意工夫をされてやっております。

せんだって生駒市が、この関係等については天ぷら油2、あるいは灯油8と、2、8の関係で生駒のコミュニティバスを試運転をされまして、我々も平群の町長も一緒に同席をしたんですけれども、こういう関係等について最初の出発は、やはり家庭から出る油を回収するというところから始まっておりまして、当然こういう問題等については、我々もそういう点から今、担当とその経費がどうなのか。今、西谷委員がおっしゃるテレビのガイアの夜明けというのは、テレビというのは、そういう機械を設置するとかそういうものを全く言いません。ただ、コーヒーマーカーのそういうもので沸かしてやったらこれやというけども、その機械がかなり金がかかりますからね、それを生駒市にお願いするのか、あるいは平群と共同でやるのか、そこらをやっぱりこの1市2町がこれから協力をしながら、また、この13日には県の文化会館で菜の花プロジェクトのそういう会議の関係でそういうこともされますから、そういう点についても我々勉強をしながら、そういう点についてどうあるべきかと。

いろいろとこういう点についていいということではあるんですけども、結局その問題は、コストが高くなると。そういう設置するものについて、やっぱり機械が高くて、あと維持倒れするということがございますから、よほど慎重に取りかかっていくということで、我々としては、そういうことの最善の方法を考えながら、今、生駒市と、あるいはまた、そういう菜の花プロジェクトの関係等について研究をしながら担当課でも、この平成20年のときに、生駒がそういう点をやっておるんだから、竜田川の流域幹線の関係等について協力し合いながら、そういう点についてはできるだけ早くそういうものができる、また、コストが安くついていけるような状況、環境づくりをしながら斑鳩町も処理場の収集車にいつはどうかとかいう話をさせていただいております。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 相当今のこういうバイオの技術とかそういう環境エコの技術というのは、相当関心もあるし、それが進んでますので、ぜひ新しい情報を取り入れて行政にも間髪を

入れず生かしていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、195ページの不燃物のこのリサイクルの関係なんですが、実際に我々も議員としてリサイクルのビニールの工場へ行ったんですが、あるいは今、町の方で環境のツアーで町民の皆さんをあちらへ連れて行かれて実際の現場を見ていただくとするんですが、実際住民さん見て素朴に思うのは、住民が出したきれいなビニールと汚いビニールをせっきく住民が分けてるのに、それをもう一度一つの袋に入れて出すと。それを町が収集して、今度はヤマゼンへ持って行って、今度はヤマゼンの方で向こうの職員がベルトコンベアで手をかけて、またきれいなやつと汚いごみを分けるというのは、どう見ても私はむだな感じちがうかなと思うんですが、実際にこんなは簡単に、せっきく住民が苦勞をしてきれいなビニールごみと汚いビニールを分けたとしたら、これをそのまま別々に集めたら、実際にヤマゼンで処理される場合でもその単価は安くなるはずですから、そういうことを何ででけへんのかなと素朴に思うんですが、その辺はどうですか。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 西谷委員のおっしゃるように、ヤマゼンがどうかというよりも、これはやっぱり一番問題は、議会でも議論がありましたように、こういうビニールとか塩化ビニールの関係からダイオキシンが発生するというので、ビニールの関係において非常にやかましく言われてきたんですけども、その点については、知事は御所の南都興産の重阪へサンドイッチ工法で焼却すると。そのとき議員さんから、斑鳩のビニールごみをそういう御所へ埋めていく。そして満タンになったらそこを埋め立てるということについて、やっぱり斑鳩町として、そういう点については非常に問題があるところから検討委員会を立ち上げて西谷委員も委員に入られて、なるほどそういう点については結構だなということをおっしゃっていただきました。

ただ問題は、伊賀市がこれを受け付けていただかなかつたら、何もヤマゼンが問題じゃなしに、伊賀市がこれを受け付けてくれなかつたらいけないんです。伊賀市に税金を払いながら、そして伊賀市が地域の住民の方々に斑鳩町のこういうプラスチックきますよということで承諾をいただいて、そして平成17年の10月から稼働させていただいた。当然サンドイッチ工法で南都興産では1億3,000万近く使ってましたけども、これでやっぱり6,000万ぐらいですから、非常にその当ても西谷委員さんは、そういう点ではいいんじゃないですかということも御提案されたと思います。

確かにおっしゃるように、問題は、やっぱりリサイクルできるものはいいですけども、できない部分は必ずどこかへほかさなければならない。そういう問題がございますから、やっぱり十二分にこれは検討させていただいて、どこの方もおっしゃいますけど、斑鳩町さんは非常によろしいですね。そういう点では、伊賀市に御協力を求めていかれるということは、そういう自分ところのまちから出てくるビニールごみでもできるだけきれいにしていこうという姿勢が出てくるんじゃないですかということも問われておりますし、私は、やっぱり自治会長さんあたりが過去何回か行っていただきますと、こんなん住民さんにもっと徹底された方がよくわかりますよと。斑鳩町のパレットを出してきて、斑鳩町のこのビニールごみをこうして分別しますよということですから、やっぱりそういう点については御理解をいただくのやなということで、今後ともそういう点については、私はやっぱりこういうごみの問題というのは非常に難しい問題あると思いますけど、住民の協力なくしてできませんから、私は、この関係等については値段的にも1億3,000万払ってたやつが六、七千万で終わってるということについては非常に効果があったんではないかなと。今後とも住民に対して、そういうことを環境学習会等で十分説明申し上げてやっていきたいと思っております。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 町長うまいことごまかされますけど、そうやのうて私が言うてるのは、要は、ビニールごみを集めてるのに、せっかく住民はきれいなビニールごみと汚いビニールごみを分けて分別しているにもかかわらず、出すときには一つのビニールの袋の中へきれいなビニールごみと汚いビニールごみを入れて出すと。それをそのまま町が回収して、今度はヤマゼンへ持って行って、今度はヤマゼンの方で、その斑鳩町のきれいなごみと汚いごみと入った一つの袋を分けて、また向こうで選別するというこの作業は少なくともむだやし、結果としてそのごみ処理の単価が高なってるのとちがうのかということですね。

そしたら、もともと分けた部分は、きれいな部分はきれいな部分、汚い部分は汚い部分という形で要は集めたらそれで済む話ちがうんかな。私も議員で実際に向こうへ行っただけに質問して、これ斑鳩町のビニールごみがきれいなごみと汚いごみと一緒にまざってここで選別されてるけど、これきれいなごみはきれいなごみ、汚いごみは汚いごみで出したら当然単価は安くなるんですよというたら、安なるということに向こうの業者はおっしゃってましたよ。そういうこと簡単なことやと思うけど、そんなこだわ

ようなことやないのと違うかなと。簡単にできることやないのかなと思うけど、どうなんでしょうか。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 住民がすべてが西谷委員おっしゃるように、きれいなごみと汚いビニールと分けてくれはるといふもんだったらいいですよ。ただ、中には混色されて、私は17年の10月ごろにちょうど岡田町へ行ったときにも、町長さん、マヨネーズのああいふ袋のあれとかそういうやつは中をしますけども、それを結局最後まできれいにできればいいけども、できない場合はどうですかというたら、やっぱりそれをほかしますからね。やっぱりそういう点については、住民はそういう努力はされてますよ。されてるけども、西谷委員さんおっしゃるように実際に明らかに完全にきれいなビニールと汚いごみというふうに分けてくれはったらいけど、可燃物でもそうじゃないですか。可燃物の中にも絶対に今の袋の中にも燃えるごみだけということじゃなしに、その中にビニール入ってる人もあるわけですから、それは摘出するというのはなかなか難しい問題ですしね、やっぱりそういう点については、すべてが徹底されればいいけども、おっしゃってるのは、皆さん方守っていただくということだったらいですけども、なかなかそれができないということで環境学習会を各大字へ行ってですね説明を申し上げて、皆さんにその中でも質問が飛んでくるわけです。御質問は、こういうものは入れてよろしいか、こういうものは入れたらいけませんかというそういうありがたいいろんな御意見がありますから、我々としては、そういう点について、明らかにきれいなビニールごみと汚いものと分別されたものをきれいにできれば最高でございまして、そういう努力に近づけていくことが一番大事なことなんですけども、なかなかそういうことが周知徹底できないということに問題があると思います。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 町長が言われることもそれは一理あるんですが、実際に町の言うてはるきれいなビニールごみと汚いビニールを分けてくださいよという形で言うてることに対してちゃんとしてはる住民の方々から、実際に町のとおりやってる住民からその収集方法で不信感が出てるんですよ。何で我々がきれいに分けたやつをもう一遍一緒にしてせなあかんの。それで実際に向こういったら、それをまた向こうの処理職員が分けてはるやないのという分なんです。

そしたら、実際に住民が少なくともマナーが悪くて、そのごみをきれいなごみと汚い

ごみというのを分けられへんねんということを前提にして行政をするとしたら、別にきれいなごみと汚いごみを分けてくださいというようなことを言わんと、ビニールごみは一つの袋に入れてくださいということで、それで済む話じゃない。

だから、その辺が片方では分けてほしいといいながら、現実的には出し方見てたら、別に分けても分けへんでも同じような出し方という部分について、住民は、これだけ我々が一生懸命町の言うとおりに分別してるのに、その処理方法がほんまにこんなむだなことしてええのというのが住民の意見なんです。だから確かに可燃物見ても、まざってる人はまざってるし、きれいにされてる人はきれいにされてるということの中では、すべて100%分別されればいいですけども、そんなことは恐らく無理やと思うんです。そやけどちゃんと出してはるといふ、きれいに分別してるという人のことをやっぱり視点において私は行政せなあかんのとちがうかなと思うんです。

だから、きれいなごみを出してきはって、確かに町長が言われるように、きれいなごみやいうても、その中でまざるかもわかれへんと言いますけど、きれいなごみと汚いごみと分けてくださいというたときに、ずぼらな人は汚いところへ皆入れはるんちがうかなと僕ら素朴に思いますねんけどね。だから、もう少しそんなに一遍やってみて、問題点明らかにしてから検討するような形でできへんのかなと思って。そんなに難しいような私らは収集でそれぐらいきれいなごみと汚いごみを分けることによって手間が余計かかるとかということも、そんなにかかれへんような気がするんですけどね。どうしてもでけへんと言うけど、もう一度聞くけど、住民の方にも私は説明せなあきませんので、でけへんとしたら、こういう理由ででけへんのだけちょっと町長教えてください。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 住民の方に説明するというのか、行政はそういう点で、もう当然皆様方をお願いしてるわけです。そういう人は守っていただいているわけです。とにかくきれいにしよう、あるいはそういう汚いやつをそうしよう。私自身もビニールとかペットボトルとか全部洗ってそれをビニールのところへ入れますけども、やっぱり片一方では透明のビニールと、それからまた色つきのものが出てまいりますからね、そういうことをいろいろ工夫しながら我々もしとるわけです。

ただ、住民に説明するという西谷委員さんおっしゃるけども、結局、住民にはきれいなビニールとそれは分けてくださいと言うてますけども、しかし、それができないところもあるわけですから、当然私らは守っていただくというのか、いつも議会でも出てく

るように、やっぱり行政がそういうことをしてくださいということで行政が守れば必ず住民は守ってくれるんです。しかし、やっぱりその中でも一部分そういう点がありますから、そういう点をどう分けていくのかということ住民さんに説明したかて、やっぱり守る人は守ってくれるし、守らない人は守らない。恐らく守ってる人は、そんなことを恐らく言わないと思います。結局きれいなごみ出して、私はやっぱり言われたとおりこうして守ってますよということで。だから一番いい例が瓶と缶じゃないですか。瓶、缶でも当初は皆、ラベルはがしたんですよ。そして段ボールの入れて出していた。それがいつの間にかパッカー車に入れられて、そういうことについていろいろ議論が出てきたんです。そしたらリターナブルの関係の瓶だけは引き抜いて、そしてあとは、それを結局斑鳩町の場合は関西メタルワークへ持って行きますけども、そこで全部分別してやっていくということになってますように、やっぱりいろいろと私はそういう点についても、当初は住民の方々から、町長さん、そんなもんひどいですよと。ラベルをはがしてたわしですってやってるのに、結局今度回収を見たらパッカー車へ皆入れられると。割れてしまうのもあればいろいろありますという議論もありましたけども、そういうこともいろいろと日進月歩というのか、いろいろな事情が進んでいく中で、やっぱり一番問題になったのはダイオキシンの問題なんですよ。だから塩化ビニールをどう対処していくかということになってきて、塩化ビニールだけでは無理だから、そしたらプラスチックとかそういうものについていろいろと区別していこうということでいろいろと手法を凝らしていると。一番問題はダイオキシンの問題ですよ。塩化ビニールをどういう除去をするんだといういろんな議論から、やっぱりそういう点については、ビニールとかそういうものについては大事なことをやろうと。当初は斑鳩町の場合は、そういう点で御所の重販のところにサンドイッチ工法でやらしていただいたと。割と値段がやすくというところで1億3,000万払うということでいろいろとそういう資源物の検討委員会を企てて、そういう点については皆さん方の御意見をいただきながらやってきておるわけですから、西谷委員おっしゃるように、当然皆さん方守っていただければ、そういうことでもっと安くなると思いますし、また、そういう点については業者にもそういうことを申し上げられますし、そういう点については、町としても環境学習会でいろいろと申し上げて努力をしてみたいと思いますので、そういう点については、すべて住民の方々を守っていただければ言うことないですけども、その点については努力をしてみたいと思います。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 これについては平行線ですので、これでおいときます。

次に、196ページのペットボトルなんですが、一般質問の中でもペットボトルについては容器リサイクル法に基づいて処理していくんだということでおっしゃってます。実際に全部の地方自治体の中で、半数以上が容器リサイクル法にのらない処理をしている。それは何でやいうたら、せっかく住民から公費をかけて集めた部分を、できるだけ高いところでお金にかえて財源の一部にしたいという声がこういう流れになってると思うんですね。

それで、実際には容器リサイクル法の業者であってもそれではもうペットボトルが集まらないということの中で、実際にペットボトルの回収業者が、ちゃんとお金を払って自治体にペットボトルを買いにいつているという現状もあります。

その中で、私は、せっかくきれいに洗って住民が出されたペットボトルについては、当然それは売れるものはできるだけ高く売って、ごみ処理費の一部にすべきやと思いませんし、今、一般質問の中では容器リサイクルそういうふうにしたら、いざそういう業者が、売れんようになったときに困るからということをおっしゃってましたけども、実際に今の世界的な流れの中では、もうペットボトルというのは資源として考えなあかんねという習志野市のそこの所長の話が出てまして、まさに今は中国そのものがペットボトルが消費されていて、それに使われてますけど、これは逆にいうたら、世界の流れの中で、ペットボトルあるいは原油高騰の中では、当然そういう形で流れてくると思うので、ぜひともペットボトルについては、やっぱり売却するというような形で私は検討すべきやと思うんですが、一般質問で言われたように、町長の容器リサイクル法は確かに法に基づいてあれができてますけども、もう半数以上の地方自治体が、やはり売れるものは売れるという形の流れの中では、私は、別に斑鳩町そんなに容器リサイクル法にこだわる必要はないんちがうかなと。実際に住民から集め、住民の方々が出してこられたペットボトルで、そして町が税金をかけてそれを集めている。そのかけた税金のたとえ何割かでもちゃんと返るような形でするとしたら売ることが基本やと思うんですが、再度ちょっとお尋ねします。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 一般質問でも答弁をさせていただきましたように、ペットボトルを売ればお金になるということでございますけども、私は当初から、今、西谷委員おっしゃること

も前の議員の方々もそういうこともおっしゃいました。中国が高く買うから、やっぱりそういう点ではペットボトルを中国へ売った方がいいんじゃないかと。

しかし、私はやっぱりこのことを考えますと、一番問題は、今我々は、生駒の市長もまたその全国の高島の市長とか、あるいは志布志の市長とかですね、そういう地球環境ネットワークという自治体がやっています関係で、やっぱり今一番日本がおくれているのは、デポジット方式だと、そういう点で、やっぱり生産者が当然そういうものについては、その地域でその自治体にそういうお金を支払うということをしなかったらいかんと、もうこんなんは必ずそういうことばかり繰り返して、この問題等については、私は一般質問で申し上げたとおり、何かと言いますと、今、中国はもうこのペットボトルはリターナルなんです。もう全部使うんです。再生するんです。日本の場合は、もうすべて違うんです。統一になってないんです。サントリーが出す、あるいはどのペットボトルが全部違うんです。そやからこれが一番難しい問題なんです。だから、中国がこの間、胡錦濤さんが日本へ来られたときに、町田市のペットボトル工場を視察しているんです。そういうところを考えますと、やっぱり中国にとっても、これからオリンピックが終わって、これからどうなっていくかということにいろいろな問題なんです。

この間も中国は、この間もオリンピックの関係でも、飲料水の関係は全部コカコーラなんです。コカコーラ1社しか入ってないんです。それを飲まなかったら、まあ言うたら、中国としては認めないということでやっていますよね。やっぱりいろいろな問題等がこれから派生してくると思います。

私はやっぱり、当然この容器リサイクル法というものがございますからね、当然そういう形をとっていくのが、私は安定的なものであると思っていますし、一時的にお金が入るけど、一番いいのは缶なんです。缶は当初はスチールでもアルミでも全部売れたんです。買ってたんです。しかしもうスチールは買わない、そしてアルミもだんだん値が下がってきたということで、昨今は値が上がってますから、今もう障害者の関係のあゆみの家も、虹の家さんも一生懸命アルミ缶を集めておりますし、朝その缶、ビンを集めるときに、アルミだけを引き抜いて行かれる方もおられます。いろいろと事情が変わってきていると思います。やっぱりそういう点について、我々はペットボトルについては、これはもう容器リサイクルということで斑鳩町はずっと踏襲していますから、今後ともやっぱり容器リサイクル法でいきたいと思っています。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 実際には、容器リサイクル法で認定された業者そのものが業として成り立っていかないような現状があると。なおかつ今までお金をもらって、それで原料のペットボトルをもらっていた業者がつぶれたりとか、立ち行かなくなった。あるいは金もらってペットボトル入ることができなくなったから、わざわざ地方自治体にペットボトルを買いに行くという現状がある。この前の高石市の小学校のことがちょっと出ていたんですが、ペットボトルの業者が小学校へペットボトルの回収機を置いて、それは何でやいうたら、ペットボトルが入れへんから確実にペットボトルを集めるためには、もうそういう方法しかないんやということで、小学校へそういうペットボトルの回収機を置いている。それ持ってきはった分については、コインが溜まったら、そこのつくっているペットボトルでつくったマットとかそういうのをやるんやということをやっている、相当、子供にも好評で、学校としては小さいときからそういうペットボトルとかという部分についてリサイクルを実践するというような方法で、非常に成果を上げてるみたいな報道があったんですが、私は例えば容器リサイクル法にせえへんかったら、こんな逆にそういう方法でも、とにかくペットボトルを通じて、子供たちにも、あるいは町民にもそういうリサイクルをしていく上では、こういう方法も一つの方法違うかなというふうに思うんですが、実際に例えばそういう方法っていうのは考えられませんか。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 今現在は、ペットボトルではございませんけれども、空き缶の回収機ということで、旧の保健センターと、それから西公民館、東公民館に3台置かせていただいているということでございますので、これはもう缶をポイ捨てしない地域づくりとか、あるいは子供さんの環境の教育になっていると思いますので、ペットボトルについては、当然、容器包装リサイクル協会の方に処理を委託しておりますので、現在のところはペットボトルの回収機というのは考えておりません。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 あのね、是非、私言うても内容をひょっとしてなかなか理解、実情は理解してもらえないのかもわかりませんねんけど、実際には、高石市の目黒産業というのがそういうことをやっけていまして、近所のとりあえず近くの高石小学校にそういうことを置いて、これからそういう小学校を中心にそういうペットボトルを集めていこうというような計画があるらしい。そしたら、実際にそこで言うてはるのは、子供たちがまずペットボトルを、家のペットボトルを持って来る。それと、子供が持ってくるもんですから、

非常にきれいにちゃんと再利用の中もきれいに洗ってあるし、ラベルもはがしているということでは、一番、最良ランクのペットボトルが集まる。なおかつ子供たちの環境リサイクルの参考にもなるという、勉強にもなるということで、ぜひちょっと担当課の方で、そういう実態をちょっと調べていただきまして、理解をしていただけたらというふうに思います。一応とりあえずこの分についてはこれで終わっておきます。

○辻委員長 ほかに。吉野委員。

○吉野委員 2つ質問させていただきます。

一つは、今の廃品と関係あるんですけども、もしかしたら環境対策のこととか、地域に廃品回収の他府県ナンバーの車が回ってまいります。最近是非常に低速で、車のエンジン大丈夫かなというぐらい低速でゆっくり回りまして、大きな声で単車の廃品はありませんか、それから、電機製品の廃品はありませんか、無料で回収いたしますと言って来るわけなんですよ。本当、それ来ますと、必ず私のところへ一般の家庭の方から電話が入りまして、音量何とかならへんのかと、ずうっと家の周りで言っているような気がする、こういう抗議がありましてですね、私もその運転手さんに注意しなければと思ってはいるんですけども、もしかしたらこれ音量的には、適量の音量でやっているのかもしれないしということもありまして、1回質問させていただきたいなと思っておりまして。

それから、廃品回収といって無料と言いながら、全部積んだ後でですね、これは廃棄する費用がかかるんでと言ってなんぼかという要求をされたという例もありまして、この辺は、斑鳩町内でこんな例がほかの地域であるのかどうかですね、音量の問題と、廃品対策、お金の問題ですね、これ業者がやっていることですから、業者も商売で一生懸命やっておられるというのはよくわかるんですよ、熱心にやっておられると。そういう運転手さんに、うるさいというようなことは、ちょっと言いにくいなと思っていまして、その辺はどうでしょうか。

○辻委員長 すみません、吉野委員。答弁をされるとこやから、決算で一応、できたら委員会のその辺のところで質問をお願いしたいんですけども。

○吉野委員 そのときで結構です。

○辻委員長 今回の答弁ということで。小城町長。

○小城町長 今の吉野委員さんのご質問ですけども、地域的にもやっぱり回っておられます。一番問題は騒音に抵触するのかわからないのかという、これはもう声はそんなに高くな

いですから、ただ問題は、うるさいというのか、もう何遍も回られるから、聞いたら、一遍聞いたらまた二遍来る、三遍来るというところに問題があると思いますし。それと、結局その業者そのものに、結局、単車を出すとか、なんや出すとかいうて、また後のリサイクルの金をいただきたいということになってきますからね、町としてはできるだけそういう方には相談に乗らない、いろいろと今、水道でもいろいろな問題あると思います。結局安くつきますよとかいろんなことで来られてね、それに従ったためにえらい目にあったとかありますから、私はできるだけそういう点については、そういう問題は町内にはたくさんあると思いますんで、もう日曜になったら、あるいはそういう単車、あるいはそういうものを無料で引き取りますよということで回ってます。ただ、騒音の問題等について、ただ問題はですね、やっぱり警察に届け出るか届けられないかそういう問題。それをやっぱりしていたら、追いかけてこなんです。仮に言うたら、もう警察に言うている間にどこかに行ってしもてわからんということですね、これはもう規則的に考えれば、これはもう必ずマイクとかそういうものを使う場合は、我々選挙でも一緒ですよ。必ず何時から何時まで許可をもらうんですから。それは当然、平生でもこういう手続は警察にしなかったらこれはだめなんですけども、ただやっぱりそういう点では、もう皆さん、ご了解とはいかんけども、一応内諾ということでやっておられるような感じですよ。ただ、音量そのものについては、何ホーンというのか、平群町が定めているようなホーンには抵触しないとは思いますが、やっぱりうるさいことはうるさいというのか、やっぱり何遍も回って、その地域を何遍もグルグル回って、単車あるいはそういう洗濯機、冷蔵庫はございませんかとか回ってますからね、無料で引き取りますよということですから、あるいはその青竹ああいうものも回ってますから、割と斑鳩町の場合は、そういう地域、地域で何回も回る方が多いと思います。その点について、やっぱりその判断ですよ、これに結局乗っていくのか、乗っていかないのか、それは当然、こう言ったらいかんけども、いやうち今こういう単車あるけども、それを出そうかという感じになってしまっただけ、あんばい親切丁寧にしてくれますわという人もあるし、そこらの問題だと思います。

○辻委員長 吉野委員。

○吉野委員 もう一つ、186ページの火葬場の件です。これは9月の一般質問の最初にも一番最後の項目として、こういう内容で質問させていただきました。火葬場について、各自治体に起こっている火葬場に関する諸課題と、当町の現状及び今後の予測を問うと

こういう質問内容で、町長さんがいろいろご苦勞されているというこれまでの歴史なども伺いまして、なるほどと思ひまして、今日またこの186ページを見ますと、きちんとした数値として、年度ごとの、年度19年度の数字はちゃんと出ております。私の質問内容は、今、各自治体でいろいろな問題が起こっております。例えば、奈良市ですと、夕方、日が暮れるころになってからじゃないと燃やしてはならんとか、そういうわけでいろいろと手狭になったりしまして、他の自治体に依頼されていると。これ日本全国でこういうことが起こっている、理由は、死者が死なれる方が年間100万人を超えてしまつて、20年後には150万人を超えるだろうというところに問題があるだろうと思ひますが、これについて、各課で環境対策課でしょうか、私の質問の当日、回答を用意させていただこうと私は思ひますので、それを今聞かさせていただきたいと思ひております。

○辻委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 一般質問のときに、今後、今の現状と今後の火葬場の予測ということでご質問をいただいていたと思ひます。この火葬場につきましては、平成9年3月より供用開始をしている施設でございます、現火葬施設につきましては、即日集骨を可能としている施設です。高齢化が進む中で、火葬件数の増加が予想されるということでございますけれども、今現火葬施設には3基の火葬炉がございまして、午前11時から午後3時までの到着で1日4体までが即日集骨が可能となっております。

また、年間の火葬件数もここ数年大きな変動もなく、一定の件数で推移しておりますので、しばらくは3基の火葬炉で対応できるものと考えています。

今後、火葬件数が増加してきた場合でございますけれども、現火葬施設にはもう1基の火葬炉増設できるスペースも確保しておりますので、増設することでこれとの対応はしていけるものとこのように考えています。

○辻委員長 吉野委員。

○吉野委員 確か斑鳩の場合は、煙そのものをまた焼いて、色としては出てこない、こういう進んだ施設だということを聞いております。委員の中で私が一番近いかなと思ひたりしてまして、心配ないということを知りて安心はしております。一つの自治体では、非常に高温で焼いてですね、すべて灰にしてしまうと、そういう希望も取り扱っているんだと、灰になって千の風になってというような希望がこのごろふえているそうなんです。それをその自治体では、灰にまでして、ある離れ島、本島からちょっと離れた所の

島で、そこで一体について幾らというふうにお金を取って、自治体のいわゆる町興しの一環にしているというのが新聞に載っておりました。ですから、どんどん時代も変わってくるだろうとは思いますが、今のところは、火葬場というのは、このままの状況で推移するだろうと思います。山添村に行きますと、火葬が少なくてですね、昔ながらの埋葬が多いと、こう聞いておまして、自治体問題にもいろいろあるんだなと思って研修から帰ってまいりましたけれども。一応、斑鳩町では何の問題もないということを知って安心していたしました。以上です。

○辻委員長 ほかに。西谷委員。

○西谷委員 200ページの事業系ごみの関係で、ちょっと聞きたいんですが。実際に事業系のごみというのは、平成15年、19年のこの資料見てもふえているんですが、一方ここでごみ排出量状況の中で、住民一人当たりのごみ排出量という形で、平成19年1日当たり700グラムですかいう形で出ているんですが、実際にこの数量の中には、事業系のごみというのは、当然外れているという解釈のもとでいいんですよね。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 この中には、事業系のごみが入っているということでございます。入った数値で、住民一人当たり700グラムということでございます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 あのね、私、実際にこれまで町が示されたのは、ごみの有料化によって、斑鳩町の住民のごみの量が減ってきたんやと、ごみの有料化はごみの減量化につながっているということで、実際に言われてきて、広報にも確か載っていたんですが、事業系のごみが逆にふえているということの中では、果たして事業系のごみが、斑鳩町内だけのごみなのかというのが、非常に不透明でございます。その中では、それで住民一人当たりのごみの排出量を込みで入れられるということは、ちょっとそれは違うん違うかな、町が考えている事業系のごみと、住民が片方で有料化によってごみの減量化しているということの中では、この数字の出しかたと、町の考え方というのはちょっとあわへの違うかなと思うんですが、その点どうですか。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 この関係については、事業系のごみも持ち込みでございますからね、そういう点については、うちは一般廃棄物の業としてするのは認めないということでございますから、当然、地元の方が持ちこんでいただけるということで処理していますから、当

然、町内のごみを扱ったり、当然これはもうごみ焼却場の関係等の法律に基づいて、町としてはやっていく。ただ、今現状は、業者が入りこんでいるということも聞いてますから、そういう点では徹底的にやっぱり斑鳩町としては、業としている会社については、一切持ち込みはさせないということではしています。こういう点については厳しくやっていこうということではしていますから。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、町長そういうのは、認めて、一般廃棄物業者は認めてないということなんです、実際にそうしたら、基本的には、多分これ当初、事業系ごみについては、その事業をやってはる業者が直接処理場へ入れるというの、多分ここから僕は確か始まったと思うんですよ。ところがいつの間にか、持ち込みを業者に頼んで、その業者の排出される事業者の依頼を受けて代理であそこへ焼却場へ入れるという解釈のもとに今されているんやと思うんですが、そこで、ちょっと僕も、今条例の差し替えの部分で、手元に調べるあれがなかったんですけど、斑鳩町では、例えば、そういう排出、持ち込みのごみの業者を条例に基づいて、ちゃんとそういうのは認めているというか、そういう認めるというそういう条例はあるんですか、確かないような気がするんです。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 私が言うてますように、当然、事業所のごみが直接自分のもので持っていく。ただ、今、西谷委員おっしゃるように、結局ジャスコのごみは、ジャスコの車でくれば問題ないですから、ただそういう点でどこかの業者がやっているんやないかということでございます。この業としている業者は町としては認めてないんです。1社もないんです。だからそういうことは、もうずうっと私が言うているようにですね、それはおかしいわけです。だからそこで、やっぱり現場で待機して、それはだめですよということで、口論になれば、けんかになれば、当然、町としてもしかるべき行為をせないかんということで申し上げているんです。ただ、こういうことになってきたら、だんだんと野放しになってくると、当時はいろいろと斑鳩デパートの問題もいろいろ言うてきました、町へ。一々ごみ袋に入れてそんなもん持ち込みできるかという話もあったんです。もう業とされていたら、当然そうじゃないですかと申し上げるわけですね。やっぱりそういう中で、今一番大きな問題は、ジャスコさんとか、いろいろなごみが、ジャスコは直接そのジャスコの車でくれば一番問題ないですけども、ある方がやってくる、おれとともそうなるやないかということであると、それはもうあかんと。だから事業主に対し

でも申し入れをして、事業主も絶対にそういうことは町としては認めませんよという話もさせていただきますけども、やっぱりそれはなかなか厳しい問題ですから、当然やっぱり我々としては、事業系のごみについては、自分とこの車で、あるいは自分ところで持ってくるということにしてほしいということを申し上げます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 やっぱり、確かに最初は僕らもいろいろ聞いていたら、最初は1社やって、それがいつの間にか4社ぐらいになってという話の中で、それもどうも斑鳩町内以外のごみが入っているみたいやというような、僕これは実際に私自身が調べたわけではないのでわかりませんが、聞くと、やっぱり当然、分別がされてないということも聞く中では、抜き打ち検査をする、あるいは今の町長が言われているように、事業者に徹底して、斑鳩町のごみは自分とこで自前で持ってきてもらうとかいうような、今の状況を何とか歯どめをかけんと、また次に同じような業者がきたら、だんだん、だんだんふえて減ることがないような気がするんです。このあたりでもう一遍、ただなかなかしんどい仕事やと思いますねんけども、その辺のところは、ちょっと力入れて、どこかで歯止めを、あるいは整理をしてほしいなと思いますので、ぜひお願いしておきたい。

○辻委員長 ほかに。里川委員。

○里川委員 そしたら少し、幾つか聞かせていただきたいと思います。

成果報告書の166ページにございます、西和衛生試験センターとの連携の中で、部長の説明にも、この斑鳩町にかかわります3つの川の基準値を超えている状況のご報告をしていただいたんですが、富雄川なんかも特に前年から大きく後退しているような状況あるんですけどね、いろいろな影響もあるということでしたけれども、これ相対的にですね、今斑鳩町が取り組んでいる公共下水工事が進んでくれば一定の改善がされるというふうに見込まれておるのか。

そしてまた、それとともに、これらを改善する方法として、何か考えておられることがあるのかお尋ねをしたいなというふうに、県との協議の中であるのかということ、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 この西和衛生試験センターで測定をしていただいています水質検査でございますけれども、河川の水質の検査ということで月1回、点検測定ということで測定をしておるわけですが、この数値だけを見ますと、富雄川が悪いという状況なん

ですけど、この測定時の水質の状況、水流とかですね、あるいは工事をやっておるとかいう関係で、一概には数値がその影響があって高いとか、あるいは水質が悪くなっているという状況は、一概には言えないのではないかというふうに考えておるんですけども、先ほど委員がおっしゃったように、当然、河川の水質の汚れというのは、約80%が生活排水によるものだというふうに言われておりますので、当然、公共下水道が周辺の地域で、公共下水道が整備されてきますと、当然この水質もよくなっていくのではないかというふうに思っておりますし、当然、例えば、家庭からの雑排水の中で、例えば残ったものを流さないとか、廃食油を流さないとか、いったような生活の中で、各家庭の方で努力をしていただくことによって、当然、水質も改善していくものというふうに考えておりますので、町といたしましては、そういう啓発に力を入れてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 町としてそうなんですけれども、私は、この川についての管理、県の方ですので、県と何かこういう報告など、町としてもされる中で協議なんかもされているのかなど、しょっちゅうではなくてもね、定期的にでも何か県とこういう関係で協議などもしていただいているのかなど思ったりもしておったのですが、そのこのところはどのような県の方との関係はどのような感じでしょうか。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 今、大和川の流域の市町村、あるいは県、奈良県ですね、それから大阪府の関係で協議会をつくっておまして、そういった関係の中で水質改善をしていこうということで、これ大和川だけなんですけど、大和川とそれと支流の関係も全部出てくるんですけれども、そういったことの協議会の中で、水質改善に取り組んでいるという状況でございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 今の答弁聞いて、私その大和川の協議会、そんな大きい組織のそんなのではなくて、竜田川にしろ、富雄川にしろ、県内にある川について県と一定関係市町村なんかがこういう協議などをする場があるのかなど思ったんですが、今の答弁を聞いていると、どうもなさそうなので、ほんとに県がどのように市町村に指導をしていただいたり、協力していただいたりしていただけるものなのかなというの、今ちょっと疑問として残りましたが、それはそれでまた今後、また私もいろいろちょっと調査したいと思

ます。

それと引き続きまして、予防接種の関係169ページから170ページにかけて書いていただいている中では、非常に接種率の高いものと、そして低いものというふうにあるわけなんですけれども、この関係につきまして、接種率の低いものもありますし、接種率がちょっと不十分かなというようなものもあるんですけれども、これがちょっと前までは日本では発病しないだろうとか言われていたものでも、最近では本当に国際的になってきまして、出たり入ったり、国ね、いろいろな国への出たり入ったり、また来ていただいたり行ったりとかそんな中で、心配されるような状況もあちらこちらで言われるようになってきたということも含めましてですね、この予防接種、特に二種混合とか、三種混合なんかでも十分に数字が届いていないということと。それと、日本脳炎なんですけれども、これも日本での発症も報告されたことがあったと思うんですけど、ただこの報告書には、平成17年5月から厚労省より接種勧奨の差し控えということを言われているということでは、接種率の本当に希望者だけで、ほんのわずかな人しか受けてないということなんですけれども、この辺のところ、これらの発症について、斑鳩町の子供さんだけではなく、一定の成人した方でも、いろいろ麻疹とか、百日ぜきとかね、大人もかかったりということもございますけれども、これらの予防接種を実施していただく中でそういったところの実施するときに気をつけていただいていることなども含めまして、一定町の実施したときの考え方などをお聞かせいただけたらと思います。

○辻委員長 寺田健康対策課長。

○寺田健康対策課長 麻疹、風疹、予防接種につきましては、皆様ご存じのように、近年大人と言いますか、成人の方の流行がはやっております。そういう報告はされております。これらの原因につきましては、乳幼児期に未接種であることや、またワクチン効果が減弱といいますか、少なくなるということも発生していることから、接種の状況を見ながら保健センターでは未接種者に対しまして、また啓蒙や郵送などによりまして、接種を勧奨をしております。

また、今申されました日本脳炎の予防接種の関係でございますけれども、積極的、勧奨の差し控えということで、平成17年通知がございまして、現在、自治体の広報紙やそういった関係のことで、積極的な勧奨は行わないと。特にただ、日本脳炎の注射を希望される方につきましては、差し支えないという通知をいただいています。その理由といたしましては、因果関係は不明ですけれども、マウスを使いましての実験の結果によ

りまして、重症の症状が発生するという幾つかの例がございますので、国におきましては積極的な勧奨を差し控えるということで報告をいただいております。いずれにいたしましても、予防接種の幾つかにつきましては、受診率が多い、少ないがございます。それらにつきましては、そういう保健センターに来られました若いお子さま方に対しまして、積極的にそういう予防接種につきましては、受けてくれるようにということで勧奨いたしておりますのでよろしく願いをいたします。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 今後ですね、国際交流という中でも日々変化をしている。そしてまた、さまざまな実験をなさった結果などが出てきている、こういう中で、敏感に町としてもこれらの予防接種の取り組みについてはやっていっていただきたいというふうには願っておきたいと思えます。

それとまたあわせまして、171ページから173ページにかけまして、健診、乳幼児の健診について書いていただいています。私は、以前より3歳児健診につきましては、斑鳩町はもう3歳7か月、8か月ぐらいで3歳児健診といいながら3歳7か月か8か月ぐらいで行われているんですね。私は、やはりもう少し早い段階で、少しでも問題点を確認をし、そしてその子供さんのために取り組めることがあれば、より早い方がいいのではないかという1点と。

それと、それぐらいになられますと、もう既に保育所なり、幼稚園なりに行かれててなかなか保健センターへ行って健診を受けるということが難しいということもあって、ここにもあるように、1歳6か月に比べましても、3歳児健診の受診率は非常に数字的にも下がっているという結果もございますのでね、できれば3歳になられたら、3歳に近いところでの健診というのを考えることを考えていただけないのかということ。前から言うてましたけれども、今回もこの数字を見て、また受診率が低いことから、ちょっとそういうことを思っているところなんです、この受診率の低い点につきまして、どういふふうに取り組まれて、今後どういふふうはこの受診率を上げようと考えておられるのか、お尋ねしておきたいなというふうに思えます。

○辻委員長 寺田健康対策課長。

○寺田健康対策課長 3歳児健診の質問でございますけども、法律では、3歳になれば健診ができるということになっております。確かに、斑鳩町では、3歳児健診は3歳7か月、また8か月のお子さんに対して行っております。その理由といたしましては、3歳

児健診の中で、前に一度質問がございましたけれども、視力検査というのがございます。その視力検査を行う中では、それを通して、そのお子さまの理解度と言いますか、そういう知能の発達と言いますか、そういったものも検査をいたします。そうした中で、医師会のご意見をいただく中では、そのお子さまが3歳6か月を過ぎてからで、その視力検査とか、そういう一番妥当ではないかというご意見をいただいておりますので、そうした点から、現在、町では3歳、6歳、また7か月に対しまして行っております。

また、今、世間では約5歳児健診とも言われておりますけれども、そうしたことも考えてありますけれども、保健センターとしては、その健診の中で、いかに要観察児と言いますか、そういう発達のおくれのある方を多くピックアップして、子供のフォローをしていくことが大事ではないかということで考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 受診率これ低いんですが、例えば幼稚園、保育園に行かれています子供さんの数字というのもこれ入っているのかどうか。

それも集団とかでやられた健診が入っていてこの数字なのか、ちょっとその辺も含めて、受診率が低いことについても、月数もそうなんですけど、受診率が低いことについても私はちょっと懸念をしておりますので、そのところも教えていただきたいと思えます。

○辻委員長 寺田健康対策課長。

○寺田健康対策課長 今、委員がおっしゃいましたように、幼稚園はその分もみんな含まれております。ただ、受診率の低さについては、ちょっとわかりませんので、また調べさせてもうて報告させていただきます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 わざわざですね、理解する力とか、発達の度合いがよりわかるんだとって、3歳7か月、8か月で行われているのであれば、受診率もやっぱり上げていただかないと、せっかくそれがわかるような月数を選んでやっているということなのに、受診率が低い、そしてまた、こういうときにでも一生懸命受診しようと、親御さんも思ってもらって来ていただく家よりは、割と無関心で来ないというようなご家庭の方がより心配があるのではないかな、子供さんについてはと、私もそういう思いもございます。より多くの斑鳩町の、こんなもう3歳児健診なんか保護者の考え方ですのでね、保護者の皆さん方

に、やっぱり訴えていただいて、この受診率ぜひとも90%を超えるところへ持ってってもらいたい。そういう目標を持ってやっていていただきたいなというふうをお願いをしておきたいと思います。

それとですね、報告書の175ページにございます妊産婦相談指導の実施ということをやっているんですが、18年度に比べても19年度数字も伸びております。この際ですので、どういう方法で、どういう形で、この相談や指導というのを行っているのか教えていただきたいと思います。

○辻委員長 寺田健康対策課長。

○寺田健康対策課長 妊産婦相談、または指導の実施でございますけれども、これ妊婦届けを出したときに、保健センターの方へ母子健康手帳を取りに来られます。そうした折りをみつけまして相談を受けておりますけど、これからの出産に対しての不安がございますので、そうした場合の相談を受けております。また、出産をされてからでも、このごろの子供さんを取り巻く環境も複雑になってきておりますので、若いお母様方に対しましては、核家族化の影響とか含めまして、どのようにして育てていけばいいかという不安がたくさんございます。そうしたことにつきまして、窓口にもたくさん来られますので、そういういろんな保険制度の受診とかそういう機会を見ましてご相談に乗っておるところでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 こういうことにつきましては、非常にいいことだなというふうに思いますので、今後も看護師さん、保健師さんそれぞれの経験を生かしてこういう相談や指導というのをさらに積極的に進めていていただきたいと思います。

それと、176ページにあります食育の推進ということなんですが、ここで食育出張講座というのをやっていると。大人の人を対象のときよりは園児を対象にしてね、たくさん園児さんを対象にして19年度はやっていただいたということなんですが。これまず幼稚園行っていただいたようですけれども、保育所なんかもお考えになられているのか、今後のこういう子供さんたちへのこういう出張講座ですね、どのように考えておられるのかというのをお尋ねしておきたいと思います。

○辻委員長 寺田健康対策課長。

○寺田健康対策課長 食育出張講座でございますけれども、食習慣の基礎が形成される乳児期に食べることの大切さというものが非常に大事でございます。そうした健康に対する

意識の向上を目的としてこういうふうに幼稚園、19年度でございましたら幼稚園3箇所に出向きまして、そういう食べることの大切さを、幼児の方に対しまして指導をいたしております。保育所につきましても、同じ食べることの大切さということが大事でございまして、検討してまいりたいと考えています。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 また、ぜひ考えていただきたいなと思います。小さいときから意識を持つということは非常に大切なことで、重要な施策だと思います。さらには大人も大事なかなと思うんですが、続いてこの177ページから178ページにかけましてですね、基本健康診査を実施していただいた中で、ちょっとこれ見てびっくりしているんですけども、要指導、要医療という割合が非常に高くなっています。178ページ見ましたら、高血圧と高脂血症がものすごい数になっているんですね。これもある程度、食べ物とかでかなり改善をされたりすると思うんです。ですから、こういう方たちを対象にした食育と言うたら大人に対してあれですけど、いやでも私は、幾つになっても勉強やと、人間は勉強やと思っていますので、こういう食育に関しての推進、特にこういう結果出てますのでね、こういう方たちにやっぱり積極的に進めていただけたらなというふうに思っているんですが、その辺については何かお考えありますでしょうか。

○辻委員長 寺田健康対策課長。

○寺田健康対策課長 はい、今、ご質問ございました。基本健康診査の要指導、要医療がすごく数が多ございます。これにつきましては、当然、その80%の近くのものには要指導、要医療になってございますけれども、これと言いますのは、高齢者の方、かかりつけの医者に行ったついでに、ついで言うたら語弊がございまして、基本健康診査を受けたということでこのような数字に挙がっておると思いますけれども、ただこの次の要指導、要医療の疾病構成割合を見ますと、確かに高血圧、高脂血症、高脂血症というのはコレステロールの病気のことなんですけれども、そういうのが非常にございます。そうした意味では、食生活の改善が当然必要になってくると思います。そこで、保健センターでは成人、老人保健事業の中の一つといたしまして、食生活講座というものの事業に取り組んでおりまして、栄養運動、そして、調和のとれた健康的な生活をするということを目指して、今までの食生活をもう一度見直してみようということで、そういう食生活講座に取り組んでおりますので、よろしくお願いをいたします。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 いろいろお歳をめされた方でも、健康で長生きしていただくということが大事ですので、ぜひともいろいろな施策、斑鳩町努力して私はやっていただいているというふうに認識しております。さらにお金だけそういうふうにかけるということではなく、積極的に食生活、食育を進めて食生活を改善していくという取り組みを多くの方に体験していただいて、改善をしていけたら、なお一層効果的かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点お尋ねしたいんですが、195ページに粗大ごみのリクエスト収集というところに引っかかってくるのかなと思うんですけども、斑鳩町では、家電リサイクル法が始まりまして、その法律の中で、自治体もやっぱり処理をする責務を負うということになりまして、条例の中で、特定家電ということで条例にも書いていただいていると思います。先日ですね、小さいテレビがもう悪くなったということで、不燃物のごみ袋に入るからといって、不燃物のごみ袋に入れたテレビが置かれていたと、あの袋に入れば何でもほかしてええんかと、高齢世帯であればね、その辺がわからなくてそのまま出されたというような状況があつて、×印のシールが貼られていたというような実態もございましたけれども、それらがもうこの決算とか見てまして、ずうっと見てましてもね、特定家電、一応条例の中で運搬料3,000円とか書いていただいて、一応、せなあかんということで条例にありますけども、これまでそういう実態もあつたということも私思つて、数字で一個も出てきてないんですけども、この特定家電につきまして、希望があつたらどういう方法でやっておられるのか、また実績ですね、特定家電の取扱いの実績というのはあるのかどうかということをお尋ねしておきたいというふうに思います。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 特定家電の処理につきましては、当然、リサイクル料金がかかってまいります。これは処分される方が、郵便局でリサイクル料金を納めていただきまして、そのリサイクル券を貼りつけていただいて、テレビとか、冷蔵庫などに貼りつけていただいて、それからその処理を粗大ごみのいわゆる事務所に連絡をいただきまして、軒先まで処理をさせていただくという形になっておりますので、そのときに、処理料につきましては、リサイクル料金とは別途3,000円の収集運搬料として3,000円をちょうだいしているということでございます。

その件数ですけれども、平成19年度で53件の処理をさせていただいております。これは当然、粗大ごみのリクエストと言いますか、粗大ごみ収集の予約をしていただい

て処理をした件数でございますので、これ以外にも個人でリサイクル料金を払われて、そして指定場所、県内に2箇所ございますけど、直接運んでおられるという方もおられますが、総数はちょっとわかりませんが、粗大ごみの予約事務所で処理された件数は53件ということでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 お年寄りだけの世帯やったりしたらね、また何年前に決まったことでも忘れてはったりそんなこともあります。それで今後ですね、アナログ放送が終わってデジタル化になると、そんな中であって、さらにそのものもよくお年寄りわかっておられないような状況もありますし、本当に難しいです。いろいろ変わるとね、お年寄りそんな切り替えしにくい、ですから、そういう電波の関係の変更があることや、そしてまた、あわせてですね、こういう特定家電はこうなっていますよと、家電リサイクル法の関係でこうですよと、処理の仕方とかね、そういうのがわかるように今後もそういうことに努めていただけたらありがたいなと。やはり、高齢者だけの世帯というのがふえているということを常に意識持っていただきまして、今後、不法投棄であったり、こういったごみでの出しかたの間違いとかね、こういうのがないように努力をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。以上で結構です。

○辻委員長 ほかに。小林委員。

○小林委員 一つだけ、196ページのマイバック持参推進サポーターについてお聞きしたいんですけども、この町内大型スーパー3店舗においてマイバック持参推進キャンペーンをするということで、実際、向こうのスーパーと連絡をとるということでしたら、これマイバックの持参を推進するということはですよ、自然とレジ袋の有料化について、協議までいかななくても自然とそういう話が出るんじゃないかなと思うんですけども、今まで一度もそういう協議までも、話も全くなかったのかちょっと確認させていただきたいんですけども。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 マイバックの持参推進サポーターの方々と、レジ袋の削減ということで18年度から実施をしておるわけなんですけれども、19年度におきまして、この3店舗と意見交換会という形で、大型店舗3店舗の環境の担当の方と意見交換会をさせていただいた中では、レジ袋の有料化というお話も意見としては、サポーターの方から、あるいは行政の方からもそういうお話をさせていただいたところがございますけれども、

なかなか店舗によって考え方も違いますし、なかなか足並みが揃わないということもございますけれども、当然、今後もそういう協議をしていく中で、レジ袋有料ということも視野に入れながら、マイバックの持参を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○辻委員長 小林委員。

○小林委員 予算ゼロで、施策として挙がっているんですけれども、町内大型スーパー3店舗、もしするんですしたらね、同時にしないといけませんのでね、そういう話、協議でなくてもそういう話はある場が年に1回持っていただけるんですしたら、これもすごい有意義な施策になるのかなと思いますので、またぜひよろしく願いいたします。

○辻委員長 ほかに。宮崎委員。

○宮崎委員 一つだけちょっとお聞きしたいんですけど、186ページ、201ページにそれぞれ火葬場と衛生処理場の周辺対策って、施設周辺の環境整備というので470万円と500万円と挙がっているんですけど、これのどういうことをされたかだけご説明いただけますか。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 まず、火葬場の周辺対策ということで、三井自治会の、これも継続事業でやってきている分でございますけれども、三井集落の西側の農道の拡幅工事を継続でやっておりまして、これの地元負担金の補償金として支払っております。これが260万5,400円でございます。

それから、東里自治会におきまして、片野池の東側堤の里道の舗装ということで、これも地元で施工されたものについて地元負担金を補償金として支払った分が83万円、それから、同じく東里の村内の排水路の改良と、道路補修ということで、これも地元の負担金補償金として支払いましたけれども、127万5,000円と、この合計が471万400円ということでございます。以上でございます。

それから、衛生処理場の周辺対策でございますが、ちょっと項目がたくさんございますけれども、一つずつ申し上げます。

衛生処理場の周辺対策ということで、高安、それから幸前、高安西団地、睦の補償として要望が出ております項目について、地元の負担金を補償金として支払ったということとであります。

○辻委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 負担金で言いますと水路とか、道路とかの改修のことですか。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 主に水路、あるいは里道とか、農道の整備にかかるものということ
でございます。

○辻委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 ないようでしたら、これをもって第4款衛生費についての審査を終わります。

10時50分まで休憩します。

(午前 10時32分 休憩)

(午前 10時50分 再開)

○辻委員長 それでは、再開いたします。

次に、第5款農林水産業費について説明を求めます。

川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 それでは、第5款農林水産業費のご説明をいたします。

205ページからでございます。

農林水産業費全体といたしましては、予算現額7,516万2,000円に対し、決算額6,955万9,919円で執行率は92.5%となっております。

まず、第1項農業費、第1目農業委員会費であります。予算現額725万1,000円に対し、決算額694万6,377円で執行率は95.8%となっております。毎月の委員会開催し、通常の農地転用及び農地事務にかかる案件を審議し処理を行ってまいりました。

次に、農業委員会が重要課題として位置付けて取り組んでおります遊休農地解消対策
であります。農業委員会における農政特別委員会において、現地調査及び所有者への
意向調査を行い、その結果を取りまとめ行ったところであります。今年度においては、
その調査結果をもとに解消対策について、具体的な方策の検討を進めてまいりました。
また、遊休農地解消対策について、先進地である長野県飯島町において、地域の力で支
える農業、地産地消と地域活性化について、また滋賀県東近江市においては、民間企業
における農業を守る試みなどの取り組みについて、先進地事例の視察研修を行い、今後
の農業委員会が取り組んでいく遊休農地解消のための参考といたししております。

次に、206ページの第2目農業総務費であります。予算現額3,230万7,0

00円に対し、決算額3,215万3,290円で執行率は99.5%となっております。主に農林関係に従事する職員の人件費等であります。

次に、207ページの第3目農業振興費であります。予算現額345万7,000円に対し、決算額311万4,910円で、執行率は90.1%となっております。斑鳩町の農業を取り巻く環境は、農家の高齢化、後継者不足、不在地主の増加に伴う農地の遊休化など、依然として厳しい現状等が続いております。また、このような状況下でも、農家が自主的に直販所の開設などにより農業の活性化を図っていこうという兆しも見えております。斑鳩町としても、農業が活性化することにより、環境の保全を考える上でもますます重要な施策になると考えているところであり、今後とも農業の活性化を図る施策を展開してまいります。このような状況の中、斑鳩町内で活動している農業関係団体の支援や、集落営農への助言、指導を引き続いて行ってまいりました。また、農業をはじめとする町内産業の従事者との、住民との交流の場を提供することにより、町内産業の理解と認識を深めていただくため、斑鳩町産業フェスティバルを12月1日から2日間にわたって実施したところであります。

次に、208ページから209ページの第4目土地改良事業費であります。予算現額2,427万6,000円に対し、決算額2,076万630円で執行率は85.5%となっております。農業を行う上での基盤整備として、高安、幸前、三井地区の農道及び水路整備を実施してまいりました。また、土地改良事業の支援といたしまして、農業経営の合理化と、農業振興を促進するため、水路新設や、ため池補修などの水利組合等が行う8件の土地改良事業に対し助成したものであります。

次に、210ページから211ページの第5目生産調整推進対策費であります。予算現額467万5,000円に対し、決算額368万4,829円で、執行率は78.8%となっております。生産調整の円滑な推進を図るため、国の助成対策となる生産調整実施水田49.47ヘクタールに対し、10アール当たり5,000円の助成を行ってまいりました。

また、転作田団地化の促進といたしまして、生産調整の円滑な推進と、転作営農の安定化を推進するため助成要件を打ち出した生産調整実施水田11.39ヘクタールに対し、10アール当たり3,000円の助成を行っております。

なお、転作実施状況につきましては、農家の皆様のご理解とご協力によりまして、生産調整目標の達成ができております。また、生産調整推進対策も国の改革によって変化

しつとありますが、米の需給均等化の対策として重要な施策であることから、町としても、県、農協、農業者等の関係者と協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、212ページの第6目有害鳥獣駆除事業費であります。予算現額30万円に対して決算額30万円で執行率は100%となっております。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託し、カラス141羽を駆除しております。駆除実施に際しまして、猟友会と安全対策には十分な協議を行い実施しております。

次に、213ページ、第7目地域農政推進対策費であります。予算現額58万7,000円に対し決算額35万564円で執行率が59.7%となっております。斑鳩町における望ましい営農の実現を図るため、奈良県農協の協力のもと、合同での研修を各地区の農家組合長、関係者の参加を得て実施したところであり、担い手不足の解消に伴う集落営農等の組織化に向けた取り組みについて研修いたしました。この研修により、地域ごとで新たな営農組織の設立に向けて検討していただいております。

次に、214ページの第8目遊休農地解消総合対策事業費であります。予算現額83万1,000円に対し、決算額83万1,641円で執行率は99.8%となっております。遊休農地の解消を図るため、平成18年度から国の支援を受け、実施いたしました新規事業であります。農業委員会の全面的な協力を得て、遊休農地の現地調査、耕作放棄地意向調査、遊休農地を活用しての実証展示圃などでのソバ、菜の花、黒米、じゃがいも栽培などを実施しております。

次に、215ページの第9目農地・水・環境保全向上対策支援事業費であります。予算現額73万4,000円に対し決算額72万7,593円で執行率が99.1%となっております。平成19年からの新たな国の補助事業であります。農地や農業用水路、農道などの地域資源等の保全管理を今までの農業者に加え、自治会等の非農家の方の参画を得て、新たな活動組織を立ち上げ、一丸となって施設の保全活動を行っていかうという事業であります。斑鳩町においては、平成19年度より2つの活動組織がこの事業に取り組んでおり、その活動経費の一部を補助いたしました。

次に、216ページの第1項林業費、第1目林業振興費であります。予算現額57万6,000円に対し決算額57万3,872円で、執行率は99.6%となっております。景観保全、災害防止などすぐれた機能を持つ森林を、松がれから守るために実施しております。松くい虫防除事業が主なものでございます。被害の状況を把握しながら

被害木の伐倒駆除を引き続き実施しております。

次に、217ページの第2目里山林機能回復整備事業費であります。予算現額16万1,000円に対し決算額11万1,413円で、執行率は69.2%となっております。森林環境税を使った事業として、平成18年度から実施している新規事業となっております。里山林の機能回復を図るため、山林所有者の協力を得て、町内のボランティア団体により不要木の除去や、下草刈りなどの整備を進めております。以上で、第5款農林水産業費の説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○辻委員長 説明が終わりましたので、第5款農林水産業費について質疑をお受けいたします。

ページは205ページから217ページでございます。

里川委員。

○里川委員 213ページにあります地域農政の推進なんですけれども、共同営農の組織の育成となっているんですが、この営農組織、斑鳩町で組織がどの程度あるのか。

そしてまた、認定農業者これもどの程度あるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○辻委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 まず、集落営農組織ですけれども、斑鳩町には2つの組織があります。まず一つは、東里の営農組織です。それと、稲葉車瀬の営農組織。この2つが共同作業などの活動をしていただいております。

それと、認定農業者ですねんけど、約20名ほどおられますねんけど、ちょっと詳しい資料は今、変更の過程ですので持ち合わせておりませんので、後ほどまた資料として提示させていただきます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 それとですね、いろいろと農業振興会などにも支援をいただいている関係あるんですが、207ページにそのことが書かれているわけなんですけれども、この農業振興会さんの方にお願いをして、地産地消の取り組みとして学校給食の方に、できるだけ斑鳩町のものをとということやっていただいているというふうには思っておるんですが、これ割と何ですか、いろいろな説明聞いてましたらね、農家さんの高齢化とか、後継者問題とかいろいろ今後心配な問題点もいろいろあるという中で、農業振興会の皆

さん頑張っていただけしているのかなと思ひながら、ちょっと地産地消の取り組み、せっかくですので、私はやっぱり続けていっていただきたいし、斑鳩町の子供たちにおいしいもの、安全でおいしいものを食べてもらいたいということの中では、農業振興会との関係というのは、やっぱり切っても切れないような状況の中で頑張っていてほしいというふうに思っているところなんですけど、これにつきましては、どんなペースで、どういうふうなやり方で農業振興会さんが、学校の給食などにも御協力いただいているのか、担当の方でつかんでいただいているのかなと思ひますので、教えていただけたらと思ひます。

○辻委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 農業振興会の学校給食への納入の取り組みですけれども、一応、学校の方から、あるいは給食の担当の先生の方から、小学校は小学校、中学校は中学校、保育所は保育所、まとめて一応、観光産業課の方に一応明細が届きます。学校給食に必要な野菜類の名前が書いた、必要量の書いた伝票になります。それを振興会の方へ渡しまして、振興会の方でそれで納品できる、種類、量等を確認していただきまして、それを学校給食の方へ報告しているという形です。それで、実際には、斑鳩町でとれる、量的に確保できるものが主になります。なかなか斑鳩町でつくってないものもかなりありますので、それと軟弱野菜類につきましては、学校の方まで手がまわらないというところもありますので、主に根菜類とか、果樹、なしと、それから最近では、イチゴを新しくされた方もおられますので、その方のイチゴを納品したりという形になっております。比較的、種類のには少ないんですけど、量的にはかなりやっていたいただいているのがあります。以上です。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、まとめて明細になってきて、確保できる可能なものについてですね、各学校へ納めたってもらえるのかなと思ひたりするんですけど、それもすべて農業振興会の方で作物集めて、それで卸しに行くというような作業についてもやっていたいただいているのかどうか、確認させてください。

○辻委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 納品する作物はすべて各学校の給食室で振興会の方から納品していただいております。個々に回っていただいております。

○辻委員長 ほかに。西谷委員。

○西谷委員 全般のことでなんですが、里川委員も言いましたように、農業者の高齢化というのは深刻な問題で、やっぱり農地の存続というのが危ぶまれているわけですが、特に山間の棚田のようなところには、相当やっぱり効率の悪い中では、なかなか高齢者にとっては大変なんかなと思うんですが、反面例えば明日香なんかやったら、棚田を逆に利用してオーナー制でお金を払ってまで田植えに行く人や、斑鳩からでもそんな方がおられるんですが、そういうのを見てくると、明日香の棚田ということでしたら、別に斑鳩というブランドで、そういうオーナーで棚田で、チラシまで見ていると、相当、非常に交通の便が、車でやったら結構近い割に、そういう棚田があって、まだ里山が残っている中では、ああいうところというのはちょっと考え方によっては、観光も含めて、こういう農業の棚田のオーナー制みたいなのができる可能性があるのか、違うんかなと思うんですが、行政として、そのような発想であの地域の農業について考えられたようなことがあるのか。あるいは全くそういうのはないのか、その辺のどこちょっと聞かせてください。

○辻委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 斑鳩町の方で棚田というのは、主に白石畑地域なるとおもいます。白石畑地域につきましては、かなり以前ですねんけど、高齢化によっていろいろな土地の条件が悪いので、それを少しでも改善するための基盤整備という話がありました。しかし実施には成功というか実施はできなかつたんですけど、そのために今現在ではかなり遊休化が進んでいます。約13ヘクタールの農地がありますねんけど、その60%程度が遊休化進んでいるという状況です。これから遊休農地対策で農業委員会も取り組んでいかなければならないんですねんけど、その解消に向けて。それに対しての対策等は今検討されている最中でして、実際どういう形になるか、また、向こうの意向、農家の方の意向も今聞いております。今回また新たな国からの施策もありますので、それについて意向も聞こうという考えです。

それから、オーナー制のことにつきますねんけど、確かに農業委員会も、明日香の方の振興公社の方へ研修をしております。と色々な内容も聞いてもおります。それについての話も農業委員会の方でもされております。それで、今のところ斑鳩町民に限ってですねんけど、今、そば栽培をしておりますねんけど、それを一緒に作物を種まいてから、協力してもらおうとして今、検討を進めているところであります。

○辻委員長 暫時休憩します。

(午前 11時08分 休憩)

(午前 11時09分 再開)

○辻委員長 それでは、再開いたします。

川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 そういう形で、オーナー制という、まだそこまできてませんねんけど、一緒に農業委員会でその意見を聞こうという形で、今、19名の方が参加していただいておりますので、その方から意見を聞いて、実際オーナー制をどういうふうに定着するかということも検討課題にあがっておりますので、今年度、来年度にかけてその検討も進めていきたいと思っております。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 実際に斑鳩町に住んで、明日香へ米、その時期になったらオーナーとして作りに行かれる人、あるいはミカンの木を年間1万円か5,000円でしたか、自分の木があって、それを要は取りに行くだけ、あとの管理は全部農家の方がやってくれはるという、いろいろなパターンあると思うんですが、ただ私は、時々白石畑へ行くんですが、非常に環境もええし、法隆寺の裏山でネームバリューもあるし、それでなおかつ静かで、いついってもウグイスが鳴いていてという中では、ああいうところでやったらかなりいけるん違うかなと思う。現実的に白石畑の住民の人から見たら、ほとんど年配、高齢者ばかりで、行くたびに言われているように、田んぼが減っていく中では、何とか町として、行政としてちょっとしたアイデアで復活させられるんやったら、そういう形でちょっと検討してほしいなと思っておりますので、ぜひ実現するような形でお願いしたいと思っております。

○辻委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 この問題につきましては、いろいろ質問ございました。やっぱり町民に対して、多くの方が土に親しむというような機会をつくってほしいというような要望もございました。我々としても、やはり斑鳩町としては、先ほど課長が言うてますように、オーナー制という特殊なものとしての位置付けというのはむつかしいかもわかりませんが、一つオーナーとして、一つのを続ければ、それに多くの方がそれに参加するというような方法をやっぱりとらなければいけないのかな、そのためには、やはりそういうようなものを検討、研修をこれからしていくと。やっぱりそれは農業委員会の方ですね、いろいろ苦勞してもうてですね、菜の花ですとか町民にソバをつくるのかいう

ような方向も含めながら考えていくということの会合を図りたいとこのように思っています。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 すみませんもう1点だけ。成果報告書の214ページに遊休農地の再生活動の実践ということで書いていただいています。私も議会から農業委員に行かせていただいて、ソバとか、菜の花などもこれまで一緒にさせていただいてきた経緯がございますが、新たに19年度からここには黒米やジャガイモということも書かれています。こういうことをやっていることについてのPRですね、やっぱりなかなかうまいこと町民さんに浸透していきにくい、関心のある人だけは知っているねんけど、全般的になかなかご存じない、ですから、私なんかも菜の花の油をみずから買って、こんなん使っているよとか、いろいろな人にこんなことやってとか、話はしてますけどね、意外と皆さん知られてないということでは、せっきく農業委員会を中心にこういう取り組みをやっていただいていることをですね、また町民さんにも広く理解、認識していただいて、そしてまた、そこで採れた物などについても、多くの町民さんにまた購入していただけたり、利用していただけるということを目指していただかないと、せっきくやっているけど、どこかの力が弱かったら伸びていかないとかいうこともありますので、総合的にやっぱりいろいろな視点で伸ばしていくということが求められているのかなと思いますので、PRに力入れて努めていただきたいと思いますので、これは要望にとどめておきたいと思います。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 この関係については、もうソバの関係でも、ソバピクニックを法隆寺から歩いて、先着200名様にとということで、すぐ完売できましたし、あるいはまたこの菜の花プロジェクトでも、あそこで油を、あるいは黒米を売りますと、すべて完売というようにですね、住民の方々は非常に関心はお持ちでございますし、また菜の花プロジェクトについては、いろいろとこの自然クラブという中で、いろいろと皆さんお力添えいただいてやってますし、これはもう当然、菜の花プロジェクト、あるいはまたソバ、あるいは黒米、ジャガイモ、これに関しては皆様方は関心をお持ちですし、特にやっぱり農業委員の皆様方は、非常に熱心に、またそういう指導を、やっぱり遊休農地をどうあるべきかということで努力いただく、これは継続することが一番大事ですけども、そういう中で、今、里川委員おっしゃるように、そういう宣伝をどうしていくのか、また町民

の方々はどうしていくのかということで、そういう試行をしながらやっておられる、その姿については、我々はこれからも応援をしていきたいと思っています。

○辻委員長 ほかに意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 ないようでしたら、これをもって第5款農林水産業費について審査を終わります。

次に、第6款商工費について説明を求めます。

川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 それでは、第6款商工費についてご説明申し上げます。

218ページからでございます。

第6款商工費であります。商工費全体といたしましては、予算現額1億1,617万3,000円に対し、決算額1億1,418万661円で、執行率は98.3%となっております。

第1項商工費、第1目商工総務費であります。予算現額5,239万5,000円に対し、決算額5,159万4,778円で、執行率は98.5%となっております。まずこれは商工事業や観光事業に従事する人件費等が主なものであります。

次に、社会参加促進支援では、シルバー人材センターの充実につきましては、高齢者の方の豊かな知識と経験、技能を生かした就業の機会を提供している斑鳩町シルバー人材センターの運営に対し、活動助成を行いました。また、シルバー人材センターの事務所建設につきましては、シルバー人材センター会員の活等拠点として、作業、研修、会議等を行うシルバーワークプラザの施設整備を行い、高齢者の社会参加の促進に努めました。

次に、219ページの第2目商工振興費であります。予算現額1,563万2,000円に対し、決算額は1,562万2,809円で、執行率は99.9%となっております。我が国の経済の先行きにつきましては、緩やかに景気回復が続くと見込まれていますが、斑鳩町においては、小規模事業者等が中心であることから、依然として厳しい経営環境が続いているものと思われまます。また、商業を見ましても、大規模店舗や、郊外に位置している店舗等の進出により、地元商店街が寂れるなどの厳しい状況がまだまだ続いています。このような状況の中、斑鳩町の商工業者に対しての支援を行っている斑鳩町商工会の活動に対し、引き続き補助を行うとともに、町内商工業者の経営安定を

図るため、融資に対しての債務保証などの助成を行ってきたものであります。

次に、220ページの第3目観光費であります。予算現額1,044万円に対し、決算額1,037万5,692円で、執行率は99.4%となっております。世界遺産に登録されている法隆寺を観光資源とした斑鳩町の観光も、観光客のニーズの変化により、修学旅行を中心に減少傾向にあります。厳しい状況になっている中、法隆寺参拝客が増加したこともあり、今年度は観光客の増加を見たところでもあります。このように、目まぐるしく変わる観光客の動向をつかむために調査に協力するとともに、インターネットによる観光情報の発信など、多種多様な宣伝誘致活動を展開しております。また、外国人観光客の誘致を図る目的で、木造世界遺産の所在する市町村による木造の世界遺産市町村連絡協議会により、ビジットジャパンキャンペーンの一環として国とともに積極的な誘致活動を行い、外国人観光客の増加に取り組んでまいりました。

次に、221ページの第4目観光会館費でございますが、予算現額38万9,000円に対し、決算額34万5,184円で、執行率は88.7%となっております。観光会館の維持管理であります。現在では、主に地域住民の交流の場として活用されている状況であり、これらの方々が安全で快適に利用していただきますよう維持管理に努めてまいりました。

次に、222ページの第5目消費者対策費であります。予算現額48万5,000円に対し、決算額46万9,763円で、執行率は96.8%であります。消費者保護対策の充実としまして、消費者相談の実施にあつては、消費者相談窓口を毎週木曜日に開設し、住民の方々からの相談への対応に努めましたが、相談件数は37件でありました。昨年と比べると30件の減となっておりますが、相談内容は複雑多様化し、悪質業者の手口も巧妙になり、国民生活センター等の法律の専門家にもご協力を得ます中、相談体制の充実に努めております。

また、生活設計学習会の開催であります。今年度の金融商品の利用方法や、安全・安心な暮らしのための生活設計、知っておきたい暮らしの税と、生活の合理化に資する知識を取得することを目的に学習会を開催いたしました。

次に、223ページから224ページの第6目歴史街道ネットワーク事業費であります。予算現額891万円に対し、決算額867万1,013円で、執行率は97.3%となっております。14回目となります太子ロマン斑鳩の里観月祭を9月22日に奈良金剛会の協力を得て、聖徳太子ゆかりの斑鳩の里を発祥の地とする能楽「金剛流」

による講演を行いました。また、斑鳩町の伝統行事であります秋祭りの太鼓台が中心としたイベント斑鳩の里ふるさと秋祭りを引き続き、住民主導による実行委員会の企画により実施いたしました。今後は5年に1回の開催となることが決定しておりますが、次の開催、平成25年度になると思いますが、それに向けて、また実行委員会で検討されるものと思います。

また、斑鳩の里を訪れる観光客のための観光案内板の新設、改良、QRコードの設置、観光パンフレットの改正を行いました。

次に、225ページの第7目法隆寺iセンターの管理費であります。予算現額1,905万3,000円に対し、決算額1,874万1,330円で、執行率は98.4%となっております。平成18年度から法隆寺iセンターに指定管理者制度を導入し、斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営に努めるところであります。法隆寺iセンターは歴史街道構想の拠点施設として位置付けられており、斑鳩町及び周辺地域の観光情報の提供、案内を斑鳩町観光協会を中心として、観光ボランティアの方々の協力を得て行っていただいております。観光客の皆様には、大変好評をいただいているところです。

次に、226ページの第8目観光自動車駐車場運営費であります。予算現額886万9,000円に対して、決算額835万8,092円で執行率は94.2%となっております。観光自動車駐車場におきましても指定管理者制度を導入し、斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行っております。指定管理者であります斑鳩町観光協会におきましては、観光シーズン等の駐車予想台数を的確に把握する中、職員の配置などを調整し運営に努めてまいりました。以上が、第6款商工費の説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○辻委員長 説明が終わりましたので、第6款商工費について質疑をお受けいたします。

西谷委員。

○西谷委員 219ページの商工会に対する支援なんです。1,260万円ということで、コンスタントに商工会に支援されているんです。現実的には、商工会のこの費用そのものが商工会の事業とかというよりは、どちらか言うと、あそこの職員とかそういう形で消えているのかなという感じがするんですが、基本的には、斑鳩町の商工会で町が支援する場合には、もう少し町の商工行政そのものが活発になるようなそういう事業とか、そういうところへ補助をすとかという形で考えなあかんの違うかなというようなことをずうっと思っていて、その辺のところ、町の考え方をお尋ねしたいのと。

それと、以前にも言うたんですが、商工業者の債務保証料の補給による支援ということで、内容としては、中小企業者の成長発展のために債務保証につながる保証料を補給するんやということで書かれてまして、実際にその住民のこの感覚からすると、相当、町のこの事業というのはちょっとずれているのかな。借金してはる保証料の分まで何で行政がそういうことを補填せなあかんのかなということを素朴に疑問に思うんですが、この辺のところちょっと再度ちょっと確認、教えていただけませんか。

○辻委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 商工会に対するまず支援でございますが、1,260万去年は補助しております。その内訳は、運営費に810万、事業費に350万という形で補助をしておりますが、西谷委員が言われるとおり、商工会の本来の目的であります商業活性化等の方に使われていけばいいんですけど、主な運営に関しては職員の給与等、国の補助も県の補助もありますねんけど、そういうことになっております。決算状況もそういう状況ですけど、まだそれ以外にも商工会の会員さんに回しまして、行事等を行っていただいておりますけど、まだまだ活性化の具体的な方策等は練られてない状況かと思いますが、前年度から商工会の方、また観光協会も含めますけど、まちづくりの実行委員会を立ち上げましたんで、それに基づきまして活性化についての協議を進めている、町からそういうことを投げかけました。そういう活動をこれから活発にされるものと期待しているところです。

それと、商工業者の債務保証料の補給につきまして、これは商工業者が設備投資、またこれからの営業を活発化するための資金としてされる事業資金、奈良県が出している事業資金に対しての保証料、補填をしておりますねんけど、そういう商工業者の活発な活動を支援するための一つの手段として、斑鳩町の場合はこういう債務保証を請け負うという形で実施している状況です。以上です。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 運営費の810万ですか、これはちょっとわからないです。事業費のこの350万って、これは具体的にはどんな事業費の中で使われているんですか。

○辻委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 主なものとしましては商工祭とか、そういうイベント関係に主に使われております。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 私はやっぱり商工会で、行政がお金を出すというのは、その一つの起爆剤として、呼び水としてやっぱり商工業者そのものが地域の中で、今以上に活発に動いてほしいということの中での私は行政の呼び水でなかったらあかんと。実際の経常経費の人員費とかで、あるいは商工会の祭とかいう部分に使われていたら、ちょっと違うんかなと思いますので、ぜひとも今言われたら、相当、そういうまちづくりについて、今検討されているということなんで、それやったらそういうの成果が上がるような形でお願しておきたいなと思います。

それと、多少それとも関連あると思うんですが、224ページに、観光ルートサインの整備ということで挙がっております。今でも石碑になったところからずうっとなんですが、相変わらずJRの法隆寺駅から法隆寺まで行く道がわからへんから、毎日何遍も聞かれるんやということ、そういう苦情を聞きます。観光ルートのサイン、もう少し何とか観光客の方が、JR法隆寺駅に来て、スムーズに法隆寺へ行けるようなそういうルートができへんのかなと思うわけです。実際に自分が歩いてみて、なかなかちょっとわかりにくいなと、これやったらしゃあないかなということ、何か、一つ目の目印とか、あるいはなかなか看板をボンボン、ボンボン立てるとするのは物理的に無理なのかもわかりませんが、例えば、歩道のところへマーキングみたいな形で、それをつとって行ったら法隆寺まで行けるとか、何かそういうとりあえずすぐにでもできるような方法で、法隆寺までの案内のルートを確保するというようなことはできないんじゃないかな。多少、県道高田王寺線のところなんか見ていると、やっぱり県道やったらなかなか町としてにくいという部分あるのかもわかりませんが、何とかならんのかなと。斑鳩町へ降りられて、ああさすがに斑鳩の里へ来たなって何かそういうことを感じてもらえるようなそんなことができへんのかなと考えているんですが、町として今考えられておられることをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 今いろいろと西谷委員おっしゃるように、看板とか、あるいはそういう形です。だれでもが不安なんですよね、不安でやっぱりその駅へ行ったら、観光案内所があればそこで聞くと、聞いてそして何メートル歩いたらまたちょっとわからないというような、現状はそれあります。人間、車乗っていたかって、今カーナビあるからどうかということですが、やっぱり最初るときやっぱり道一遍行ったかて、またもう一遍ということ、わからないです。そういうこともございますから、だれだってそらそういう方向

で歩けりゃ、それは間違いないです。それは町も何遍もそういう創意工夫はこらしてです、どこの先進地を見に行つて、色つきの舗装し、そこへQコードを入れてやって、しかし下を見て歩いてかて、その目的地へ行くかというたらなかなか行かない。あるいはこの横に看板あつても、なかなか見られない。その看板が目の上にあつて届かないとか、いろいろなことをご指摘ありました。特に駅の北口から降りられた場合は、商店街があつて、そういうことで連絡みたいで、そしてカラー舗装を行つたらということになるんですけども、我々は知っているからわかるけども、初めて来られた方はなかなかわからない。観光案内所でバス乗り場はどこですか、あるいはまたそういうことで聞かれて、歩いたら何分かかりますかと、そういうことになってこようと思います。ただ、こういうような難しい問題で、必ずしももうそこは絶対に迂回路と、松並木みたいな方向づけがあれば、それはもう法隆寺ということはわかるわけですけども、それまでの線ですね、前も斑鳩パークウェイの問題で近畿整備局へ行った当時の所長はですね、やっぱり動線を外したらいかん、斑鳩から法隆寺の駅からやっぱり法隆寺へ行ける動線をつくるべきやろと、それは何かと言うたら、やっぱり並松からずうっと抜けてくる道やということもおっしゃっているんですね。やっぱり何かその今うちの場合は、なかなか以前から交渉したら松並木からずうっとまっすぐ来る、西興留に到達する、あの道の関連、拡幅ができなかった、やっぱり住民の協力がなかなかしにくいというのか、そういう形で今も現道は道はありますけども、なかなかそういう点では広げられなかったということもございますし、そこらの部分もございますし、確かに看板がどうかというよりも、やっぱりまず不安なのは、まず降りたときに法隆寺ってどこですかとこう聞かれる。幸い、JR法隆寺駅の方に観光案内所がありますから、そういう点では、1日平均何百人という方が聞かれるということで、パンフレットをいただいて、そして回っておられる。町としても、再三そういう点では、カラー舗装したり、あるいはそういうことでやるんですけども、なかなかそれがいかない。そういう点について、今後やっぱりどうあるべきかということをもう一遍、総合的に考えていかんと、看板がええのか、それとも自分にわかつたらええのか、お客さんが来てわかるようなそういうのはどう目につくのか、そこらの感覚をどうしていくのかということ、これからもう一遍、再度検討する時期にきているんじゃないかと思っています。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 それでは、長期的にはそら町長が言われるように、松並木伸ばして、これ壮

大な計画なんです、そういう部分と、それと、今現在困ってはる、聞かれへんなかなか法隆寺まで行きづらいという中では、ちょっと町長が言われたような形で、ちょっと検討していただきまして、それがまた、一つのルートとなって、そこへ逆に商工業者でも貼りつけるような、そういう形になればええなという形で思っています。

それと、同じそのルートの中で、夜間になると相当地域の部分が街灯がなくて暗いということも、他方感じるんですが、その辺の対策というのは町はどのようにされていますか。

○辻委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 先ほど、いわゆる法隆寺のメインアクセスについてのわかりにくいという指摘がありました。わかりにくい点もあるし、将来、幅広い面からこのアクセスについての考え方を取りまとめなければならない、という答弁をしていただけたらということでございます。

今、ご存じのように、いざない大路という形で、県道に沿うて、歩道を銅板を入れてアクセスやっているわけですね。それは確かに、今、町長がおっしゃるように見にくいわけですね。そういうことからクリアしていかなあかんと思いますけども、今ご指摘のやっぱり照明については非常に暗いし、私もわかっています。それは一回県に言うてですね、どうして下さいということに相談をしたいと思えます。

○辻委員長 ほかに。吉野委員。

○吉野委員 先ほど町長さんがいろいろな点で再度検討する時期というお話がありまして、私議員なりたてに、一番最初の質問のときにですね、法隆寺駅のことをいろいろ申しました。現在どういうふうになっているのかなと思っていますと、そのままでありまして、また皆さんに、観光客さん、あの辺の売店の方とか聞きますとですね、私の質問したとおりの、懸念したとおりのことが起こっておるわけです。一つは、正面看板がいかにも小さいということですね。あれもうちょっと大きくなるのかなと思います。それは皆さんおっしゃいます。

それから、腰かけのイスを欲しいということで発言しましたが、いろいろなことでそれはできないと、現在どうしているかという、恐らくあれ観光協会さんだろうと思えますけども、南口のちょっと目立たないところに、3人がけぐらいができるようなイスが置いてあります。そこにですね、結構これ利用率がよくて、お年寄りとかがゆっくり腰かけて二人で話たりしますと、このイスはやっぱりいいなと思ったりするわけですよ。

恐らくああいうものは、持っていったり、いたずらする人もいる関係でしょうか、かなり大きいくさりをつけてですね、そういうことにあわないようにしながら置いてありました。そういう点もありまして、大体イスは必要かなと思いますね。もう1箇所北口の方に、同じようなものがあつたら喜ぶ人が多いんだろうと思います。

それから、ごみ箱の件ですけれども、確かにごみ箱があると、その管理大変なことでありまして、キヨスクの方がですね、今でも相変わらずごみを持ってきて、ポイと置いていくと、そこでは処理できないものだけは、これは勘弁していうて持って行ってもらうんだと、こういう話をしておりました。これだけの観光地ですから、やはりそのぐらいのリスクは、町としても負わなければならないんじゃないかと私は思っております。

それから、もう一つは、正面改札口を出たところに時計が欲しいという要望ですね。それもあります。デザイン性ということで、法隆寺の回廊を模したものでなるべくデザインのものをごちゃごちゃと置かないんだと、それから、ポスターも置かないんだと、こういうふうなお話で、それはそれで納得しますけれども、最低の機能性ということは、正面看板とかについては、また町長さんおっしゃるように検討する時期ではないかなと思います。

それからもう一つは、くさりの話ありましたけれども、ここではくどくどとは言いません。モニュメントとしてつくった時計塔ですけれども、これが皆さんおっしゃいますけれども、これこういう時計塔があるんだという議員どなたかの新聞を見て、わざわざそこへウォーキングの途中で行って見たと、そしたらどこにあるかわからなかったと、なかなかちゃんとあるやないですか、わからなかったと言われるんですね、私も何回も見ますけれども、私はある場所はわかっているから見たらわかるんですけども、あれもうちょっと嵩上げする必要があるんじゃないかと思うんですよ。あと、50センチかそこら嵩上げすれば、結構目立つものになると思います。お金はかかるかも知れませんが、今やっという方が私はいいだろうと思います。そういうことが思います。

それから、もう一つ最後に一つ、北口、南口でJR降りた方をウォーキングとかで、私どもがここへ降りてくださいよと言って御案内してまして、その場所へなかなか来れなくてですね、北口行って見て、ああ違ったといって南口へ行ったりしますので、その待合場所の何かマスコットの目印、例えば大阪駅ですと何でしたっけな、噴水とかですね。鈴とか。JR王寺駅ですと、天女とかですね、ああいうふうなものがあるって、そこへ行けばここだとわかるわけですよ。議会でも質問させてもらいますけれども、ぜひ北

口、南口に1箇所ずつ、ウォーキングしたときに集合する場所の目印をつけていただきたいと思います。以上です。

○辻委員長 小城市長。

○小城市長 一般質問でもいただいたんですが、JR法隆寺駅の関係について、時計の関係等については、私は別段嵩上げするとか、しないとかいう問題ではない。やっぱり時計は時計として、やっぱり皆さん方結構見ておられると思いますし、また関心をお持ちだと思っています。それとあわせて、やっぱり正面に時計をつけるのがいいのか悪いのか、あるいはまた、北口のロータリーが整備されて、時計はつけるということで、今、現在進めておりますけれども、私は今考えているのは、やっぱり正面の自由通路のあそこにですね、やっぱり商工観光のあれをしようとすれば、あそこでやっぱり何かを販売をするという一つの方法も考えていかなかったら、余りにも自由通路であってですね、片一方ではそういういろいろな広告をどんどんお願いして、その財源にしていくという中で、私はできればああいう自由通路をモニュメントということもございますけども、それはもう皆さん方よくわかっている、斑鳩らしいこういう一つのもんですから、やっぱりそこで一つのものをしていくというのか、そういう活動をしていくことによって、やっぱりイスの関係も、そういう仮にベンチを置きますとベンチを管理するということもできますけども、今の状況でいきますと、自由通路でありながらだれが管理するというので、イスの問題でも、仮にもしそういう事故が起こった場合、これはやっぱり我々としては、順を追って責任をとらなきゃいけませんし、そういうことで、これからもそういう点については、今後私はやっぱり自由通路をうまく活用していく方法を考えていきたい。来年度4月ぐらいからは、一つそういう点については、自由通路を活用してですね、商工あるいはそういう観光の関係等について、物産展をするのか、あるいはそういうものについて、地元の方々のそういう地産地消というか、そういうものもございまして、そこらの部分を踏まえて検討しながら、そういうものができるような状況、環境をつくってまいりたいと思います。

そしてまた、北口に降りますと、ライオンズクラブが寄附された法隆寺の図面が壁面にかかっていますし、南口は、幸いエスカレーターを降りますと、広場がございましてからですね、そこに大体集合というのはわかると思います。大阪駅とかいうのはそれはもう真ん中に中心がどこにあるとかいうことは大体わかりますけども、JR法隆寺駅の場合は、自由通路を降りて北口の場合はもうそこに法隆寺の図面がかかったライオンズク

ラブから寄贈された関係のものと、あるいは南口は、その前に案内板と広場がございます。ここが一番よくわかると思います。あそこは大分、ただ夏の暑いときもなかなか暑いですから、そういう点では難しい問題あると思いますけど、集合場所はそういう点では、注意をすれば、それを書いていただければ、必ずそこへ集合していると思いますし、あと、今、吉野委員もおっしゃるように、そういう点については、今後、自由通路については一つ勉強したいなど。その上で、正面の時計がええのか悪いのか、そこら検討を加える必要があると思っております。この時計というのは、必ず出てくるんです。もうそら何年経ったかって、健民グラウンドかて、時計なかったんです。それでも時計をつけてくれて、時計、今ついてますよ。上宮遺跡公園もそうなんですけども、当初は時計がなかったんです。時計をつけると。大体、皆さん方はそれはもう必ず。ただ、一番我々が心配するのは、正面の時計が12時やと、この北口の時計が12時3分やと、こっち側12時何分やと、必ずこれ言うて来られます。斑鳩のサイレンの12時のサイレンでも、結局時報によってぱっと鳴らすんです。ちょっとおくらせていますよということでも言うて来られることもございますし、そういうことは敏感なんです。そこらのことも十分考えながら、我々としては、できるだけそういう点について、工夫をしながらですね、一遍検討したいと思います。

○辻委員長 整備とかだったら、JRの周辺整備のところの関係もあるので、またその辺も注意しながら質疑をお願いしたいと思います。

ほか。里川委員。

○里川委員 この款では外すことができない質問なのでさせていただきたいと思います。

そもそもこの19年度の予算の審査をさせていただくときに、大きな問題となっておりました指定管理者制度の観光協会の問題なんですが、代表監査委員さんからいろいろ御指摘をいただいた中で、19年の3月議会では、相当な修正案まで出されたような形で、この指定管理者問題いろいろありました。そんな中で、予算審査においても、町としては一定の方向や、一定の姿勢を示されてきた経過がございます。我々としましても、それらについての議論をしてきたという経過を踏まえましてですね、この間の観光協会の法人格の取得であるとか、指定管理者としての認識を持っていただいたの運営というんですか、こういったものについて、どのようにされてきているのか。また、町としてはどのように指導なり、勧告なりしていただいていたか、この辺のところについては、やっぱりきちっとこの款で聞いておかなければならないと思いますのでお願いしたいと

思います。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 この問題ですね、観光協会が法人格を持つべきという監査委員からの御指摘で、そういう点については、県と協議をしながら、今現在も進めています。そういう点について、時間はかかってますけども、今現在社団法人というのか、そういう法人格の関係等について、今現在県に対していろいろと御要望、また申請処理等いろいろ整理をさせていただいています。

また、指定管理者でございます観光協会等については、やはりできるだけ経費の節減、そしてまたやっぱり事故のない、そういう問題等について、できるだけ一番難しい問題はやっぱり忙しい時期、4月、5月、6月、そしてまたこれから始まるこの9月下旬から10月、11月、この6か月の間は忙しいということで、最近は門前の業者さんがかなりバスをとめておられますから、非常にそういう点ではバスも減っておりますものの、毎日何台かのバスは来ますから、あるいは乗用車、昨今の場合には特にゴールデンウィーク、あるいはまたそういう夏休みとか、盆の関係等については乗用車を、そういう対応等についてこれから指定管理としての責務を果たしていく、そういう点について、非常にそういうきめ細かな配慮をしながら、何言いましても、事故のないことが一番だれしもが当然です、一応指定管理になって事故のないと、事故が起こらない、そういうことに十分注意をしながらですね、現在取り組んでおります。幸い指定管理をしている中では、非常にうまく効率よくやっていたのではないかと、ゴールデンウィークの関係等についても、門前の業者等も駐車場満杯である中で、私どもも藤ノ木古墳のあれをさせていただいて、数点の車もうまく回転したから、西里あるいはその周辺の方々の苦情はほとんどなかった。大体ああいう時期になると、車が家の前にとめられるから、もうとにかく町として何とかせえということは電話必ずかかってくる、そういう苦情はなかったこともございます。今後やっぱりそういう指定管理としての責任を十分保持しながら頑張っていきたいと、こう思っております。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 代表監査委員さんの御指摘の中のまず第1番は、その法人格の問題だったんですが、そういうことも含めて、契約期間を再度1年で行うべきだという、私は考え方でしたが、町は3年ということで出してこられた。そのことについて、1年でというような修正案まで私たちは出した経過がございます。否決をされまして3年、町の提案ど

おり3年通りましたけどね、まさしく私はこういうところを見たかったわけです。19年度終わった時点で、1年間かけてそこがきちっとできたのか、できてないのか、そういうことも踏まえて、さらに契約期間というものを定めたかったというのが、実際の私としては気持ちです。ですから今まで、ちょっと時間がかかっているということで、非常に残念に思っています。

それとですね、指定管理者制度になって、非常に効率的な運営をされたということです。そんな中におきまして、私はじめて原付バイクで、iセンターのところとめさせていただきまして、料金をとられるというようなことがありまして、原動機付自転車でも一応駐車料金を取られるんだということにちょっとびっくりしたんです。そこら辺の線引きですね、どういう用事で来られた方とか、そんなん分けにくいと思うんですけども、その辺の使い分けというのをはっきりきちっとお金を取る以上はされているのか。そして申しわけないですね、私駐車券、領収書いただいたんです。別にお金払うことは全然やぶさかではございませんが、この駐車券にね、二輪自動車と書いてあるんですね。私は二輪自動車乗って行ったつもりはないんですけれども、二輪自動車しか書いてないと。もし原動機付自転車も含むのであれば、そういう表示は最低、町営駐車場と名前打って領収書出されるのであれば、そういうところはやっぱりきちっと整理はしといていただかんとあかんと。混乱します。混乱したら、また口々にいろいろなことを言われますのでね、できましたらその領収書の券、それときちっとどういう状態で料金をいただくように設定しているのかということなどもあわせて御報告を求めたいと思います。

○辻委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 まず、原動機付自転車の件ですねんけど、これにつきましては、斑鳩町観光自動車の条例に基づきまして、自動二輪車として（原動機付自転車も含む）ということで条例で設定されております。しかし、今回のチケット言いますか、駐車券については、その注意書き等が抜けておりましたので、これについては誤解を招かないように即刻改善をしたいと思います。その点よろしくお願いします。

それと、斑鳩町の場合、駐車場と、それからiセンターと、駐車場の敷地というのか、そういう中に設置されております。それと、経営とiセンターの運営等はほぼ同一的なことになりますので、iセンターの用事で来られた場合につきましても、一時的に観光案内等で来られる、一時的な停車的なものにつきましても、駐車料金を取っておりません。これにつきましては、今、判断的なことにつきましては、今現在では、駐車場の担

当しておられる方々に、その入場の際に、用件等を聞き取りさせていただきまして、その内容等によって駐車料金をいただく、いただかないというような形で判断しているような状況です。約現在は30分以内、もうすぐ出ていくような用件、要は納品とかそういうものもありますので、そういう点に関しましては、駐車料金は取らないという形で運営をしていきたいと思えます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 できるだけわかりやすい運営をしていっていただいて、住民などとのトラブルとかがないようにやはりしていっていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それとですね、報告書の218ページにございますシルバー人材センターの充実で、これ補助金出されているんですが、申しわけございません、どこかに書いてあるのであれば、私見落としているのかもわからないんですが、やはりこういうふうに補助金出す場合ですね、シルバー人材センター生きがい対策は何名ぐらいの方が会員さんいらっしゃるのかというのが、わかりやすく表示をしていただくというのが、いろいろな目安となりますので、できましたら、斑鳩町、これはわからないかわかりません。斑鳩町の対象になる人口の中で、何人さんほど会員さんで登録していただいているのかということ、この斑鳩町の生きがい対策として行っている中にね、やはり有効にこの事業が行われているのかどうかということを見させていただく中では、一定そういう数がわかるようにしといていただけたらありがたいなというふうには思っているんですが、今わかるのであれば教えていただきたいと思えます。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 大体19年度の関係等につきましては、大体360人が登録をされているということでございます。ただ、今、里川委員も御指摘のように、当初は400あるいは450突破するということでしたけど、なかなか370~80この辺でとどまっているということは、これからシルバー人材の一つの人材確保に努めなかったら、いつまでもそういう状況ですね、やっぱり仕事の分配とかいろいろな問題等があると思えます。一人が独占するとか、あるいはそういうことがありますから、そういうことについて、理事長か、あるいは理事がやかましく言ってしていかなかったら、あの人はそらええ目して、私らはあかんのか、そういうような選定をする判断を決めますのも、そこに入ったらいじめがあるねんとかいろいろなことも聞きます。やっぱりそういうことも65以

上になってもですね、どのような世界でもいじめはあるというようなことを聞きますから、そういう点の改善はやっていかんと、私は400名、450には到底到達しないと思いますし、その改善を今、この新しくワークプラザが出来た段階でやるのが一番大事ななと思っています。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね、やはりせっかくワークプラザの方も補助金を受けて設備をなさせて、これから団塊の世代の方たちの定年を迎える中で、いかにこういう方たちが斑鳩町でまた、斑鳩町の活力となって地域で力を発揮していただけるか。そんな中であってのシルバー人材センターの生きがい対策というのは非常に重要だと思いますし、町長が今言われましたように、私も中のごちゃごちゃとした問題いろいろちょっと耳にすることございます。やはり、この中の運営がよりうまくできるように町も一定の補助金出されてやっておる事業ですので、今後もこれらについても、町としても気をつけて御指導していただけたらというふうに思っております。

それと、すみませんもう1点だけ。226ページに観光自動車駐車場運営費ということで挙げていただいております。私も細かく計算をすればいいのかもわからないんですけども、ただこういうふうに出してきていただくときに、金額も併せて駐車場の利用状況に金額もあわせて書いといていただいたら非常にパッと見てわかりやすいなと思うんです。大型車は減っているけど、小型車はふえている。これ自分で計算したらわかるものですね、これで収入面ではどうなっているのか、どう動いたのかなというのが見てすぐわかるように、ちょっと書いといていただけたら、非常にありがたいなというふうに思っておるところなんですけれども。また、資料作成については、ぜひそこを見てすぐわかるというような状況でつくっていただけたらありがたいということを要望だけしておきたいと思います。

○辻委員長 ほかに。宮崎委員。

○宮崎委員 以前ね、議長質問されたと思うんですけど、iセンターのあのホログラフとか、あの辺の機械の修理は終わっているんですか、やったんですか、やらなんだんですか、ちょっとその辺聞かせていただきたい。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 今、宮崎委員御指摘のiセンターの中にあるああいう展示の機械故障等、この関係等については、県も部品がないとか、あるいはまた県がなかなかしないというの

で、県と今交渉で、できればあの機械を撤去しようという話をしているんです。iセンサーですから、人がたくさん集まってくるところですから、あれが真ん中にありますと、何か皆さん方窮屈な感じをいたしますし、雨が降ったらなかなかあれですから、ああいいう機械は、私はやっぱり県が最初はええ機械を据えるんですけども、後の維持管理を全くしない、そして悪くなったらもう町がやれとか、県に申し出たら、もうそんなもん我々できませんとかいうことばかり繰り返して、せっかくええ機械をつくりながら、そういうことですので、私も今、県と交渉中で、あれをどこかへ撤去させていただくという話をさせていただいている、それも許可はいるものですから、そういう点について、皆様方に御迷惑かけますけども、あればですね、まだ修理できてないやないかという御指摘をいただきますから、そういう点について、これから県と早く交渉したいと思えます。

○辻委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 ほかにないようでしたら、これをもって第6款商工費の審査を終わります。

13時まで休憩いたします。

(午後 0時01分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○辻委員長 それでは、再開いたします。

次に、第7款土木費について説明を求めます。

加藤建設課長。

○加藤建設課長 それでは、第7款土木費の方の説明に入らせていただきます。

はじめに、227ページの第7款土木費についてであります。主要な施策の成果報告書の227ページから247ページにかけてあります。

まず、第1項土木管理費、第1目土木総務費であります。予算現額8,220万1,000円に対し、決算額7,652万9,202円で、執行率は93.1%となっております。主なものは人件費であります。その他使用料及び賃借料で土木工事にかかる設計及び生産を迅速に行うためのパソコン活用の経費や、道路や河川の整備促進などを目的とした各種協議会等への負担金が含まれています。

次に、228ページから230ページまでの第2項道路橋梁費、第1目道路維持費であります。予算現額5,640万2,000円に対し、決算額5,492万6,000

0円で、執行率は97.3%となっております。安全で快適に道路を利用していただけるよう維持管理に努めておりますが、このことに要する経費であり、内容といたしましては、定期的に巡回を行う中で、確認したのものや、住民からの連絡によるものなどで把握できた舗装が悪くなった箇所における舗装補修工事や、道路排水施設などの道路構造物の補修にかかる工事請負費、また路肩の草刈りや、道路敷地の権利整理に伴う委託料などであります。

未登記道路敷地の整理につきましては、既に地域の生活道路になっている道路の底地整備ができたものや、土地利用等の機会をとらえて地権者と協議し理解を得たものの、165筆の所有権移転等を行ったところであります。今後も引き続き、道路の適正管理に努めるため道路の適正管理に努力してまいりたいと考えます。

次に、231ページから234ページまでの第2目道路新設改良費であります。予算現額2億1,526万2,000円に対し、決算額1億3,427万4,096円で、執行率は62.3%となっております。執行率は高くないのは予定しておりました町道各路線の道路改良工事に伴う用地交渉及び用地整理が難航したためであります。このうち234ページに記載しておりますように、町道362号線神南3丁目地内道路につきましては、年度末間近となってから、その一部において用地協力が得られたことから、これらの整備にかかる経費7,350万円を翌年度へ繰越をしております。

また、円滑な移動ができるように町内道路のネットワーク化を進めるために策定しておりました平成15年度から平成20年度の間道路整備5か年計画の継続中の路線や、主要幹線であります6m計画道路等に基づく道路工事等であります。内訳といたしましては、5か年計画道路の継続路線として2路線で、改良延長231m、舗装面積が1,630㎡で、用地買収面積771.96㎡であります。6m計画道路としては2路線で、改良延長92m、舗装面積217㎡であります。その他道路として4路線で改良延長301m、舗装面積1,162㎡、用地買収面積1533.35㎡であります。

続きまして、235ページから236ページの第3項河川費、第1目河川総務費であります。予算額690万7,000円に対し、決算額690万5,564円で、執行率は99.9%となっております。毎年春に実施していただいております地元自治会における水路清掃に伴う土砂の処理を行ったものであり、39地区において実施していただき、処理土砂量は104トンであります。

また、住環境の改善を図るため受益者が自発的に施行された水路改修工事及び水路浚

渾工事に對し、その経費の一部を支援したものが主なものでございます。

続きまして、237ページの第2目河川改良費であります。予算現額1,719万3,000円に對し、決算額1,331万126円で、執行率は77.4%となっております。内水排除として排水機能を高めるために水路改修工事を行い、環境整備に努めたところであり、今後におきましても、引き続き内水排除のためにさらに水路整備等を行ってまいりたいと考えております。

次に、第4項都市計画費です。都市計画費全体といたしまして、予算現額13億3,253万7,000円に對し、決算額11億6,812万2,168円で、執行率は87.66%となっております。なお、次年度へ1億2,327万5,000円を繰越しております。繰越額の内訳としては、都市計画総務費の法隆寺線整備事業費であります。

まず、238ページから239ページの第1目都市計画総務費であります。予算現額3億2,984万2,000円に對し、決算額1億9,842万4,706円で、執行率は60.1%となっております。人件費以外の主な執行については、町内の幹線道路となる都市計画道路の整備に要する経費、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理経費、既存木造住宅の耐震診断に對する支援に要する経費であります。

まず、都市計画道路の整備のうち、国の直轄事業となっております。いかるがパークウェイでは、稲葉車瀬区間において約99%の用地が取得されておりますことから、埋蔵文化財発掘調査が実施されてまいりました。当該区間の西側の竜田川では、いかるがパークウェイ岩瀬橋の下部工事に着手されたところであり、平成21年3月には下部工事は終了する予定であります。また、モデル区間東側から県道大和高田斑鳩線までの間の約820mでは、土地の境界の立合いが実施され、用地取得に向けて準備が進められております。

その他、県道大和高田斑鳩線と、本線いかるがパークウェイとの交差点計画の計画も進められており、計画案がまとまれば、地元への説明会が実施される予定となっております。また、稲葉車瀬区間から西の三室交差点を含む区間ではありますが、道路構造の検討が進められ、一部ではあります。地元自治会と道路構造について協議を行ったところであり、今後さらに地域の皆様方にも御意見をいただき、計画をまとめていくために、引き続き協議を行うことといたしております。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備であります。国道25号から南へ約680mの区間での整備事業であります。事業の進捗といたしましては、用地の面積で96%の取得

率となっており、一定区間の用地がまとまったところにおいては、繰越明許の措置を行い、今年度において道路築造工事を実施してまいります。なお、引き続き、残っております用地取得に向けて、地権者との用地交渉に努めており、できるだけ早く御理解を得て、早急に計画予定区間の供用をできますよう、なお一層の事業推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理であります。安全で安心して利用いただけるよう機械設備の保守点検や、施設の管理等を行ってまいりました。

次に、住宅の耐震化を図るため、昭和56年以前に建築された既存木造住宅について、技術者を派遣し、耐震診断に要する費用を助成することにより、耐震診断の普及啓発に努めてまいりました。なお本年度は25億円の耐震診断に対する助成を実施いたしております。

次に、240ページの第2目公共下水道費であります。予算現額3億1,801万2,000円に対し、決算額は3億280万228円で、執行率は95.22%となり、特別会計への繰出金として支出しております。詳細につきましては、公共下水道事業特別会計におきまして御説明させていただきます。

次に、241ページの第3目都市下水路費につきましては、予算現額120万円に対し、決算額は106万5,750円で、執行率は88.8%となり、都市下水路4路線の浚渫作業を実施し、都市下水路の適正な維持管理を行っております。

次に、242ページの第4目公園費であります。予算現額821万7,000円に対し、決算額は787万5,126円で、執行率は95.8%となっております。主に公園の維持管理に必要な経費であります。上宮遺跡公園や大和川第一緑地をはじめとする公園、広場施設の維持管理を行うとともに、自治会が管理する公園についても遊具等の補修にかかる費用に対し助成したものでございます。

特に近年、公園施設に設置されております公園遊具の事故が全国各地で発生しており、その管理については細心の注意をはらい対応を行っているところであります。

次に、243ページの第5目都市計画審議会費であります。予算現額15万円に対し、決算額は5万5,000円で、執行率は36.6%となっております。任期満了に伴い15名の委員を新たに任命しております。審議会を1回開会したことによる委員報酬を執行しております。

次に、244ページ、第6目開発指導調整費であります。予算現額86万9,000

0円に対し、決算額82万522円で、執行率は94.4%となっております。都市計画法等関係諸法令及び町開発指導要綱に基づき、より良好な環境、良好なまちづくりの推進に努めたところです。

また、屋外広告物に関する事務につきましては、違反広告物の撤去、また屋外広告物許可申請にかかる事務処理を行い、町の美観維持にも努めてまいりました。なお、違反広告物の撤去につきましては、住民の皆様方に違反広告物の除去作業を行っていただける制度として、斑鳩町違反広告物を出さないまちづくり推進団体制度の制度要綱の運用により、現在は2団体が推進団体として、違反広告物の簡易除却に御協力をいただいております。また、環境保全推進員の皆様には、違反広告物の掲出状況の報告の協力を求めまして、パトロールの強化にも一役を担っていただいております。こうした住民、行政が一体となり、斑鳩町における違反広告物の迅速かつ確実な撤去をなお一層推進してまいりたいと考えております。

次に245ページ、第7目景観保全対策事業費であります。予算現額367万4,000円に対し、決算額291万1,989円で、執行率は79.2%となっております。まず、身近な緑化の推進として、小学校の入学記念樹として、町の花サザンカ、産業フェスティバルではスモモの苗木をそれぞれ配布し、町内における緑化推進と住民意識の高揚に努めてまいりました。主にこれらの苗木の購入費用として執行しております。また、法起寺や法輪寺周辺などの自然景観や歴史的景観が一体となった地域において、潤いと安らぎが感じられる風景や、景観の形成を図るために取り組んでおります景観形成作物コスモスの栽培につきましては、5地区の方々に御協力を得て、2万3,822㎡において実施してまいりました。これらの取り組みに要する委託料等の経費を執行しております。

次に、246ページ、第8目のJR法隆寺駅周辺整備事業費であります。予算現額6億7,057万3,000円に対し、決算額6億5,416万8,847円で、執行率は97.5%となっております。JR法隆寺駅周辺整備事業では、当町の玄関口にふさわしい魅力ある交通拠点として、住民や来訪者が安全に安心して駅舎を利用できますように駅舎のバリアフリー化や、駅前広場、駅へのアクセス道路など、駅周辺を一体的に整備するものとして事業を推進しております。事業の進捗状況と主な執行状況であります。平成19年3月の橋上駅舎南北自由通路完成以後、南口広場整備が完了し、交通広場としての機能確保した形で供用を行ったところであり、広場内には飛鳥時代

の建築様式をモチーフにしたモニュメント等も整備しており、これら広場工事に関連する用地取得に工事請負費等を執行しております。

また、南口広場へのアクセス道路となります各路線に関しましても、道路設計を実施しつつ、計画説明、用地交渉なども進めてきたところであり、道路設計に伴う測量設計費等の経費を執行しております。

次に、駅北口においては、駅北口から駅東側の踏切に通じる道路の整備が完了し、供用を開始しております。また、駅北口から北方面に抜ける町道312号線では、昨年10月に土地の境界の立合いを実施するとともに、道路の測量設計や、建物等の補償調査も実施してまいりました。これらに必要な工事請負費や、測量調査費等にかかる経費を執行しております。現在、計画をしております各路線について、地権者の皆様に御理解と御協力をいただけるよう取り組んでいるところであります。

続きまして、247ページの第5項住宅費、第1目住宅管理費であります。予算現額788万9,000円に対し、決算額576万3,512円で、執行率は73%となっております。快適な住環境、居住環境を確保するための維持管理に要するものが主なものであります。今後も入居者が快適に暮らして、安心して暮らせるよう維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上で、第7款土木費にかかります説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○辻委員長 説明が終わりましたので、第7款土木費について、質疑をお受けいたします。ページは227ページから247ページでございます。

西谷委員。

○西谷委員 まず246ページのJR法隆寺駅の歩道の年間維持管理費というのはどの程度かかるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○辻委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 自由通路の年間管理業務その他の関係でございますけども、現在、エスカレーター、エレベーターの保守点検と、それと消防施設の点検業務、それと清掃業務の業務として管理しているところでございます。この金額でございますが294万9,838円でございます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 これはエスカレーター、エレベーター、それと今、掃除も含めての年間の使

用維持管理費ということで、この中には当然、電気代とかすべて含んでという考え方でいいんですか。

○辻委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 今、報告させていただきました分は委託業務として行っている分でございます、電気関係につきましては使用料等で計上させていただいております。

水道料金につきましては3,568円、電気料金につきましては164万7,896円となっております。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 当初、確か記憶違いかわからんけど、年間1,000万円ぐらい維持管理かかるような話を聞いたような記憶があるんですが、実際、今の数字で、これがもうすべてやということによろしいんですね。

○辻委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 今、使用料につきましては、今もう駅の方工事進めて増設しておるところでございます、実際、実績がちょっとつかめない状況であります。

それと、委託費の関係につきましては、エレベーター、あるいはエスカレーターの保守点検につきましては、昨年自由通路、駅舎完成した後に3月に完成しておるんですけども、それから3か月、保証期間という形で、無料で委託を行っております。その関係で20年度からは、その分だけ増額になってくるということで御理解いただきたいです。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 わかりました。結構です。

それと、245ページの景観作物なんですけど、これについて、これ実際植えていただくのに一反当たりどれぐらいの助成金が出ているのかということと。

それと、これは転作の作物としては確かにコスモスずっとされてきて、私もええなと思いつつやっているんですけど、片方で今また地産地消の中で、それと食糧の自給率アップの中では、ちょっと当時の休耕田対策とかという形で景観作物そのものが論じられた時代と、若干やっぱりこの時代に来て、社会的な情勢が変わっていく中で、将来的にもこういうコスモスという形でするのがいいのか、あるいはやはり本来の斑鳩の農業の中での、それが即景観になるような形でのそういうような施策。例えば、昔やったら、菜の花植えて、その後米植えてみたいな感じの、そういうやり方もあったし、麦植えて、米植えてみたいな形のそういう部分で、その地域、地域に応じたような、それは昔は以

前そういう形が本来の姿やと思うんですが、今たまたまこういう景観作物というのはブームで、いろいろなところでそういうこともやられているんですが、これはある意味では、休耕田で実際に田んぼをそのまま維持管理する中で、あるいは観光的にもそういうのがええからという形で、全国的にもこういうことがはやってずうっとやられて、斑鳩町も確かに言われるように、コスモスの中で三塔も入れるというのは、いかにも斑鳩らしい風景というのは、そういうことできたし、それも好評されてきているんですが、今、ぼちぼち自給率とかいうことになってきたら、もう一遍、本来の景観という形でやってきた事業そのもの、もう一遍やっぱり見直さないかん、そんな時代にきているのではないかなという気がするんですが、その辺はどのように考えておられますか。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 確かに西谷委員おっしゃるように、景観作物はどうかというよりも、私はやっぱり農業の後継者がほとんどないというのが、この辺をやっぱりメスを入れていかなかったら、ただ今、一時しのぎで遊休地をどうするのかということで、これ農業委員会とかやっていますけれども、私は長く続かないと思うんですね。やっぱりそういう点については、やっぱりよっぽど協力なかったら、それは耕運機で耕して、そしてまた草引きをせえ言ったかて、とてもそれはできないと思うし、やっぱり後継者をどうするのか、そして遊休農地そのものについて、今、県でもいろいろと言われているように、線引きの見直し等の中でどうとらえていくのか、そういうことも考えていかなかったら、片一方では景観を守り、片一方ではそういうことをやったらだめだとかいうようなことをおっしゃるんですね。県の方は、立場上は、当然、斑鳩あたりはもうほんまに景観のええとこやから、もっと縛りをかけよと言うたところで、もう以前から看板とかいろいろつくられてあるんです。そのときは何もしてもらわんとですね、今もう町村に移譲したから、町村で景観の関係で看板を撤去せえとか言われますけどね、やっぱりそういう点というのは、どうもちぐはぐとかいうのか、農林関係の国の施策も、この間、自給率を高めるためにはもっと減反を減らせと、減反を減らして米を植えさせと言うたら、ある東北の代議士がですね、そんなもん米の値段が下がってきてですね、なんぼでも米つくらせたら値段が下がって、それが一番大きな問題やと。やっぱり今、去年も米の値段下がったですね。農業者はかなり圧力でですね、何とか米を維持せえというところで、こういういろいろな問題があると思います。やっぱり私は、国の農業施策等についても、その場、その場のしのぎではなしに、やっぱりもっと大まかにこういう減反がどうあるべき

かという問題も考えてやっていかなかったら、ますます農業後継者というのは恐らくないと思うし、ある人言わしたら、いや、東京のビルあたりでハイポニカで全部水耕栽培やっているやないかと。そして、そして水さえかけていくらでもできるやないかということをおっしゃるけども、それは農業やなしですね、ただ一つのものであるということを考えていったら、やっぱり斑鳩町の場合も、今一時的にはコスモス等を植えてですね、中にはコスモスの咲きが悪いとかいろいろなことを御提案もいただきますけども、やっぱり何かって、テレビでもNHKでも出てくるのは6時55分ぐらいに、カメラマンが写しているのは、必ず法起寺の前のコスモス畑が必ず出てまいります。それがまたきれいに写っているんです。きれいに生えているというのか、撮りがうまくてですね、やっぱりそういう一つの景観というのは、私はこれは残していく。今年は特にまた平成20年度は特に地域の方々にお世話を願ってですね、中宮寺史跡のあの辺にもコスモスを全部植えてくれという話で進めてますけども、今、西谷委員おっしゃるように、これがどうあるべきかということ、根本的に農林省がもう少し考えていかなかったら、やっぱり片方では自給率を高め、高め言うたかって、40%が精いっぱいであって、これもどんどん中国、インドがですね、日本の食料品を買いあさっているというふうに考えてますと、本当に自給率40%でほんまに自分とこの日本の国で10%が20%ないの違うかというようなことも言われますし、そこらのとこよほど考えていかなかったらと思いますけども、斑鳩町の場合は、そういう点で後継者がいない中で、どうあるべきかということ、これをこれから模索をして考えていくということでございます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、町長言われるのは、私自身も景観作物のコスモスというのは、一時的なものやなと思いますし、将来、今現在、当面はこういう形でいくものと。将来のあるいは観光、あるいは農業とか全部含めた中で、あの地域の景観の在り方、農業のあり方みたいなものをやっぱり考えていかなあかんの違うかなと、それが無いんでは、その中で、単に目新しいというか、よそでもやられているような、ソバやとか、いろいろなありますけど、その中で斑鳩の特徴のあるようなもの、その中からまた見出したら、双方に農業者にとっても、あるいは観光にとっても、景観にとってもええような作物というようなものは、絶対何か見出して、こういう機会に考えてもらって、農業委員会でもそういう視点で、もう一度また検討していただけたらと思いますので、これは要望といたします。

○辻委員長 ほかに。吉野委員。

○吉野委員 今の続きのようなことになりますんですけども、広域のというか、斑鳩町だけではなく、斑鳩町と安堵町あるいは平群町とかと休耕田の対策については、何かそういう動きがあると聞いてますけども、それは町としては何か、町としてもそれを進めておられるんですか。広域にこう、例えばレンゲを植えるとかですね、それはまた別のものですか。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 広域でそういう関係というのは、ただ一番、斑鳩町あたりは大変なのが、やっぱり平群町辺りからキクの関係でですね、遊休地に土地を貸すからと言われればこれ一番困るんですよ。農薬をまかれますからね、あの辺を通学される園児、生徒はですね、やっぱり朝早いですから、そういう点では、よくキク畑とか歩いてございます。やっぱり保護者の方々から、特に役場の方にですね、ああいうキクとかは極力押さえてほしいと、平群町にしたら、やっぱりその生産をふやしていくということで、どんどん、どんどんそれはいいんですけども、何でもかんでも斑鳩の方へ向いてきたらこれもう大変なことやし、それと併せて斑鳩町のシルバー人材でも、平群町シルバー人材なんか、キクのあれにシルバーがそっちへいくんだという話するようにですね、キクというのは非常に農薬を使いますから、非常に健康上には非常にいいことないですから、そういうことも考えていかんと、これもなかなか、いいものを受けるんだったら、それはだれでも喜びますけども、レンゲとか、そういうコスモスとか、そういう景観というものについては、当然、広域でそういうことは考えておりませんし、斑鳩町としては、部分的にレンゲを植えておられたり、あるいはまた、こういうタンポポとか、あるいはまたそのコスモスとかございますけども、そういうことはその田を持っている方が、今年はレンゲを植えるとかいう、肥料にもなりますから、そういうことも踏まえてやっていかれると思いますけど、特に町としては、平群や安堵にそういうものの呼びかけとか、そんなものは全くないと思います。

○辻委員長 吉野委員。

○吉野委員 行政的にはそれはないということで、何か民間では、私の知っているところで、平群の方がですね、斑鳩町の方のレンゲの栽培について、斑鳩町の方の指導を受けて、平群の道の駅のあたりで、大分広い範囲で来年度はレンゲをやるんだという話を聞いてまして、これはできたら行政とかではなくて、民間だけのネットワークみたいなもの

のでしょうかね。

○辻委員長 要望でよろしいか。

○吉野委員 要望というか、行政がかかわっているのか、かかわっていないのか。

○辻委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 レンゲ栽培の件ですねんけど、斑鳩町でレンゲ栽培が盛んになってきたというのは、養蜂業者と農家の契約に基づいて栽培しているという、農家にしてはレンゲの後の作物はかなりいいということで、これ植えられました。平群に対しての道の駅の傍のレンゲ栽培ですねんけど、これは行政としては、話には加わっておりません。民間レベル、農家の方を通しての話になっております。

○辻委員長 ほかに。里川委員。

○里川委員 そしたら、お尋ねさせていただきます。

報告書の239ページにあります法隆寺線の整備なんですけれども、これもとまっておったのが動き出したというような形になっているかと思うんですが、せっかくの機会ですので、確認をさせていただきたいんですが、この都市計画道路については、補助事業になってくるかと思うんですが、その補助をしていただける状況ですね。そして、その補助をとるために、その補助の規定で何メートル道路以上でなかったら補助が出せないとか、以前にそういう話があったと思うんですが、この19年度のこの整備にかかわってのそれらの状況について、確認をさせていただきたいと思います。

○辻委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 法隆寺線の補助事業の関係でございます。この事業につきましては、平成10年度から事業を着手しております。この平成10年度の段階で、斑鳩町の町道であるということと条件に補助採択をされたということでございまして、幅員等を規定をされているものではございません。現在、都市計画幅16mということで事業を進めております。したがって、平成19年度分として、こういった規定に合わせられるかということではなしに、全体として、事業の採択をされているということで、19年度分の事業計画に合わせて、補助要望をいたしました。その補助に対して、要望額どおり、今年度もつけていただいているという状況でございます。以上です。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 この19年度の補助率というのはどういうふうになっていたのかなと思うんですけれども、それについてはどうでしょうか。

○辻委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 この補助率でございますが、これは地方道路交付金事業という事業、それと、町特定道路整備事業という、この町特定道路整備事業と言いますのは、起債事業でございます。先申しました地方道路交付金事業、これにつきましては55%の交付金が入ることになってございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 何かちょっとこの計算が、私頭ついていかへんで、悪い頭で余り深く考えんようにします。すみません。

それと、246ページにありますJR法隆寺駅周辺整備事業費で挙げていただけてます。これ予算の段階で、自由通路のことではかなり予算委員会でも論議をしてきましたことですが、ちょうど当時選挙があるということで、加熱したらこの自由通路を選挙のときなどに使うことについてどうだろうかということで、予算委員会の中でもそういうことを申し上げ、町としても一定の見解、いろいろ難しい問題もあるけれどもということで一定の見解を出していただき、我々としても、やはり上は通勤、通学の方に利用していただくのにじゃまになってもいかなので遠慮しようという、そういう形で自由通路については、選挙のときには、一定御遠慮させていただくような形にしていたんですが、19年には選挙がたくさんございました。そしてまた、これからも今、国会レベルでの選挙なども言われている中でですね、再度お尋ねをしておきたいと思います。この自由通路の利用について、19年度それらについてどういう状況であったかということ。

それともう1点は、先ほど出ておりました維持管理費ですが、JR側にもエレベーターとかございます。維持管理を委託するに当たっては、JRと町とそれぞれ同じもの、エレベーターとか持っておって、そしてその維持管理をしていく委託については、安くつくように何か考えられへんかなというようなことも予算委員会の中でも申し上げてきました。そのときには、町としてはJRとも協議をし、いろいろ詰めていくというようなことも言っていたいただいていたわけなんですけど、結局としては、この委託料については、どういう形での委託となったのか。この2点についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 今、里川委員がおっしゃってますように、選挙とか等で、橋上の自由通路についてということは、これはもう当然、私はやっぱりお客さんの立場から考えますと、

やっぱりそういう点については、北口、南口がございますから、そこでやっていただくということで19年度はそういう状況ではなかったし。また、今現在も今日も朝から南口でやっておられた方もおられますように、やっぱりそういう点を遵守したということで、それは決めた以上はそういうふうにしていくことが一番、自由通路でも、皆さんあわてて駅に登って来られますから、やっぱりそういう点では、そこでお願いしますなんて、皆さん迷惑被りますから、そういう点では今後とも守っていききたいと。あとの関係については、今西都市整備課参事から。

○辻委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 維持管理の発注方法やと思うんですけども、昨年来、駅舎、自由通路完成した後にですね、そういったメンテナンスの管理につきまして、JRと協議を行ってきた経緯がございます。おっしゃるように、委託を一括的にやる方が経費、コストが安くなるの違うかという御質問なんですけども、JRに委託するとなれば、JRの方へ手数料を支払わなくてはならないというような状況がございまして、そしてまた、同じエレベーター、一口に言うたらエレベーター、エスカレーターなんですけども、自由通路は御存じのように北と南側も階高が違う要素もございまして、エスカレーター、エレベーターについては、やっぱり設置業者に直接維持管理メンテナンスを発注する方が、コスト的には安くなってきているというような状況で、今現在はそういう形で設置業者と随意契約で行っております。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 なかなか委託料自体を安くあげる方法ということで、予算委員会でも出ましたけど、難しいんだなということを感じました。

続きまして、247ページに住宅管理費で挙げていただいておりますが、ここで家賃と駐車場ということで分けて入居しておられる方から徴収をいただいているかとは思いますが、家賃、そして駐車場料金などの滞納状況と、それと、やっぱり税などと同じように、この住宅管理費の中でも、不納欠損処理というものが行われているのかどうか。行われているとすれば、それはどういう理由でどれぐらい行われているのか、ということを確認をさせていただきたいと思います。

○辻委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 町営住宅の家賃及び駐車場の滞納でございまして、平成19年度末、3月末で御説明御報告をさせていただきますと、家賃の方で304万9,300円、

それから、駐車場の方で73万6,782円、合計で378万6,082円でございます。先日からも税の滞納の関係等でいろいろ公平性とか、その辺の部分で言われています。この家賃、駐車場の滞納につきましても、鋭意入居者の方に対して、督促を行い、また家の方に出向きまして、徴収業務を行ってきておりますけれども、今現在、3月末現在、こういった形で金額で残ってきておりますけれども、さらに今年度に入りまして、特に多額な家賃を滞納されている方につきましても、特に集中的にということは語弊あるかもわかりませんが、対応させていただきまして、お一人の方につきましても、今年以内で、この方、約100万以上の家賃があるわけですが、この方につきましても、今年、年内で大体処理できるということになってきております。いろいろ今までいろいろな方法で、できるだけ入居者の状況を、生活の状況を聞きながらやってまいりましたけれども、これだけ実際やりくりしながら支払っておられる方等おられます。こういった方との公平性、当然とっていかなきゃならないということから、ご本人にしてもそうですけれども、保証人の方に対しても事情を説明し、支払について入居者の方と話し合っただいて、払っていただくという対応をしております、そうしたことをこれから引き続き行ってまいりたいというふうに思います。

それから、あと不納欠損については、ちょっと数字調べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 今ので、数字はわかりました。いろいろな御家庭の状況などもおありかとは思いますが、滞納するにはするなりの、ただし悪質な関係についても、そういう形については、すべてにおいてですけれども、悪質というものについても、やっぱり見きわめていっていただきたいなど。本当に困窮されているのか、悪質なのかというところで対応の仕方もあるかなと思うんです。

それと、不納欠損については、また後ほどお尋ねしておきたい。やっぱり公営住宅の場合の不納欠損いうたらどういうケースがあるのかというのは、我々やっぱり議員としても一定きちっと認識を持っておかないといけないなと思っておりますので、またどれぐらいあって、どういうケースかと、どういうときにこういうことをするかということ、また説明の方していただけたらありがたいと思います。

○辻委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 すみません。年度もう一度調べさせていただきたいと思いますが、1

件だけございまして、多分死亡されて、身内の方が全くおられない、こういったケースだったと思います。その1件があったように思います。

○辻委員長　また後ほど金額わかったらすみません。

ほかに。西谷委員。

○西谷委員　ちょっとさっきの里川委員の関連でちょっとお尋ねしたいんですけど、自由通路の管理の中で、選挙でそういう活動で使えない、使わないということで、町長が答弁されていたんですが、私は全くこういうことは知りませんでしたから、選挙のときには、当然、公共の場所で政治・選挙活動をするのは当然の話やと思って、私はやっていたんですが、この町が、今町長が言われた選挙活動は自由通路という中でできないというものは、どの法律に基づいてそういうことをされているのかというのはわかりますでしょうか。

○辻委員長　小城町長。

○小城町長　法律とかそういうものはございせんけども、議会の皆さん方と御相談申し上げて、紳士的にここは使用しないということでしてます。法律的にはどうかということ、別にしたかって、斑鳩町としては、一応、皆さんと御相談申し上げて使わないということです。

○辻委員長　西谷委員。

○西谷委員　私何で聞いたか、多分そんな法律もないやろし、公選法の中でもそういうのは規定されてないと思うんですよ。それで、ただ、私もそのときに、選挙期間中に役場職員から電話かかってきまして、やめてほしいということ言われたので、基本的にはそれはどういう法律に基づいて私に電話かけて来られるんですかと言うたら、法律はないんですと言うわけです。選管はどう言っているんですか、いや選管も別に問題ないと言っているんですという答弁があって、嫌がらせかいという話でしたことあったんですがね、ただ私、実際に見ていて、自由通路のそこはみな来はるから、ぎょうさん並んだら邪魔になるけど、そしたら北と南と実際にしてはるとこ見ていたら、歩道にみな並ばれるから、来はる人がロータリーのそこへあふれて通るとかいうことで、よっぽど危ないと思うんです。実際こういう形でされるんやったら、もう一切そういうことは駅ではしないとか、そういうことをされた方がええん違うかなど。いかにも、自由通路であかんとか、ここはええんやとかいうても、実際には人が通る中で、ちゃんと活動したい人間はそこでしたいやろし、いうてよくよく考えたら、通勤、通学の人にとっては非常

に邪魔な行為を、ある面からするとそういうことを議員というか、候補者がしているわけやから、そういう中では、自由通路はあかんとかということをやいだと、何か駅の広場ですることも果たしてどうなんやろみたいな、ちょっとそういうことが非常に曖昧模糊としてくるん違うかな。それと、どうしても自由通路を町としてはこうするんやと、いいはるのやったら、少なくとも選挙前の広報なんかで、こういう場所については、通勤、通学の邪魔になりますから、町としては管理者として、ぜひともこの場所ではやめてくださいみたいなPRして、徹底してした方がええの違うかなというふうに私は思います。

○辻委員長 暫時休憩します。

(午後 1時48分 休憩)

(午後 1時53分 再開)

○辻委員長 それでは、再開いたします。

吉野委員。

○吉野委員 自由通路の続きのような話なんですけども、先ほどの説明で、246ページ、もしかしたら自由通路で斑鳩町の物産を売る可能性もあるということですので、私はそれいいことだなと思います。お土産買いそびれていた人が、何かないかなというときに、そこで買うなんていうのはいいことだろうと思います。

それから、自由通路あれを私どもが議員になる前に、自由通路としてという議論もたくさんあったんだろうと思います。実際に自由通路を北から南へ通過するというようなことは、見ているとあまりないように思いましたね、JRを利用する方は、奈良方へ行く方は北口からすうっと奈良方へ行ける、あるいは南口からすうっと大阪方へ行けるというようなそういうことはできないのか。今は朝でも、改札口通る人が、ほとんどの方が電磁カードとかあいうもので通っていますのでね、JRにこういうふうにしてもらえないかというようなことはできないんでしょうか。そうしたら、大変通勤者は喜ぶだろうと思いますけどね、どうでしょうか。

○辻委員長 決算にかかわるかどうかわからんねんけど、橋上駅になったらそれはできないというような感じでしますけども。

暫時休憩します。

(午後 1時55分 休憩)

(午後 1時56分 再開)

○辻委員長 再開させてもうて、決算にかかわるかどうかわかりませんが、一応答弁だけお願いします。

芳村副町長。

○芳村副町長 今、吉野委員の質問ですが、なかなか難しい、できないということで御理解願います。

○辻委員長 ほかに。中川議長。

○中川議長 ほかにないのやったら1点だけすみません。

230ページの未登記道路の整理についてでございますが、この688万650円というのは、公共嘱託登記協会へお支払いするだけの金額でええのかということ。もしわかるのであれば、全町であと何筆ぐらい未登記道路があるのか、わかるのであれば。

その下の台帳の管理というのが116万5,500円かな、システムの構築をされたメンテナンス料という認識をしたらいいのかという3点、すみませんがよろしく願います。

○辻委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 まず、1点目の未登記道路の整備という部分でございますけども688万円、これにつきましては、公嘱協会へ発注した分でございます。

あと、どれぐらい残っているねんということでございますが、未登記道路でございますので、土地利用されたときに、ああ、ここにうちの土地があつてんやとかいうものでございますので、なかなかすべて把握するというわけには至っておりません。

それと、あと、道路台帳の管理という部分につきましては、現在、このシステムを構築するまでに道路台帳ペーパーで台帳管理を行っておりますので、それが例えば拡幅なり、新設改良で道路移譲がなされた場合に、その道路台帳を修正するという業務を今までやっております、その費用でございます。

それから、もう一つ、その道路台帳等のシステムの構築につきましては、今言いましたように、ペーパーで管理しておりますので、今現在まだ最終的に町道までシステム化はできてませんが、平成17年に譲受を受けました里道水路につきましては、膨大な資料で国なり県から既明示の資料を町の方に譲り受けています。それで窓口で例えば里道の明示の資料を見せてくれとなれば、台帳くってそこから資料を出してきて開いて見せて、確認してもらおうということでございましたけれども、こういったものをパソコンの方にデータ処理してしまうということで、既明示の登録番号さえわかれば、もうす

ぐにパソコンの方に出てきますので、そういったところで、里道の幅員とか、そういったことがすぐ迅速に対応できるということになってきます。

それから、将来的には町道の方もそういったデータ処理を行っていく考えでありますけども、なかなか予算的にかなりかかるものでございます。これは計画的に進めていきたいということに思っています。

こういうことを確認することによりまして、道路財産の適正な管理が行えますし、先ほど言いました道路台帳のペーパー、これを要しますコスト等も削減できていくというふうに考えておまして、今後も将来的に適正な財産管理を行っていけるものというふうに考えております。以上でございます。

○辻委員長 中川議長。

○中川議長 順次その整理を実施したという説明が内容にあるんですが、結局そやから公共事業を道路の拡幅なり何かするときには障害というか、弊害というのか、底地が残っているのがわかったというところについてはしていくということで、行政から進んでここ残ってある、あこ残ってあるから今年これとこれとするねんというわけにはいかないということですか。

○辻委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 基本的には道路を整備していく中で、道路敷に個人地が残っていたりというところで整理をしていっているということになりますし、ただ、関連して土地利用されるにあたって、現に町道認定うっているのに個人地残っているというところもあると思います。そうしたところの整理も含めてやっておるということで御理解願いたいと思います。

○辻委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 これをもって土木費について審査を終わります。

続きまして、第8款消防費について説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第8款消防費につきまして、御説明をさせていただきます。

248ページからでございます。

まず、第8款消防費全体では、予算現額3億2,448万5,000円に対しまして、決算額は3億2,269万735円で執行率は99.4%となっています。

また第1項消防費も同じく予算現額3億2,448万5,000円に対しまして、決算額は3億2,269万735円となっております。

まず、第1目常備消防費であります。予算現額2億8,441万8,000円を全額執行をいたしております。総合的な防災、消防体制の充実として、西和消防組合との連携とありますが、消防業務を広域的に実施いたしております西和消防組合に負担金を支出し、消防力の充実に努めたところでございます。

次に、249ページ、第2目非常備消防費では予算現額2,448万3,000円に対しまして、決算額2,351万329円で執行率は96.0%となっております。自主防災体制の充実では、まず消防団の運営であります。非常備消防組織の充実を活動支援のための経費の支出であり、消防団員数は年度末で87名となっております。

また、消防技術向上のため、第4回生駒郡総合防災訓練をはじめ、各種の訓練への参加及び消防学校に入校し、団員の士気高揚と、非常時における緊急体制の強化に努めてまいりました。

次に、250ページであります。平成19年度における消防団の出動回数は、火災出動10回、行方不明捜索1回、有事に備えての防災訓練、機械点検、操作訓練にかかる訓練等で、延べ40回の出動をしていただいております。その他の活動といたしましては、火災予防週間には、予防啓発を行うとともに、年末には年末警戒、年はじめには出初式、文化財防火デーの防火訓練などに出動していただいております。

次に、防災無線の管理であります。災害時等における的確な情報伝達が図れるよう町防災行政無線の維持管理を行いました。

次に、県防災ヘリコプター運営協議会の運営及び県防災無線の運用についてであります。災害の未然防止以外の拡大防止及び災害の復旧等に活用するため、県との共同事業として行っているもので、その維持管理にかかる本町の負担金を支出いたしました。

また、自衛消防団の支援につきましては、自衛消防団19団体に対し管理運営の充実を図るための補助金を交付し、自衛消防団の育成に努めてまいりました。

次に、251ページ、第3目消防施設費では、予算現額930万9,000円に対しまして、決算額900万5,827円で執行率は96.7%となっております。消防施設設備の充実としまして、まず消防施設の維持管理につきましては、法隆寺消防センターの土地にかかります借地料のほか、消防団詰所、音声、サイレン、遠隔装置の維持管理等、既存の消防施設の維持管理に要します経費の執行であり、消防施設のより一層の充

実を図り、災害時に備えてまいりました。

次に、消防水利の充実につきましては、消火栓の維持管理に要します経費の執行であり、年度末での設置数は防火水槽で103基、消火栓で585基となっております。

次に、252ページ、消防施設整備の支援としまして、自治会における初期消火体制の強化を図るため、消防器具等の設置に際して補助金を交付するなど、地域における消防体制の充実にも努めてまいりました。平成19年度ではホース56本、筒先4本、スタンドパイプ17本、開栓キー8本、器具格納箱14箱の設置に対しまして補助金の交付を行っております。

次に、253ページ、第4目水防費では予算現額83万1,000円に対しまして、決算額69万7,553円で執行率は83.9%となっております。危機管理体制の充実として、昨年8月29、30日の集中豪雨による逸水対策及び床下浸水家屋の消毒作業に要します経費の執行であり、土のう、消石灰等の購入を行いました。

次に、254ページ、第5目災害対策費では、予算現額544万4,000円に対しまして、505万9,026円で執行率は92.9%となっております。まず、総合的な防災、消防体制の充実については、避難所施設の充実といたしまして、災害が発生した際の被災住民の円滑な対応を図るため、簡易組立トイレ10台、発電機、投光器等といった照明器具10セットを購入し、町が指定しています避難所5施設に配備を行いました。

次に、255ページ、危機管理体制の充実では、災害物資の備蓄といたしまして、非常食であるアルファ米3,600食を購入し、そのうち特定原材料でいわゆるアレルギー対応として300食を購入いたしております。その他保存用ビスケット1,840食、粉ミルク24缶、毛布700枚を購入いたしました。そして災害に備えたところでございます。

また、自主防災体制の充実では、平成9年度から小学校区別の防災訓練、総合防災訓練、生駒郡総合防災訓練を実施してまいりましたが、平成13年度からは災害発生時に地域住民の皆様方が連携を保ち、初動体制をはじめとした応急対策活動ができるよう地域密着型の地区別防災訓練を実施してまいりました。平成19年度では町内2地区において、地区別防災訓練を実施し、防災意識の普及、高揚を図ったところでございます。以上で、第8款消防費の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○辻委員長 説明が終わりましたので、第8款消防費について質疑をお受けいたします。

248ページから255ページです。

里川委員。

○里川委員 そうしましたら、ちょっと2点お伺いさせていただきます。

1点目につきましては、19年度では火災での死亡などもあったかに思うんですが、そのときにちょっといろいろ考えていたんですが、行政区がまたがるようなところの近隣ですね、そこらあたりの消火栓の設置の状況であったり、そしてまた、それらを隣接している行政区との連携というのか、協議というんですか、そういうところについてどのようにされているのかということが、まず1点尋ねたいと思います。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 昨年12月の初めに錦ヶ丘で火災発生し、1人の死亡者を出し、また12月20日ごろに平群町、龍田ネオポリス、隣の平群町でございますけれども、ネオポリスの火災によって1人が亡くなった、そのときの消火体制というのが、斑鳩側のネオポリスについては消火栓とあるいはそういう点については異論はなかったんですけども、平群側には、50ミリかなんかで消火栓が細くて出ないという状況でございました。この関係については、20年度に平群町に御要望申し上げて、平群と斑鳩という関係で公民館も斑鳩町も住まいをされてますから、そういう部分ではそういう関係もございまして、消防の関係等についても消火栓あるいはそういう関係等についての防火水槽設置についてですね、斑鳩町の負担と、それから平群町が自主的にやってほしいということで、今現在20年度では、それを取り込んで今現在やらせてもらってますから、そういう点については、1名の平群町側の死亡者を出したということは、非常に残念なことであるけれども、今後そういう点については、連携を消防とか、あるいはそういう関係等については、非常にこれから連携を密にしなければいけない。そのために生駒郡の防災訓練もさしていただいていますようにまた何かが起こりますと仮に安堵町であろうが、斑鳩の消防団が手伝いに行く、あるいは斑鳩側やったら安堵町から応援をいただくということは、もう隣接の町村でございまして、そういう連携を密にしながら西和消防のもと、地元消防と協力しながらやっていきたいと思っています。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 町長が御答弁いただきましたので、非常に西の方へ行きますと、行政界が複雑に入り組んだところとかもございまして。そんな中であって、斑鳩町がどうだとか、三

郷がどうだとか、平群がどうだとか言わずに、その周辺にお住まいの方の安全を守るためにどうあるべきなのか、きちっと周辺に設備がされているかどうか、そしてその設備について、管理をどうしていくのかなど、細かい点になりますけれども、そういうことをきちっと周辺でやっていけるような行政としても気構えを持っていていただきたいなというふうに思っております。

それと、255ページに書いていただいております災害物資の備蓄でございますが、この間にいろいろ簡易トイレもし、そしてまた災害物資もいろいろと品目を考えてこういうふうにならしてきていただいている、非常に準備をしていただいているということについてはありがたいなというふうに思っておりますが、これにつきまして、ちょっと気になっているのが、やはり消費期限のあるものがあると思うんですね。これらの消費期限というのは何年になっているのか。そして、順次、消費期限がきたときにどういうふうに対応されて、どういうふうに対応していくのかという、これは計画的に行われるべきものであらうと思っておりますので、幾つか備蓄されておりますが、この中でのそういう状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○辻委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 備蓄品の耐用年数につきましては、例えば、ここに出ておりますアルファ米ですね、それからビスケット関係、こういうのはすべて5年でございます。それで、最終2万7,000食備蓄する予定しておりますけれども、期限がくるまでに最終の年度になると思っておりますけれども、防災訓練とか、商工まつり、ホリディ学園、出前講座等で体験でそのときに使用したいと考えております。以上でございます。

それとですね、今のそういうところで使用できない部分については、使用期限が切れましたら、破棄するというような形です。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 廃棄するのはもったいないですので、環境問題や、ごみ減量化に努めている斑鳩町としては、できるだけ廃棄にならないような取り組みをしていただきたいと思います。

アルファ米と今、乾パンだと思うんですが、おっしゃっていただいたんですが、ここにある粉ミルクであるとか、それから、飲料水の袋とか書いていただいているんですが、これらについてはどうでしょうか、消費期限なり、どうなってますでしょうか。

○辻委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 粉ミルクにつきましては1年半となっております。それから、追加ですけれども、紙おむつ等につきましても、備蓄しておりますけれども、耐用年数はありませんが、メーカーに確認しましたら、おむね5年ぐらいというように聞いておりますので、それに基づいて更新をしていきたいと考えております。

それから、飲料水の袋につきましては、これについては耐用年数はないと思っております。袋ですんで。以上です。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 粉ミルクはやはり消費期限短いですので、これも何かのうまいこと期限がきたら利用できるように、期限が切れてからの更新というよりも、期限がくるちょっと手前でうまく更新しながら、何かいろいろなところで使えるような形でやってほしいと思いますし、またおむつなんかにつきましても、そういう形で先ほども申し上げましたが、ごみにならないように、やっぱり廃棄ということにできるだけならないように、今後も備蓄をしながらも、そういったことに配慮しながら、更新をやっていていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○辻委員長 ほかございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 ないようでしたら、これをもって第8款消防費の審査を終わります。

次に、第9款教育費について説明を求めます。

栗本教育長。

○栗本教育長 それでは、私の方から教育費につきまして、主要な施策の成果報告書に添いまして、説明をさせていただきたいと思えます。

主要な施策の成果報告書256ページから307ページまでとなっております。

第9款教育費全体でございますが、予算現額9億1,637万2,000円に対しまして、決算額は8億8,914万9,407円で、執行率は97%となっております。この執行額は前年度と比較いたしますと、6,331万9,000円の減額となっておりますが、その主な原因といたしまして、史跡中宮寺跡、史跡用地の公有化事業の終了に伴う減によるものでございます。

それでは、256ページをごらんいただきたいと思えます。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費でございますが、予算現額180万8,000円に対しまして、決算額168万1,740円で、執行率は93%となつていま

す。この経費は教育委員会の運営にかかるものでございまして、活動状況といたしまして、時代の変化に適切に対応しながら、町民の期待にこたえることができますよう、教育行政の一掃の活性化を図るため、委員会を毎月1回定期的に開催いたしました。

また、市町村教育委員を対象とした各種研修に参加するとともに、町独自の委員研修として、兵庫県姫路市、たつの市へ赴き史跡整備を含めた文化財行政全般について研修をさせていただいたところでございます。

続きまして、257ページの第2目事務局費でございます。予算現額9,048万に対しまして、決算額8,694万332円で、執行率は96%となっております。まず、講師の派遣、配置についてでございますが、市町村立学校における教員の配置につきましては、県教委の教員配置基準によって配置されることになっておりますが、学校教育活動を円滑に行うため、特別支援教育の充実、強化補充を図るため小学校に3名、中学校に5名の町費講師を配置し、学校教育充実に努めたところでございます。

次に、学校教育指導主事の設置についてでございます。学校教育にかかります教科指導や、生徒指導等、不登校児童生徒への対応など、専門的な教育指導が求められていることから、学校教育指導主事を配置し、学校教育の充実向上に努めたところでございます。また、特別な支援を必要とする児童、生徒の適正な就学を図るため、就学指導委員会を3回、また各児童の状況調査等のため、小委員会を10回開催いたしました。

本年度も子供の体験学習の一環として、町議会の御協力を得ながら、子ども模擬議会を8月7日開催いたしました。各小学校6年生と中学校1年生の16名が町議会議場において、一般質問を行いました。子供たちには、議会や行政により関心を持ち、意識を高める体験の場となり、またこの1日議員として体験したことを学校、あるいは学級活動で報告したことにより、他の児童、生徒の学習機会の場にもなったと考えております。

また、正確な発音ができないなど、言語能力の向上を図ることが必要な子供たちを対象に、専門的な指導を行うことばの教室に小学生6人が通学・通級し、その教室の運営にかかる経費を負担いたしましたところでございます。

次に、259ページの外国人英語指導助手の配置でございます。学校教育や社会教育の場において、英語や異文化に対する興味、関心を高めるため、外国人英語指導助手を配置し、国際理解教育の一環として、両中学校において、生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めました。

また、公民館の英会話教室や、幼稚園、小学校等にも派遣し、町民の英語によるコミ

コミュニケーション能力の育成を図るとともに、外国の生活やゲームを通して、小さいころから異文化に親しみ、関心を高める国際理解教育の推進に努めました。小学校や幼稚園等においても、英語に触れ合うことの楽しさを感じ、英語に対する興味を示し始めているところがございます。

次に、斑鳩町小中連携教育についてでございます。主に3つの柱で取り組みを進めております。1つ目は、小・中学校の9年間を一貫して郷土斑鳩への誇りや、愛情をはぐくむために、斑鳩の地域を学び、聖徳太子の和の精神を大切にしながら、人としての生きかたを考えさせる教育でございます。

2つ目は、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指した英会話学習でございます。小学4年生から英会話学習を斑鳩町独自の指導案によりまして実施し、英語を母国語とする講師により小・中学校とも1クラス当たり年間10時間の授業をしております。英語を音から学習することで、子供たちが英語を楽しんでいることができ、中学校で新しく科目となる英語への不安が減少するとともに、英語学習への意欲を向上させる効果があったと考えております。

3つ目は、中学校入学を控えた児童の環境の変化に対する不安や戸惑いを少なくするため、交流活動を実践しました。中学1年生が母校を訪ね、中学校生活について小学6年生に話す機会を設け、小学6年生が中学校に行き、模擬授業や部活動体験をするなど、小学校・中学校の児童生徒の交流活動を実施いたしました。小中連携教育の実践により、小学校から中学校への移行期における学習、人間関係等のつまずきを防ぎ、不登校の減少につなげております。また、郷土を愛する心をはぐくむとともに、子供たちの生きる力の育成を図っているところがございます。また、新学習指導要領により、平成23年より小学校5、6年生で外国語活動の導入が予定されており、この円滑な導入のための準備作業にも取り組んでいるところがございます。さらに子供の安全確保を図るため、保護者に町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に配信する子ども安全・安心メールを導入しているところがございます。

次に、262ページの第3目私立学校振興費でございます。予算現額1,221万7,000円に対しまして、決算額は1,221万7,000円で執行率は100%となっております。私立幼稚園就園奨励事業につきましては、国の補助金制度によりまして、保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の充実を図るため、今年度も法隆寺幼稚園ほか5園に169件、1,191万7,000円の支援を行ったところがございます。また、

法隆寺幼稚園には、私立学校助成として、年間年額30万円を助成いたしました。

次に、263ページの第4目スクールカウンセラー事業費でございます。予算現額48万4,000円に対しまして、決算額は48万3,006円で、執行率は99.6%となっております。いじめや不登校等の問題や、児童生徒の心の問題に適切に対処するため、奈良県教育委員会より臨床心理士によるスクールカウンセラーの派遣を受け、週1回斑鳩中学校でスクールカウンセラーによる相談を実施いたしました。なお、カウンセラーの謝金等につきましては、県負担となっております。スクールカウンセラーは心理学にかかる専門的な立場から、生徒のみならず保護者や教育に対してアドバイスを行うものでありまして、相談者の精神的負担を軽減するという効果はあったものと考えております。また、生徒が悩みを気軽に話し、ストレスを和らげ、心のゆとりを持てるように、心の教室相談員を斑鳩南中学校に配置いたしております。

また、県から委託を受け、2か年の研究指定事業として、小学校における不登校などの早期発見、早期対応や、未然防止を図るため、斑鳩小学校に子供と親の相談員を県事業として配置いたしました。

平成19年度の不登校児童生徒は増加傾向にあると、8月7日の文部科学省で発表されましたが、本町の不登校の状況は、小学校で0.25%、4人、そして全国では0.3%、中学校では1.05%、8人、全国では2.9%であり、小中学校とも全国平均より下回っております。これは小・中連携教育の成果が出てきたものではないかと考えております。今後も不登校生を減少させる努力をしてみたいというふうに思っています。

続きまして、265ページから第2項小学校費でございます。まず、第1目学校管理費でございますが、予算現額9,197万6,000円に対しまして、決算額は8,944万843円で、執行率は97.2%となっております。小学校の学校施設の整備、維持管理につきましては、斑鳩小学校の中館校舎耐震補強工事と、斑鳩西小学校のプールろ過配管の改修工事を実施いたしました。小学校の新規格の机、イスの導入につきましては、年次計画を立て、順次新しいJIS規格によります机、イスを平成19年度は小学3年生に対し255セットを更新いたしました。今後も良好な施設環境の維持に努めてまいります。また、各小学校に心肺停止状況の人への応急措置の機器でありますAED自動体外式除細動器の設置に要します経費を執行しております。学校教育におきましては、安全で快適な環境づくりを行うとともに、教員の人格形成も含んだ資質の向上が

重要なことであると考えております。このことから、教職員に必要とされる基礎的な素養はもちろん、実践的な指導力を身につけるため、各学校、あるいは町で研修を実施するとともに、各関係機関が実施する研究参加費の負担等を行ったところでございます。

続きまして、267ページから第2目教育振興費でございます。予算現額2,366万3,000円に対しまして、決算額は2,280万6,032円で、執行率は96.3%となっています。内容といたしましては、国際理解、情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代潮流に対応した教育の展開を図りました。また、特別支援教育を充実させるため、それぞれの子供が必要とする支援を適切に把握し、支援を進める一方、児童全体がお互いの人権を正しく理解、認識し、よりよい人間関係を育成し、ともに生きる力を育てるよう努めました。保護者の経済的負担を軽減するための就学援助を実施するとともに、児童がみずから学び、みずから考える能力や、社会に主体的に対応できる能力の育成を図るため、特別活動の推進、文化活動、クラブ活動等に対しまして助成を行ったところでございます。

次に、斑鳩小学校において、金剛流の能の指導を受けることにより、日本伝統文化の学習を進めるとともに、児童の国語力を図るため、学校図書を購入を拡大し、文部科学省が示す標準冊数の確保に努めながら、内容や資料が古い書籍については、適切にリユース、廃棄を行い、学校図書室の機能向上を図ったところでございます。

また、小学校におきまして、情報教育の推進を図るため、各小学校にコンピューター教室を設置しておりますが、その維持管理に必要な経費を執行しております。

次に、271ページ、第3目保健体育費でございます。予算現額3,328万7,000円に対しまして、決算額3,211万2,838円で、執行率は96.4%となっています。児童の疾病の早期発見のため健診を実施するなど、児童の健康維持に努めるとともに、児童の心身の健康増進及び管理に努めました。また、学校給食の充実を図るため、安全で栄養バランスのとれた給食を実施するとともに、保護者の負担軽減を図るための助成を行ったところでございます。また、給食設備及びプール整備の良好な維持管理に必要な諸経費の予算執行をいたしました。

273ページでございます。第3項中学校費でございます。第1目学校管理費では予算現額5,309万5,000円に対しまして、決算額は5,197万8,521円で、執行率は97.8%となっております。学校施設の整備、維持管理につきましては、斑鳩中学校の本館及び北館の耐震補強計画及び実施設計委託を実施いたしました。中学校

におきましても、小学校と同様AEDの設置に要します経費を執行いたしております。
また、教師の資質向上を図るため研修を実施し、実践的な教科指導の充実に努めたところでございます。

次に、275ページの第2目教育振興費でございます。予算現額2,219万4,000円に対しまして、決算額2,076万8,705円で、執行率は93.5%となっております。小学校と同様、中学校におきましても、情報教育の維持を図るため、各中学校にコンピューター教室を設置いたしております。その維持管理に必要な経費を執行いたしております。

次に、276ページでございます。生徒がみずから学び、みずから考える能力が社会に具体的に対応できる能力の育成を図るため、特別活動の推進、文化活動、校外活動等に対し助成を行いました。特にクラブ活動を含む特別活動につきましては、生徒の健全な育成を図る上で重要な位置を占めておりまして、その活動を通して人間関係を深めていくことで、ひいては青少年の健全育成にも大きな効果があるものと考えております。校外活動といたしまして、生徒に対し自然や人とのふれあいなどの豊かな体験活動を通して、自然体験や社会体験の不足を補う社会づくりに宿泊訓練事業を実施いたしました。

続いて、278ページでございますが、小学校と同様、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対しまして、就学援助を実施したところでございます。

次に、279ページの第3目保健体育費でございます。予算現額2,302万4,000円に対しまして、決算額2,228万3,488円で、執行率は96.7%となっております。中学校におきましても、生徒が常に健康な状態で学校生活を送れるように、健康管理に努めるとともに、学校給食につきましても、小学校と同様、安全で栄養バランスのとれた給食を実施するとともに、保護者の負担軽減を図るための給食補助金の助成を行いました。なお、平成19年度より斑鳩南中学校においては、学校給食調理洗浄業務の民間委託の導入にかかります経費を執行いたしました。

281ページでございます。第4項幼稚園費でございます。まず、第1目幼稚園費でございますが、予算現額1億4,130万7,000円に対しまして、決算額は1億3,966万1,710円で、執行率は78.8%となっております。幼稚園教育では、幼稚園教育要領に基づきまして、遊びを中心とした生活を通じ、一人一人の個性に応じた総合的な指導を行い、人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力、物事に自分から関わら

うとする意欲を培うよう努めたところでございます。

また、幼稚園におきましても、特別な支援を必要とする園児に対し、その心身の状況と発達段階に応じた指導を行うため、臨時講師を配置し、個々の教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、幼児教育の充実を図ってきたところでございます。

続きまして、284ページをお開きいただきたいと思います。

第9款第5項社会教育費でございます。予算現額3億5,844万円に対しまして、決算額は3億4,640万2,734円となっております。執行率は96%となっております。

まず、第1目社会教育総務費では、予算現額4,402万7,000円に対しまして、決算額は4,370万4,033円となっております。執行率は99.2%でございます。本年度は町制60周年記念の事業の自然ふれあい体験事業として、飯島町での自然体験と、子供たちの交流を行いました。人権教育の推進につきましては、住民一人一人が人権を尊重し、潤いのある豊かなまちの実現を目指し、人への思いやりの心の大切さをはぐくむため、人権セミナーを実施し、合計6回の開催で、658人の参加を得たところでございます。

次に、285ページ、平和展の開催についてでございます。我が国が戦後60年世界諸国に類を見ない平和な年月を送っています。戦争を知らない世代に戦争の悲惨さを伝えるとともに、平和の大切さを知っていただく機会として、町立図書館において、8月の1か月間、戦争と平和に関する図書の展示を行い、平和の尊さについて啓発したところでございます。

次に、家庭教育についてでございます。家庭は社会の基礎単位であり、すべての教育の原点であるとともに、社会的存在としての子供の社会性を伸ばしていくべき役割を担っているのです。核家族化の進む現代社会において、子育てについて学ぶ余裕のない親や、子育てに不安や悩みを持ちながら孤立しがちな親、いつでも、どこでも気軽に学習したり相談したり、親同士の連携意識を高め、家庭教育の持つ社会的責任について認識をより深めていただくため、親が主体となった家庭教育学級を各校、各園単位で開設いたしました。学級での活動は年間を通じて延べ42回の学習会を開催し、延べ392人の参加を得たところでございます。今後もより一層、家庭教育の充実を図るため、保護者の悩みや意見をくみ上げ、ともに考え、関係機関との連携や、パイプ役として、家庭教育活動の支援をしてみたいと考えております。また、家庭教育は地域とのか

かわりが非常に大切なことから、地域の教育力の向上を目指した地域家庭教育講座を3回開催し、地域の人々にも家庭教育の重要性を認識していただいたところでございます。

次に、287ページでございます。青少年教育についてでございます。心豊かな人間育成を図るため、多様な体験活動の機会が少なくなっている子供たちに、集団での役割分担を積極的に行えるように、自主的や協調性と社会性をはぐくむ場として、小学校4年生から6年生を対象としたホリディ学園を開校し、62名の児童の参加を得る中、公民館を中心に活動し、7月たなばた飾りや、しめ縄づくり、レクリエーションや、清掃活動、野外活動センターでのデイキャンプといった体験学習等を実施いたしました。

次に、288ページ、第2目公民館費でございます。予算現額6,363万5,000円に対しまして、決算額は6,322万4,056円で、執行率は99.3%となっております。公民館は住民の学習需要に答える中核的な役割を果たす施設であることから、住民の身近な学習、交流活動の場として親しまれる運営を行うとともに、施設の維持管理に努めているところでございます。昨年の中央、西、東公民館の利用状況は、利用回数で7,151回、利用者数は12万3,000人となっております。その内訳は中央では4,408回、東では1,568回、西では1,175回の利用回数となっております。また、利用人数では中央では9万5,494人、東では1万5,468人、西では1万2,059人となっております。1日当たりの利用者数は平均約400人となっております。

公民館事業では、生きがいづくりや、地域、技術の取得を図るため、生涯学習の機会づくりの場として、19の公民館教室を開催し、264人の受講生がございました。教養講座では生活、経済講座、文学講座、歴史講座と、これまで実施してきました女性講座、高齢者講座を生き生き講座として、また防犯防災、お正月、夏休み子供講座で延べ942人の受講者がございました。

また、これら公民館における学習成果の発表の場として、3月14日から16日の3日間、中央公民館におきまして、公民館まつりを開催し1,082人の参加者、見学者を得たところでございます。その他、公民館を利用した学習等に延べ163団体、2,431人が利用され、それぞれの資質の向上に努められているところでございます。

次に、291ページ、第3目文化祭費でございます。予算現額136万円に対しまして、決算額128万6,380円となっております。執行率は94.5%でございます。芸術・文化の振興と、芸術・文化に接する機会と、意識の向上を図ることを目的として、

また図書館開館10周年を記念いたしまして、私のまちの斑鳩という作文コンクールの表彰も合わせて、町制60周年事業いかるがの里文化芸術祭を11月3日から7日の4日間にいかるがホールにおいて開催いたしました。出展をはじめ、お茶会、美術展覧会、文化財の美術展示などのイベントを開催したところでございます。1,538人の参加や見学者を得たところでございます。

次に、292ページ、第4目文化財保存費でございます。予算現額1億7,290万円に対しまして、決算額は1億6,287万309円となっております。執行率は94.1%となっております。まず、発掘調査についてでございます。町内遺跡発掘調査におきましては4件の個人住宅等の建設に伴う緊急発掘調査を実施するとともに、国庫補助事業により実施いたしました発掘調査の調査概要報告書を1冊のまとめをしたところでございます。

次に、文化財啓発事業といたしまして、平成18年度実施の西里遺跡で発掘調査により出土いたしました弥生時代の遺物を中心に、町内の弥生時代の出土遺物をテーマとした町内遺跡発掘調査出土遺物速報展を開催し、370名の見学者を得たところでございます。

次に、古文書の保全整備についてでございます。昨年度より3か年計画で進めております安田家古文書調査を本年度ですべての調査の古文書の調査表への記入作業を終えました。総点数が6,100点となっております。そしてこれらの中から重要なものを抽出いたしまして、翻訳作業を進めているところでございます。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備についてでございます。史跡整備工事の実施計画に基づき、石室施設整備として見学通路デッキ設置や、照明設備工事等を行うとともに、墳丘及び墳丘周辺部の盛土工事や、植栽工事等の整備工事を進めまして、3月に無事竣工を迎えたところでございます。このことによりまして、史跡藤ノ木古墳整備事業はすべて完了いたしております。

次に、史跡中宮寺跡につきましては、来年度に計画しております整備に伴う発掘調査に備えまして、基壇部分の竹の伐採作業や、現況、地形測量及び航空写真撮影を行ったところでございます。また、その周辺に史跡地内にコスモスの栽培を行ったところでございます。

次に、文化財活用センターの整備についてでございますが、藤ノ木古墳の代表的な出土品のうち、未製作のものについてレプリカを作成し、第3次調査の開棺調査を迫体験

できる演出用の石棺レプリカの製作や、藤ノ木古墳や斑鳩の歴史や文化を紹介する映像製作等の展示関係の委託業務を進めました。

次に、296ページ、第5目青少年野外活動センター管理運営費でございます。予算現額108万5,000円に対しまして、決算額は106万712円となっております。執行率は97.7%となっております。主にセンター内の維持管理と指導員の配置を行い、7月1日から9月30日までの利用期間内で7団体、327名の利用がございました。自然の中での体験学習に親しんでいただいたところでございます。

次に、297ページ、第6目図書館管理運営費でございます。予算現額7,543万3,000円に対しまして、決算額7,425万7,244円となっております。執行率は98.4%となっております。平成19年度の図書館利用者は19万8,968人となって、開館以来の利用者数の累計は220万1,100人となっております。図書館の業績評価になります図書の貸出冊数は当初の目標であった40万冊を超え、40万1,661冊、予約受付件数が1万7,104件となっております。全国平均を上回っているところでございます。

次に、図書館行事では、0歳児に対しますブックスタート事業、小学校低学年時にお話訪問、中学生には図書室への定期的な大量貸出などを実施し、子供の読書活動に積極的に取り組むとともに、高齢者には、大活字本コーナーの充実に努めました。また、開館10周年を記念して、小中学生を対象に、私のまち斑鳩をテーマとする作文を募集し、郷土に対する理解を深めてもらえるよう努めました。

次に、図書館の蔵書は3月末現在で14万3,914冊で、一般書が10万9,679冊、児童書が3万4,238冊となっております。なお、図書収集については、引き続き斑鳩町を中心とした地誌類の収集に留意して行ってまいります。

次に、301ページ、第6項保健体育費でございます。予算現額6,439万7,000円に対しまして、執行額は6,237万2,458円となっております。執行率は96.8%となっております。スポーツを生活に欠かせない文化として、生活に根付かせ、だれもが人生のあらゆる場で、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができ、また健康でゆとりある生活や、生きがいのある心豊かな社会の形成を実現するため、住民1人1スポーツを目標に、体育施設の整備充実を図るとともに、スポーツ大会の開催、各種スポーツクラブの提供などに努めたところでございます。

第1目保健体育総務費では、予算現額2,327万3,000円に対しまして、決算

額は2,260万7,545円となっております。執行率は97.3%となっております。住民の生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ大会の開催や、各スポーツ種目の普及、指導に努めている体育協会をはじめとする競技団体等や、文部科学省が生涯スポーツ振興施策の目標として、各市町村に1つは設置することとしている総合型地域スポーツクラブ設立に対し支援を行いました。

次に、本年2月に実施いたしました三塔健康走ろう会並びにいかるがの里・法隆寺マラソンでは、中央体育館をスタート・ゴール地点に戻しまして、全国各地から2,336人の参加を得て、各関係機関、ボランティアの協力のもと盛大に開催いたしました。今後も引き続き、町の一大スポーツイベントとして大会運営の充実発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、町制60周年記念事業として、地域のコミュニティづくりや、活性化を図るとともに、日常生活に運動やスポーツを習慣化するためのきっかけづくりを図るため、チャレンジデーを奈良県下初の参加自治体として開催したところでございます。開催当日は各学校関係をはじめ、町内の各団体、事業所等の協力もあり、2万4,353人、参加率は85.4%といった予想外の結果でございました。対戦いたしました岩手県大月町には勝利したところでございます。今後もこのチャレンジデーを契機に、住民の健康づくりのため、運動、スポーツの習慣等を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校体育施設開放事業では、地域住民にとって最も身近に利用できるスポーツ施設として、また地域のスポーツ活動の拠点として小学校体育施設を土曜、日曜及び平日の夜間に住民に開放し、年間を通じて登録スポーツクラブ2,097回の利用がございました。また、南中学校サブグラウンドに設置しておりますトイレが老朽化しておりましたことから、改修工事も行ったところでございます。今後も施設の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

次に、304ページ、第2目町民体育大会費でございます。予算現額119万円に対しまして、決算額116万2,073円となっております。執行率は97.6%でございます。多くの住民が気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流を深め、住民相互の連携を図り、地域の一体感や活力を醸成することを目的に、町民体育大会を開催いたしました。また、本大会について、町制60周年記念事業ということでもございまして、婦人会や少林寺拳法クラブなどによる特別演舞披露などを行い、町内各地区より約3,500人の参加を得たところでございます。今後も引き続き、町民全員が一同に会

する最大のスポーツイベントとして、また住民相互のコミュニティづくりの場としていただくため大会の運営充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、305ページでございます。第3目健民運動場費でございます。予算現額595万3,000円に対しまして、決算額587万5,351円となっております。執行率は98.6%でございます。健民運動場は住民の屋外スポーツの中心的拠点として、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めてまいりました。年間の利用状況は778回、2万9,679人の利用がございました。

次に、306ページ、第4目町民プール運営費でございます。予算現額663万3,000円に対しまして、決算額は650万7,726円となっております。執行率は98.1%でございます。7月1日から8月31日までの2か月間の開場期間に対し6,727人の利用がございました。利用者の内訳は大人が2,222人、子供が4,505人となっております。また、運営につきましては、安全確保の徹底を行い、特に幼児をはじめとする子供の安全を図るため、保護者同伴での来場を徹底するためのチラシなど配布し、事故防止に努めたところでございます。今後も安心して利用していただけるための万全な体制で管理運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、307ページ、第6目すこやか斑鳩スポーツセンター運営費でございます。予算現額2,738万8,000円に対しまして、決算額2,621万9,763円となっております。執行率は95.7%でございます。本町のスポーツ施設の拠点として、住民の健康、体力づくり及びレクリエーションの場として、また住民相互の交流の場として適正な管理運営に努めました。アリーナ、武道場をはじめとするスポーツ施設の利用者は11万1,149人となっております。今後も適切な管理運営に努めるとともに、住民のニーズにこたえるようスポーツメニューの提供に努めてまいりたいと考えております。以上が教育委員会が所管いたします平成19年度の決算状況についてでございます。よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○辻委員長 説明が終わりました。ここで15時15分まで休憩いたします。

(午後 2時56分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

○辻委員長 それでは、再開させていただきます。

まず、先ほどの質問の中で、不納欠損の関係で先に答弁をお願いします。

加藤建設課長。

○加藤建設課長 先ほどの里川委員の御質問の中で、町営住宅の不納欠損について今までどうだったかということでございます。平成17年6月に入居者の方亡くなられて、身寄りがなく不納欠損処分をいたしております。その金額につきましては、11万4,140円でございます。

あと不納欠損になる事由についてどうなのかということでございますけれども、死亡以外にその場所に住所を有しながら本人の所在が不明である、これは予想されることですけれども、そういったケースがあろうかと思えます。以上でございます。

○辻委員長 続いて、質疑に入る前に、教育費で成果表の訂正がありますのでちょっとお願いします。

野崎教育総務課長。

○野崎教育総務課長 まことに恐れ入ります。施策成果表の272ページでございます。

学校給食の充実の中で、括弧書きにしております実施内容につきましては、斑鳩西小学校検収室改築工事1,649円となっております。これは単価の誤りでございまして、164万9,000円ということで、数字的には1649000ということで御訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○辻委員長 訂正について、先ほどもいろいろありましたので、できましたら最後の最終日に差し替えということでよろしく願いします。

それでは、教育費について質疑をお受けします。256ページから307ページでございます。

里川委員。

○里川委員 そしたら、幾つかあるんですけど、ちょっと一つずつお尋ねしたいと思えます。

成果報告書の259ページにあります外国人英語指導助手の設置なんです。これ以前と外国人の方、以前はこちらへ来ていただいたというような形で、最近では委託をしているというふう聞いております。英会話学校なんかいろいろな問題もあったものですから、特にこの委託先について、どのようになっておったのか。

そしてまた、小中連携教育のところでも、英会話講師の派遣という事業をやられているんですけども、この事業との講師の関連ですね、上と下と講師の手配をどのようにされているのかということ。この辺がちょっとわかりにくいですので、御説明いただけたらと思えます。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 259ページの外国人英語指導助手の設置につきましての委託先で
ございます。これにつきましては、民間会社の英語の指導助手の派遣をいたします派遣
会社の方から委託契約をいたしております。これにつきましては、2万2,000円の
190日ということで418万円の委託契約をいたしているわけでございます。

それと、小中連携の英会話の講師との関連性ということでございます。外国人英語指導
助手の場合につきましては、中学校への英語の指導助と言いうことで入っていただいて
おりまして、毎週の月・火・水・金につきまして中学校へ派遣をいただき、木曜日につ
きましては午前中は公民館、午後は小学校、幼稚園といった形で指導助言をお願いいた
しているということでございます。

それと、小中連携の英会話の講師でございますけれども、これにつきましては、小学
校4年生から英会話学習を町独自の指導案で取り組みまして、英語を母国語とする講師
によりまして、小・中学校とも1クラス当たり、年10時間程度指導をお願いしており
ます。英語を音から学習することで、子供たちが英語を楽しんでいるということを感じること
ができるということで、中学校で新しく科目となる英語の不安が減少するということと
ともに、英語学習への意欲を向上させる効果をねらって、今、講師としては天理大学の
講師を派遣していただいております。以上でございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 派遣会社ということでね、前は何か英会話教室をやっておられるような事業
所に委託をして講師を送っていただいているということをお聞きしたようにも思ったん
ですが、普通の派遣会社にこんな外国人の方登録されていて、こういうふうな仕事の仕
方も外国の方もあるんだなと思って、今ちょっと関心しておったんですが。

それと、下の方が英会話講師の派遣ということで天理大学から来ていただいて、講師
料を払っているという考え方でよろしいのでしょうか。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 上の段の外国人英語指導の助手の設置ということでございます。A
LTで平成14年度までやっておりました。それはJETプログラムということで、県
の事業ということでやっておりましたけれども、その後、平成15年10月から、AL
Tの派遣ということで、派遣の委託業者の方で、前回も同じ契約をして実施をしている
ということでございます。

それと、小中連携の方でございますけれども、天理大学の学生さんの方が母国語を話せる外国人がおりますので、そちらの紹介を受けまして、斑鳩の講師として派遣をいただいているということでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 学生さんだということわかりました。それらについては、非常に英語というのは重要なことですので、そしてなめらかな流暢な本物の英語にふれるということは非常にいいことだと思いますので、今後もやっていただけたら結構だと思います。

それとですね、1点教育委員会に関しまして、ここでは小・中学校講師の配置ということで257ページから258ページにかけて書いていただいています。この講師についても同じことですので、総合してお尋ねしたいと思っておりますが。予算の段階で、教育費のところ、私は発掘調査員の件で、臨時職員の賃金のことで、いろいろ教育費の中で申し上げた経過がございます。その後、議会としても全く与り知らない間に、19年2月にこの臨時職員の要綱が変えられて、予算の段階でちょっとびっくりしていたところが、またその後、2回ほど要綱変更、町もしていただいているように思いますが、ただこの小学校の講師の配置も、中学校の講師の配置、遺物の方は後で聞かせていただきますが、発掘の方は後で聞きますが、小学校、中学校講師の配置の金額書いていただいているんですけども、その何て言うんですか、臨時職員さんの形の給与と言うんですか、表で計算するとちょっとこれ合っこないのかなと思ったりするんですけども、この講師の方の待遇というのか、それもお尋ねをしておきたいと思えます。

それと、この小学校の配置では、この3名特別支援教育の充実や、少人数指導ということで入れていただいたということなんですけれども、少人数学級への取り組みは19年度どういう状況だったのかということと。中学校への臨時講師の配置が、町費講師の配置が5名ということになっておりますが、これは各中学校でどういうふうに配置をしていただいていたのかということをお尋ねしたいと思います。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 まず、はじめに、小学校講師の臨時職員の賃金の待遇でございます。これにつきましては、今、里川委員さんの方から申されたとおり、小学校につきましては、特別支援対応ということで、各小学校に1名ずつ、合計3名を配置させていただいております。その内訳でございますけれども、日給が9,200円ということで、4年制大学卒業課程の学力を有する学校臨時講師ということで、職種で9,200円という

ことでさせていただいております。199日の3人分ということで549万3,000円の計上ということでございます。

それと、中学校につきましては、もう続けてさせていただきますと5名ということで、これにつきましては教科補助ということで、斑鳩中学校で2名の講師、南中学校で3名の講師ということでございます。これにつきましても、4年制大学、それから短大卒業ということで、単価が18万9,600円、それと17万200円ということで各々5名の金額を挙げさせていただいているということでございます。

それと後、そのうちで2名につきましては、日々雇用になりまして、日数でいきますと9,200円の100日の方が1人と、9,200円が160日の方が1人ということでおられます。

それと、少人数学級の指導でございますけれども、町といたしましては、3人、5人学級といった少人数学級を、町単独で採用するということにつきましては、今現在のところ考えておりませんが、現在、町費講師の教科補充も含めまして、かなりの学級で少人数授業が実施できるようになりつつあります。今後とも少人数学級、少人数授業、どちらにつきましても、教育効果等につきましては、いろいろさまざまな角度から調査研究しながら、より効果的な指導方法といえますか、習熟度別の指導といったような工夫を重ねるような学校に対しましても指導をしてまいりたいというふうに考えております。

それにあと、国、県等の要望につきましても、できるだけ実施していただくような形でも、お願いはしてまいりたい、今現在もお願いしているところでございますけれども、実施してまいりたいというふうに考えております。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 今内訳聞かせていただいて、ちょっと驚いたんですけれども、小学校の講師さんというのは日給制で来ていただいているんだなど。年間で大体月給制で今まで講師というたら来ていただいていたん違うんかなと、町費講師ね。それが、日給制でこうして来ていただいているということについては、ちょっとびっくりをしているところですが、それについては、町の方で採用されて、それで納得をして働いていただけているのであればあれですが、やっぱり町費講師の場合は、せめて月給制で、そしてまた、勤勉手当なども支給するような形の採用の仕方で一定の人材確保を行っていただきたいというのが私の希望なんですけれども。それはそれで19年度の状況はわかりました。

それと、成果報告書の260ページにございます民俗資料室の維持管理ということなんですけど、学童保育室が新たになってから、私自身もこの存在を何か忘れてしまっているようなところがありまして、これを見てまして、ああそうや、そうやと思いながら、一般開放していただいているということなんですけど、私もそんなぐらいの認識しかなくて大変申しわけないんですけど、利用状況については、どのようなことになっているのかなど、一遍お聞きしたいと思います。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 民俗資料室の利用状況でございます。これにつきましては、毎週土曜日に開館させていただきまして、19年度で申し上げますと、年間入館数が80人でございます。月平均いたしますと6.7人という状況でございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 せっかく建物あるんですけども、そして中に資料もあるんですけども、すぐ近くにこれから文化財の活用センターもつくるということの中では、何かもうちょっと考え方あるのかなというふうに思います。あの建物もそういうことでは、また何か別の形で使うことも考えられるのかなど思ったりもします。それは今後、また検討していただけたら結構かと思いますが、ちょっとこの利用状況というのはもったいないような気がしております。

それと成果報告書の284ページに、人権教育の推進ということで挙げていただいております。人権教育活動に対する支援ということで、もうこれ補助金ということで、本当に二つ出しているんですね。その補助金出している、この協議会の委員の構成ですね、何人いらっしゃるって、それでどんな活動をしていただいているのか、そして人権教育研究会というのはどういう会、だから会員数というんですか、何人の方にこれだけの補助金を出していただいて、どういう活動をしていただいているのかということについて、お尋ねをしておきたいと思います。

○辻委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 人権教育推進協議会の補助金が、この斑鳩町内の各種団体すべて入っております。構成団体数はちょっと今、40団体ぐらいあると思うんですけど、それだけ加盟をしていただいています。その数字については、担当の方から。

そして、社会教育団体、それと行政、そして学校関係のそういう団体がこの中に加わって人権教育の活動をさせていただいております。

それから、人権教育研究会については、これは幼小中の学校の先生が中心となって人権学習をしていただく団体に、その活動助成をしているということでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 丸々補助金のみで運営されているこういった協議会についての中身、内容の精査など、行政としては、この間ですね、いろいろと行政改革の中で行われてきているのではないかなというふうに思っておるんですが、非常に珍しい、いろいろな協議会の中にあっても、非常に珍しい形で、他の団体と何か違った形での運営をされている、単に補助金をもらわれて、しかも補助金をもらって学校関係者や、各種団体の代表が集まって一同に介して40何団体ですか、一体どんな話し合いをなさっているのだろうかと、ちょっと中身について、よくわからないなというふうには思っているところです。人権の問題についても、常々一般行政として、どういう研修のあり方がいいのか、そしてどういう教育を推進していけばいいのかということについては、私たちは前々からいろいろな提起はさせていただいている中で、やはりこれらの協議会の在り方についても見直しをかけていかなければならない時期にきているのではないかなという思いの中で、毎回お聞かせいただいていますので、今年もお尋ねしたいと思います。教育委員会では、道徳の時間にお使いになられる「なかま」という本を県と町2分の1ずつ出して購入されて、全生徒に児童にお配りになっている。道徳という本については40冊を各学年備えていて、使い回しをされている。また、心のノートというものができ、そして小中一貫教育の中での研究の中で、郷土の問題で、道徳の本をまたさらに各学年40冊購入された。非常に重複して本がある中にもかかわらず、ほかの本と同じように各学年40冊準備をすればいいのではないかと思う中で、全児童生徒に公費を使ってお配りになっているという状況の中で、その「なかま」という本に、19年度どれだけのお金が使われているのかも合わせてお尋ねをしておきたいと思います。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 斑鳩町人権教育推進協議会事業の内容でございますけれども、先ほど申し上げました教育長の方から申し上げましたように、部会が3部会に分かれております。行政部会で15団体、学校部会で11団体、社会部会で32団体といった形での部会を設けまして、年間の事業計画というものを立てられるわけでございます。そうした中で、まずはじめに町民研修をはじめ、人権に関する条例や、人権に関する諸施策の推進という項目、それからここに住んで良かったというまちづくりについて積極的に地

域での活動に参加、それから各種研究大会、研修会、人権セミナー等への参加ということいったような中で、人権教育についての取り組みをされているということでございます。

主な事業や、関連事業の計画ということでございますけれども、そういった中で、まず1点目に研修会や講演会、懇談会等の開催、奨励ということでございます。それと資料の作成、啓発活動の実施、それから各種研究会、研修会、講演会等への参加、それから、人権問題啓発活動推進本部との連携でございます。それから、生駒郡人権教育推進協議会との連携といったような形で、事業計画を進められているというふうに考えております。

それと、あと「なかま」の購入でございます。それにつきましては、267ページでございます。38万4,000円ということで、人権教育の推進ということで挙げさせておりますけれども、その中で、これ一部、消耗品も混じっておりますので、冊子だけを言いますと単価450円の各学年、隔年の1年、3年、5年生の児童767人でございます。かけますと34万4,150円という予算を計上させていただき、執行いただいております。以上でございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 今、小学校の1、3、5は言っていたんですが、中学校の方では、この本はなかったのかということと。

それと、人権教育というのは非常に難しいですし、そのあり方についても、今、非常に問われているときかなということを感じてますので、さらに国連の方で言われている国際的な視野に立った人権問題ですね、そういうことをきちっと踏まえて、斑鳩町としてもやっていっていただきたいというふうに思っております。

あわせて286ページにございます社会教育委員会の運営ということで挙げていただいているわけなんですけれども、これは公民館のところで言えばいいのか、どうしようかと思ったんですが、でも公民館のところには実在しないものですので、社会教育委員会の運営で申し上げたいと思います。以前に社会教育法改正されて、公民館運営審議会というのは本来設置されていたものが、努力義務となって、すぐに斑鳩町は公運審をなくし、この社会教育委員に兼務をさせると、兼ねているんだというような言い方をされてきております。社会教育委員会が年間2回開催されておるところですけれども、果たしてこの運営の中で、公民館運営審議会としての機能もきちっと果たしていただいているのかどうかというところが、非常に疑問に感じています。これから、朝からも申

上げましたが、団塊の世代の方の定年を迎えて、いかにその人たちの学習の場、また活動の場で活力あるまちづくりをしていく中においては、公民館というのも非常に大事ですし、社会教育も重要です。そんな中において、きちっと位置付け、公運審としても位置付けをきちっとしていただけているのかどうか。その辺確認をしておきたいなというふうに思います。

○辻委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 社会教育委員会については、今おっしゃったように、年2回開催いたしております。必要に応じて開催は何回でも結構ですよという委員会の意見もいただいておりますので、必要に応じて開催していきたいと思っております。ただ、今のところ2回で今は開催しております。その中で、社会教育の委員と、それから、公民館運営審議会については、以前に一つにまとめたんですが、このなかで、やっぱり活動的内容的には同じようなものが多いわけですので、そうした点では、両者を一つの社会教育活動として、あるいは運営に取り組んでいただいているというように思っています。

また、今年からなんですが、県の社会教育委員会議と、県の公民館運営審議会、公民館研究大会を一つにして研究大会を持っていこうやないかという動きが出てきています。そうしたことから、特にあえて公民館運営審議会を独立させる必要は今のところないのではないかなというふうに思っています。十分、社会教育委員会の中で年間の社会教育活動、あるいは公民館活動についても、いろいろ議論いただいております。先ほども説明させていただいたように、成果が上がってきているというふうに思っています。

それから、中学校の「なかま」は中学校1年生だけに配布しております。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 275ページでございます。下から二段目、人権教育の推進の中で、中学校の「なかま」の冊子の決算入っております15万8,300円のうち、中学校につきまして、今、教育長がお答えしましたように、中学1年生を対象に540円の257人、13万8,780円ということでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。これにつきましては、前段に申し上げましたように、常に意識、私は意識を持って申し上げたような意識を持ってずっと行政を見てまいりましたが、けれども、それとともに、前段に臨時職員の件を申し上げましたが、292ページ、293ページに、文化財の関係ですね、発掘調査や保存というようなことでずっと挙が

っていますが、整理とか、このところで、予算の段階で、私が問題視していた件について、一定町は整理をしていただいて、要綱も2回書換られていたと思うんですけども、このところ、再度予算のとき問題になっていた件ですので、決算において、きちっと確認をしておきたいと思いますが、臨時職員さんの勤務時間と、そして日給をお支払いいただいている状況の中で、奈良県の最低賃金を割るような状況にはなっていないということをしちっと行政側から御説明をいただきたいというふうに思います。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 19年度で申し上げますと、発掘作業員でございます8,460円でございます。それと、発掘調査補助員でございます。これにつきましては5,760円でございます。それと遺物整理補助員につきましては5,400円ということでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 それと、私申し上げてきたのは、ほとんど町内の方がこれに関わっていただいているということをお聞きしてましたものの、奈良大学なんかとは提携をしている斑鳩町も提携をしている関係の中では、あそこも文化財学科ですか、史学科ですか、そんな中で、それらを勉強している学生さんたちが、こういうときにお手伝いに来ていただいたりしているような状況があります。そんな中で、あっちこっちからも来ていただいているような中で、交通費についてお出ししてないんじゃないんですかということでは出してないと、それはできるだけ出す方向に考えてほしいですねという話はしておりましたが、その後、それについては考え方が変わっていないのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 それ以後につきましても、交通費等は支給はいたしておりません。

○辻委員長 ほかに。西谷委員。

○西谷委員 288ページ、今、斑鳩町の公民館まつりと、相当出ている書道にしる絵画にしる、陶芸にしる非常にレベルの高い作品が出品されるようになってきたんですが。大人のものについてはそうなんですが、こういう中で、子供たちに情操教育の面からも、書道とか、絵画とかそういうものを発表する場を設けて、もう少し子供たちに書道や、絵画、あるいは陶芸等に関心を持ってもらうような、そういう施策というのは必要じゃないかなと思います。例えば、夏休みの後に、各小学校や中学校の作品展みたいなもの

を公民館で展示して、そして町が賞をやって、それをちょっと励みにしてもらおうとか、あるいは冬の休みにもそういうことをやるというような形で、小さいときから書道とか絵画そのようなものを親しんでもらって、底辺を広げるようなことをやれないのかなというようなことも思います。

例えば、陶芸なんかはなかなか難しいと思うんですが、斑鳩町の陶芸の作品を見てみると、町民の方に相当されているレベルの高い方がたくさんおられますから、そういう方々をコーチに、例えば夏休みに親子でも結構ですんで、親子の陶芸教室みたいな形でそういう方にボランティアで講師の方に来てもらって、そういう陶芸をしてもらうとか、何とか地域の人たちと、子供たちとかかわり合って、そこで情操教育のような形で書道とか絵画、あるいは陶芸ができれば非常に地域の文化のレベルアップには非常にええの違うかなと思うんですが、その辺の発想というか、そういうことを考えておられるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○辻委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 子供の作品展というのは、正月は各神社とか、いろいろな団体の書道家が教室やそういう展覧会をされております学校へは、春5月ぐらいから、いろいろな団体が学校の方にポスターの製作とか、絵画とか、作文とか、いろいろなものが要請をされてきます。そうしたものをすべて子供たちがするというのは非常に難しいございます。先生方の方で、その中で1点何かできるものということで、宿題も兼ねて、そうしたことに取り組ませているというのはございます。斑鳩ユネスコも、これは私たちのまちを知るという意味で、絵画展を募集をさせていただいて、10月に公民館で展示をさせていただく、これ2年余続いているんですが、そうしたところに絵画を出していただく。

あるいは幼稚園の方では、親子で陶芸をする教室を幼稚園の授業の中でもたせていただいています。そういうことをやりながら、いろいろな関係で、文化的な行事にも子供たちも小さいときから参加しているというような状況はあります。ただ、公民館の方で、子供たちを含めた教室を親子と一緒にやってほしいなど、大人と一緒にやってほしいなどということで、先生方をお願いをするんですが、募集もするんですけども、なかなか子供は入って来ない。そういうところには入ってこないというのが現状でございますので、今後もそうした子供たちが公民館により多く、親しんでもらえるようなふうには考えていきたいというふうには思っています。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 現状として、実際には集まりにくいということになって、ぜひともこういうことを地域の、防犯と同じように、斑鳩に住んでいる人を斑鳩の人がちゃんと見守るといふのと同じように、斑鳩に住んでいる人のそういう文化を、斑鳩に住んでいる人が文化のレベルアップするというような、そういう発想をぜひ試みていただきたいなというふうに思います。

それと、それに関連して、環境教育みたいな形で、富雄川の水質の部分で、斑鳩町の東小学校ですか、結構評価されているんですが、それと同じような形で、朝言うたペットボトルのそういう回収と同じような形で、今、町がやっているごみの分別についてとか、そういうことを子供たちが実践、地域で、学校で実践することによって、子供が分別を覚えてもらうというのは、ある意味では、親がゴミを出すときに、混ぜて出すという分については、子供がそういうことをはっきり意識、教えることによって、相当そういうことが逆に、家庭で子供が親に注意して、逆になおるような、そういうことを実際に思いますし、特に海外なんかで、ドイツなんかで小さいときからそういうことが徹底しているから、子供のときからそういうごみの分別を覚えているということは、大人になってもそういう精神というのは育っていくという中では、子供たちにそういうごみ分別の実践を学校で試みたらどうかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 この環境問題等については、子供さん等については、東小学校でエコクラブ、エコキッズという形でやっておられます。これもやっぱり先生が指導をされているときは非常にいいんですけども、当時そこにおられた先生、今斑鳩小学校に変わった、斑鳩小学校がまた、エコクラブが全国大会に2年連続で出ておられるという状況でございますから、やっぱりそういう点では、いろいろと先生と子供の関係、そしてまた親、保護者と子供の関係、それは私はやっぱり集団回収でも、あるいはそういうごみの分別でも、やっぱり親と子供というのは、必ず子供は子供としての分別をする、あるいはそういうことについて、お母さんこういうことしたらあかんよという注意もするようにですね、やっぱりそれはお互いに、斑鳩町の場合は私はありがたいことに子供さんもそういう教育というか、いろいろとそういうことで日常から勉強されるということで、非常にそういう点ではありがたいなと。これが一つの集団回収とか、あるいはそういうところに親子の関係があるんじゃないかなと。そういうことによって、こういう斑鳩町全体の資源化、ごみ、あるいはそういうもの、そしてまた川をきれいにしようということによって、油

の廃油等の関係等についても、町へ持ってくる、そのことによって今、燃料にできると
いうことまでなっているわけですから、やっぱりそういうことが子供さんに普及する、
そういうことについては、我々としては、子どもクラブ、非常に今、環境衛生課もそう
いう努力をしながら、学校とも連携を保ちながらやっているということでございます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 ぜひ今、環境衛生課と学校とやっているということなので、ぜひともそうい
うのはより活発に進めていただきたいなというふうに思います。

○辻委員長 ほかに。吉野委員。

○吉野委員 2つほどお尋ねをします。

1つは、294ページ、藤ノ木古墳関係なんですけども、今、現在の土木工学とかの
質問なんですけども、現在の形はずうっとあのまま維持しようとしているんだろうと
思います。高松塚とか、大きな木がはえて、その根っこが古墳そのものをああいふ
な状態にしてしまったということもありまして、恐らくあの形態を守ったまま維持し
ようと思っておられるだろうと思います。その際にですね、あれオカメザサですね、あの
状況を維持するためには、かなり維持費がかかるんじゃないかなと思います。法隆寺の
参道を見ますと、ごらんのとおり世界文化遺産の一番目の登録があったんですけど、日
本ではごらんのとおりの柵の間に笹が大きく伸びてちょっと見られないような状況にな
っております。県の方に行きまして、あれ何とかならないんですかねと言うと、予算が、
予算がということで、県も大変がっているようなところがありまして、面積的には同じ
ぐらいの面積なんだろうと思いますので、これはどうでしょうか、例えばどの程度の木
までははえても、防水をやぶらないような木まではそのままにしとくというようなこと
はありますでしょうか。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 藤ノ木古墳そのものは、見ていただいたようにコグマザサで山はやっていま
すから。防水から、あるいはすべてそういう設計等ですね、藤ノ木整備検討委員会で検
討されたことを踏襲されて、そういう結果でああいう最終的にはコグマザサで覆って
いくと。ただ木そのものについては、全くございませんからね、現状、防水で十分いける
かなということで計画をされています。

また、今、参道の関係等には、昨日、今日と刈ってましたけども、非常にきれいにな
ってまいりました。参道は昨日と今日でほぼ終わり。コグマザサの植栽をされてますか

ら、この関係等については維持は草引きの関係でということになって、私は4月30日に、できるだけこれから毎月でも、日を確定して、小学生、中学生、あるいはそういうボランティアを募って、やっぱり草を刈っていくと。そしたら小学校、中学生の生徒が来たら、やっぱりこういう斑鳩町の藤ノ木古墳をやっぱり後世にまで残していくという、そういう機運を持っていただくということですね、非常に4月30日の最初のときは、新聞等で報道されましてですね、今、夏場ですけれども、この間草を刈らしてですね、まだちょっと山の天の方はまだ刈れてませんが、やっぱりこうして秋口になって涼しくなると、そういう点については、やっぱりできるだけ中学生生徒を南中とか、あるいは斑鳩中学校、あるいは斑鳩小学校、西中学校の生徒を、順次交代で、そういう時間をお願いしたいということで、今、担当に申し上げます。

○辻委員長 吉野委員。

○吉野委員 大変結構なことだろうと思います。中学生、小学生がああ山へ登って、雑草などを抜いたり、岡の形態を守るために、鎌で刈っている姿見たら、やっぱり斑鳩町の郷土を愛するという気持ちで、何かいいもんだなと思います。

もう一つは、304ページの町民体育大会ですが、去年と今年と体育長とかいうことをしましてですね、この予算を見ると、予算別に見る限りでは、200万円弱、120万円弱でございますけれども、実際に我々の町内会とか、よその町内会全部合わせましたら膨大な行事になっているだろうと思います。今、最初の説明会なんかでも、回りの自治会の役員さん方は、やめようとか何かいろいろな声が出ております。町当局でも十分これは聞かれているだろうと思います。これだけの事業になってきますと、なかなかやめる、やめないということは大変なエネルギーが必要だろうと思います。各自治体でも、このようなことに対して、住民とても耐えられないということでやめたとか、小・中学校の運動会に発展的解消というか、そういうことでだんだん落ちついてきている、大変いい行事ではあるんですけども、その分、大きな負担もあると。町内の外食産業というんですか、食糧産業の方々にとっては、これはまた大変な一つの事業の機会があるので、そういう意味からいけば、なるべくずっと続けていった方がいいのか、住民の気持ちからしたら、次はもうやめようかなという町内会も結構出ているなど思っています、この予算120万円弱の予算でという、さっき見た限りでは、ほかの要素というんですか、かなりのことがあるだろうと思います。それから、運動会の際の種目で、例えば学齢前の子供さんと、60歳以上の方のペアで何かをすると、こういうことは今の

地域では考えられないんですよ。同じ地域では、そういう用意できなくて、棄権というか、よその町内さんから一生懸命探してきて、何とか形つけたけども、当日になって行けないからやめようとかですね、そういう意味もあって、どう言うんでしょうかね、今後ちょっと弱気でしたら、すぐとまってしまうと思うんですよ。この辺、どうでしょうか、一つ伺っておきます。

○辻委員長 小城市長。

○小城市長 今、吉野委員おっしゃるように、毎回この町民体育大会を開く前に町民体育大会の説明会を中央公民館でさせていただいてます。いろいろと競技を、その23地区から代表者等、体育委員さんとか、自治会長さんがお見えになって、いろいろな議論、意見を聞きます。中にはやっぱりその地域によっては、新しいところの地域は、もう選手がなかなかないもんやから、その出してもらうという説明に行くのも大変やと、そういうものはやめてほしいということもございます。しかし私はですね、やっぱりやることによって、これが意義があって、必ずやったら皆さん来られるんですよ。経費というのは、町も結局、1地区については2万円補助しているんです。そして、皆さん方、1地区についても何箇所も自治会があるんです。仮に5地区でしたら、神南とか、あるいはそういう地域の方々に昭和団地とかいろいろな組がありますから、その中で、やっぱり自治会長が交替される、あるいは体育委員の方が苦勞されるんです。

1万8,000円、今まで2万円、1割カットして1万8,000円ですけども、そういう中で、やっぱり皆さん方苦勞される。しかし、いざやっちゃいますと、きょうは何やっているんだと、町民体育大会やから行こうかということで、できるだけ種目についても、できるだけ参加しやすい、樽転がしとか、あるいはそういう二人三脚とか、あるいはそういうデカパン競争とか、いろいろなことを考えていただいて、できるだけ大いに参加できるようなもの、ただやっぱり町民体育大会、一番メインというのは、やっぱり800メートルとか、400メートルとか、そういうものがやっぱり走られたら、皆さん方感動されるんです。そういうことも大事やと。そしてやっぱり皆さん方来られた中では、周辺の友達が日頃会わない者が会うということもございますから、それは私は意見は出てきます、もうやめたらええやないかと、必ず出ます。しかしやっぱり継続することに、私はいいんじゃないかと思っています。この間の4月にやらせていただいたときも、19年度は5月でしたので、選挙の関係で5月でしたけど、この間のときはですね、県会議員さんも共産党の宮本さん来られて、町長さんええことやってまん、

こんなことやったらよろしいなとおっしゃる、おっしゃるけど難しいですよと、これは、なかなか人が集まってくるというのは、なかなかそう簡単にいきせんよということを申し上げておるんですけどね、やっぱりそれはやれば皆さん方が、今日は町民体育大会や、どこでやっているねん、健民グラウンド行こうかということになってですね、そういう中で、まだ中には町民大会やったら車をとめるところがないとか、いろいろなことでいろいろトラブル等がございますけれども、簡単にやめるというのは、そらやめれば楽は楽ですけど、やっぱり継続するというのはなかなか難しい中でも、こうして皆さん方がより、吉野さんも言いますが、斑鳩町の場合、これ歴史的に考えたら、昭和40年、50年でしたらですね、もう選抜を大和川の河川敷で選抜をしてリレーとか全部出たんです。もう今はそれは60歳、70歳になってきたものですから、その方々が、だんだんと結構やと、参加するのはかなわんということになってますから、そこらの関係と、できるだけこれもう小学生にも参加をしてほしいということで、小学生にもリレーの関係等について出ていただくということで、ただその時期が、試験があるとか、いろいろな関係で学校の行事があるということで出られないときもありますからね、そういう点のこともございます。私はやっぱりその意見は、やめた方がええという人もありますけれども、継続するというのでぜひとも進めていきたいという気持ちであります。

○辻委員長 吉野委員。

○吉野委員 はい、わかりました。

○辻委員長 ほかに。小林委員。

○小林委員 一つだけお聞きしたいんですけれども、266ページの小学校の維持管理についてなんですけれども、小学校のグラウンドにある遊具についてなんですけれども、平成19年度で目視による点検とか、専門的な金属疲労は目に見えませんが、ここで遊具はどうなっていますか。

小学校の運動場の遊具についてなんですけれども、専門的な目に見えないような点検の費用一体どれぐらいかかるのかと。

それによって、平成19年度に遊具の撤去したのか、新しく設置したのかについてお聞きしたいんですけれども、それに合わせて、ついでに平成20年度の斑鳩町、斑鳩小学校のグラウンドにあるブランコとシーソーのあれほどのような点検をされて、今、使用中止になっているのかも合わせてお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今、ご質問の小学校の遊具の点検でございますけれども、費用につきまして、平成19年度までは各学校の先生方が、春休み、夏休みのときに点検をさせていただきながら、ペンキ塗り等を行っていただいているということで、ご報告もいただいております。平成20年度につきましては、20年度からそういった形で、予算化をさせていただきまして、都市建設部の方でも、そういった形で予算計上されている中で、学校の方の遊具につきましても、1枚当たり今、手元に今資料持っておりませんが、約2万円程度でそういった協会の方の点検を、各学校施設回っていただきまして、そういった形で調査報告書もいただいております。そういった中で、今おっしゃっていただきますブランコ、シーソーにつきまして、サビ、磨耗の点で修理しなければならないという形での御報告、結果報告をいただきましたので、今のところそういった形で中止させていただいているということでございます。

○辻委員長 小林委員。

○小林委員 20年度の予算になるみたいなんですけども、ちょっと今、合わせて、今、使用中止になっていますけど、それはもう新しくどうされるのでしょうか。それはまだなんですか。今いったんとりあえず一時中止ということですか。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 現在のところ、まだちゃんと修理といえますか、現状復旧までは至っていないというところでございます。

再度現場の方へ確認しましてご報告申し上げたいと思います。

○辻委員長 ほかに。里川委員。

○里川委員 すみません、ちょっと尋ね忘れてましたので、あと2点ほどすみません。

1点は270ページ、また278ページにわたって、双方小学校、中学校での要保護、準要保護児童就学援助ということで金額挙げていただいています。前々から私は国は無責任だということで、予算の範囲内で市町村に2分の1補助すると、この予算の範囲内でとついているがためにですね、きっちり2分の1の補助がもらえてない状況にあるということで、ずうっと国に対して私は不満を持っておったわけなんですけども、実際、この要保護、準要保護の援助がふえてきているという中で、この金額挙げていただいているんですけども、そこの検証をしたいと思いますので、一体国からこのうちのどの程度、補助金がおりにきているのかということについて、お尋ねをしたいというふうに思います。

続けて言わせていただきますと、280ページ、学校給食の充実ということで、この年度から調理洗浄業務を委託するという進めてきた中では、私、予算のときから、栄養士さんや、栄養教諭これらについて申し上げてきた経過がございます。その後、19年度において、それらの栄養士さん、栄養教諭などについての動向ですね。それとまた、委託をされましたけれども、19年度始められて、委託して何か問題などはなかったのかどうかということを確認をしておきたいと思います。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 まず、ご質問の270ページの要保護、準要保護の支援でございます。これにつきましては、補助金でございますけれども、これにつきましては、要保護のみ国庫補助2分の1ということで、修学旅行費並びに医療費のみの就学援助ということで、対象者が小学6年生1人ということで2万5,374円の補助が2分の1ということで1万2,000円ということでございます。

それと、中学校につきましては、対象者がありませんでしたので、補助金はありません。

○辻委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ただいま野崎課長の方が申しましたとおり、現在のところ、要保護の児童生徒にかかります分のみ国庫負担と申しますか、国庫補助金の方が交付されております。準要保護につきましては、補助金の方、一般財源化されましたことから地方交付税算入されているところでございます。申しわけございませんが、その額については、ちょっと今のところ把握する資料がございませんので、また後ほどご説明させていただきます。以上です。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 続きまして、280ページの学校栄養職員、栄養士等の配置ということで、平成19年度南中の方で学校の調理洗浄業務の委託した中で問題はないかといったご質問でございますけれども、まず栄養士の配置でございます。これにつきましても、今現在は平成19年度の段階では、小学校に2名の学校栄養職員、中学校に1人の栄養職員で3名の学校栄養職員がございましたけれども、この南中学校を調理委託業務することによりまして、平成20年度から各学校に臨時で町費で栄養士を配置させていただいております。これにつきましては、平成20年度から西小学校、東小学校、斑鳩中学校におきまして、調理洗浄業務を実施いたしましたことから、各学校に栄養職員を配

置させていただいたということでございます。

それと、19年度南中学校学校給食の洗浄業務委託にかかわって問題はないかということでございます。率直に申し上げまして、問題ございません。と言いますのは、洗浄業務に至るまでに、18年度から1年間、学校栄養職員と事務と、それからいろいろ先進地の視察する中で、洗浄業務の仕様書等、細かな作業の手順書並び作成をする中で、そういうような形で委託会社にも常日頃監視等をする中、報告書も出していただくことによつて、点検もする中で、今のところ問題ございません。それと平成20年度から斑鳩西小学校、東小学校、斑鳩中学校でも委託させていただいておりますけれども、それらにつきましても、問題はないということでございます。20年度の給食委託に際しまして、学校のPTAの役員さん方とも、試食会等もさせていただきまして、ご好評をいただいているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 19年度ではふやせなかったけれども、20年度でふやしたという経過があると、栄養職員さんについてね。それは理解をさせていただきましたが、1点だけね、ちょっと給食の物資の搬入のことで、ちょっと気になる点がありますので、ほかに言う場所がございませんので、私この際ですので、ちょっと合わせてお尋ねしたいんですけども。東小学校なんですけど、物資を運んで来たときに、たまたまやっぱり運送、輸送する方にもいろいろな時間の都合もあるやと思ひますが、ちょっと早い時間に到着をしたら、何か8時までは中に入れてもらえないということで、道路にその車をとめていたりして、かえって子供が登校するときに危ないと。見てますと、用務員さんなんか、東小学校びっくりするぐらい早い時間に学校行っただいていらっしゃるんですね。もう7時になる前からちゃんと中掃除を始めておられてまして、一体この人は何時に来てはるのやろうと思ひうぐらいね、早くから一生懸命やっただいて、それ見て喜んでるんですけども、せつかくそういう方が学校にも早くいらっしゃるのに、物資を積んでいるトラックが早く着いたからといって、中へ入れてもらえず外で待っているというような状況、そしてかえってそれが子供さんや、また散歩なさっている近所の皆さん方には、言うたらかえってとまっているから見えにくい、あれちょっと危ないの違ひうか、危険じゃないかというような心配のときもあると。なぜこれは時間決めて、その時間やないと入れてあげることができないのかとか、そういうところがちょっと私わからないのでね、人がいないからあけれないんだったら仕方ないんですけども、人も

いらっしゃるのに、中で待たしてあげるといことが、あそこ初日、昨日も聞きました、一応駐車場用地となっていますのでね、給食棟のあるところから入るところね、学童立っているところは駐車場用地ですから、あそこから車入って、あそこで車待機することに何の問題があるのだろうか、ちょっと思っているんですが、その辺は、どういうことでそんなことになっていて、何か決め事があるのか、ちょっと私わからないので、この際ですので、お聞きしておきたいと思います。

○辻委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 学校の方は8時前後やったら子供が一斉登校してくる時期でございますので、校内にそういう駐車場以外のところでそういう車が行動するということに対して危険が高いということだと思います。以前にも、そういう給食の車が学校敷地内を通行するときに事故があつて、子供が亡くなったということがございます。これは斑鳩ではないんですけど、こういうことがございますので、特にやっぱりそういう子供のいる間には、そうした外部からの車の進入には非常に気を使っています、学校として。そういうことがあつて時間というのが指定されているんだらうというふうに思っています。

今おっしゃっているように、確かに用務員さんは早く来ていただいております。これは各教室の施錠の開放とかいろいろ仕事があります。その間の仕事がありますので、なかなか車の誘導するだけの時間の余裕はないのではないかなというふうに思います。

今おっしゃっていただいているようなことについても、業者とあるいは学校が早く対応できるのかどうか、それもまた確認はいたしますけれども、できるだけやっぱり子供たちの登校時間については、外部からの車の進入は私は控えた方がいいというふうに思っております。一応学校には意見を聞かせていただきたいというふうに思います。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 輸送については、交通機関の流れがある中で、予定どおりの時間に到着しないという可能性もあつて、かえって早めにといことで早く着くという場合もあつたりするんですが、道路上でとまって待つていただくよりは、調理員さんなり、どなたかに物資を手渡しせなあかんと思うんですね。知らん間に置いておくうわけにはいかないようなので、待機をするにしても、道路で待機してもらうのは危ないのではないかと。子供たちが出入りする門ではないので、朝、出入りをしない門ですので、そこはまた駐車場用地ですし、そこでいったん学童保育室の前になりますけどね、あそこで東小学校の場合やったら、ちょっと入って、すうっと入らせてもうて、そこの中で待つておく方

が、見通しもええし安全なん違うかなど。物を渡す時間は決められた時間、でないと、8時なら8時にならないと調理員さんなり来られないんやったら、それはそれで仕方ないと思うんですけどね、お渡しする時間はあれですけど、待つ時間のときに、ちょっとそういうことを近所の住民の方から耳にしたものですからね、そういうことが今後ありましたときに、ちょっと考慮していただけるような形をとればいいなと思うんですが。一遍また学校の方とも話して聞いといてください。それで結構です。

○辻委員長 ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 ないようでしたら、これをもって教育費について審査を終わります。

次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について、合わせて説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費につきまして一括してご説明を申し上げます。

はじめに308ページであります。第10款災害復旧費であります。平成19年度では災害復旧を要する災害が幸いにも発生しなかったことから、第1項農林水産業施設災害復旧費以降の各項の費目において予算の執行は行っておりません。

次に、313ページをお願いをいたします。

第11款公債費であります。第1項公債費であります。歳入歳出決算書では196ページとなっておりますけれども、予算現額11億7,857万7,000円に対し決算額は11億7,742万4,152円で、執行率は99.9%であります。平成19年度の町債の状況は、借入額が17億5,260万円、元金償還額が10億2,310万4,617円で、年度末の町債残高は9億3,377万3,000円となり、前年度と比較して7億2,949万5,000円増加しております。

主な増加の要因につきましては、斑鳩町総合保健福祉会館建設に伴う新規発行9億4,370万円の増であります。町債の活用については、本町が当面する公共下水道事業や、学校校舎耐震補強工事、駅前整備等の政策課題を克服していくためには、いわゆる特例債の活用を含めその活用はやむを得ないものと考えておりますが、将来にわたる財政負担を十分に考慮して、その対応を図ってまいりたいと考えております。

また、平成19年度におきましても、住民のまちづくりへの参加意識高揚を財政面か

ら図るため、また資金調達等の多様化の観点から、斑鳩町総合保健福祉会館建設事業にかかる資金について、3回目の発行となる斑鳩町いきいきの里債、住民参加型ミニ市場公募債1億円を発行いたしました。

金利上昇局面を迎えておりまして、本公募債の商品性が低下したことなどによりまして、これまでより低い公募倍率ではありましたが、今回も公開抽選により購入者を決定させていただき、利率1.07%の5年満期一括償還、利払い年2回として発行させていただきました。なお、今後の発行につきましては、予定した大型事業が完了しましたことから、当面は発行しない予定といたしております。

最後に316ページであります。第12款予備費であります。平成19年度では時報放送設備整備に273万円、水防作業に伴い必要となった土のう等の購入に58万5,000円、合計331万5,000円をそれぞれの費用に充用しております。以上で、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○辻委員長 説明が終わりました、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 それでは、これをもって第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費についての審査を終わります。

これをもって歳出に対する質疑を終結いたします。

続いて、一般会計歳入全般についての質疑をお受けします。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、歳入の状況につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、主要な施策の成果の73ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2表の平成19年度一般会計歳入決算の内訳でご説明いたします。平成19年度の歳入決算額は第2表のとおり、87億8,351万5,000円となりました。前年度の決算額と比較して4億3,370万5,000円、4.7%の減となっております。その主な内訳は、町税が31億8,797万3,000円で、歳入決算額の36.3%を占めており、次に地方交付税が18億4,418万1,000円で、決算額の構成比が21.0%となっております。町税、地方交付税で歳入決算額の半分以上を占めており、このふたつが町政運営の大きな柱となっております。このほかには町債が17億5,

260万円、決算額の構成比は20.0%、国庫支出金が5億577万6,000円で、決算額の構成比が5.8%、県支出金が3億2,901万7,000円で決算額の構成比が3.7%、繰越金が2億6,231万5,000円で、決算額の構成比が3.0%等となっております。

次に、これら歳入の状況についてであります。はじめに町税につきましては、恐れ入りますけれども、74ページであります。第3表の平成19年度町税決算の状況をごらんいただきたいと思っております。第3表のとおり、町税につきましては、町民税が2億5,249万5,000円、17.6%の増、固定資産税が1,810万9,000円、1.6%の増、軽自動車税が189万1,000円、5.8%の増などにより、町税収入全体では対前年度比2億6,883万2,000円、9.2%の増となっております。

このように大きく増収となった要因は、三位一体改革の一環として実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴う町民税の増収によるものでございますけれども、これにより暫定的に措置されておりました所得譲与税、前年度決算額では1億9,576万1,000円がございましたけれども、これについては廃止されております。

また、町税の徴収率につきましては、全体で94.6%となり、前年度の93.5%と比較して1.1ポイント改善されております。

次に、目的税であります。都市計画税の用途状況につきましてご説明をさせていただきます。恐れ入ります。決算附属参考資料の資料5をごらんいただきたいと思っております。

資料5の10ページをごらんいただきたいと思っております。

資料5の10ページでありますけれども、ここに平成19年度の都市計画税収入額は1億2,536万4,000円となっております。この資料の中でお示ししていますように、公共下水道事業、そしてこれまで都市計画事業として借入を行った町債の償還金にかかる一般財源は3億1,358万3,000円となっております。この一般財源に都市計画税を充当できますことから、その税額を充当をいたしているところでございます。

恐れ入ります。また、資料3の73ページにお戻りをいただきたいと思っております。

町税と並んで大きな柱でございます。下から7行目であります。地方交付税につきましては、地方財政計画の圧縮などにより、国全体の地方交付税総額が4.4%の減となっている中、本町におきましては、地域総合整備事業債等にかかる事業費補正の減等によりまして、基準財政需要額の減、及び本格的な税源移譲に伴う町民税増収等によりま

して、基準財政収入額の増によりまして、対前年度比で1億2,566万5,000円、6.4%の減となっております。

次に、その4行下の町債であります。町債につきましては、土地改良事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債、道路新設改良事業債、地方一般財源の不足等に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められている臨時財政対策債、減税補填債が減額となったものの、(仮称)総合福祉会館建設事業債、地方特定道路整備事業債、まちづくり事業債が増額となったことによりまして、対前年度比6億2,460万円、55.4%の大幅な増となっております。

次に、上から6行目であります。繰入金であります。本町の課題である都市基盤整備の一層の推進を図るとともに、史跡藤ノ木古墳の整備にあてるため、昨年度に引き続き都市計画事業整備基金で2,700万円、藤ノ木古墳整備基金で3,000万円の取崩しを行っており、繰入金合計では6,210万6,000円となっております。平成19年度の当初予算では、地方交付税総額の減額が国において示される中、行政サービスの維持向上を図るため、財政調整基金として9,800万円の取崩しを予定をいたしておりましたが、予算執行において、効率的効果的な執行に努めた結果、基金の取崩しを行うことなく決算を終えられたことから、対前年度比4億3,940万円、87.6%の大幅な減となっております。

次に下から5行目の国庫支出金につきましては、児童手当にかかる被用者児童手当負担金等、障害福祉補助負担金と、まちづくり交付金などが増額となったものの、交通安全施設等整備事業費補助金などが減額となりましたことから、対前年度比1億7,040万5,000円、25.2%の減となっております。これらの歳入を町が自主的に調達できる自主財源と、その調達を国、県に依存する依存財源に分類してみますと、町税や使用料及び手数料などの自主財源は39億1,815万6,000円です。町税は増額しているものの、繰入金、繰越金等の減額によりまして、対前年度比5億3,452万5,000円、12.0%の減となっております。

また、歳入全体に占める割合は44.6%となり、前年度の48.3%と比較して3.7ポイント減少しております。一方、地方交付税や町債などの依存財源は48億6,535万9,000円で、対前年度比1億82万円、2.1%の増となっております。

恐れいりますが、資料の一般会計決算の状況というのがございます。資料2であります。資料2の一般会計決算状況の6ページをお願いしたいと思います。

その使途に制約はなく自由に使用できる一般財源と使途が制約されております特定財源に分類してみますと、町税や地方交付税などの一般財源は60億3,445万1,000円で、対前年度比5億4,655万9,000円、8.3%の減となっております。

また、歳入全体に占める割合は68.7%となりまして、前年度の71.4%と比較して2.7ポイント減少をいたしております。

一方、国庫支出金や、県支出金などの特定財源は27億4,906万4,000円で、対前年度比1億1,285万4,000円、4.3%の増となっているところでございます。以上、簡単ではございますけれども、歳入全体についての概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○辻委員長 一般会計、歳入全般について質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 ないようでしたら、これをもって歳入に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

ここで時間を19時まで延長します。

それでは、認定第3号の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第3号につきまして御説明申し上げます前に、議案書を朗読させていただきます。

認定第3号

平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成20年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成19年度の国民健康保険事業特別会計の決算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

国民健康保険事業は、どの医療保険に加入されておられない方々が加入をする地域保険制度でございます。国民皆保険を支えるものであります。しかしその運営は被保険者

の高齢化や、医療費の増加傾向に対し、若年層の負担力の減少、また国の療養費負担金の負担割合の減少など、財政面において非常に厳しい状況にあります。それでは、施策の成果報告書の方で説明をさせていただきます。

317ページからでございますが、平成19年度国民健康保険事業特別会計決算は、歳入決算額26億8,995万1,627円、歳出決算額33億3,522万4,645円で、歳入歳出差引き6億4,527万3,018円の歳入不足となりました。このため、平成20年度会計におきまして、同額の繰上充用の予算措置を行い、決算を終えています。なお、歳入には、本来交付されるべき支払基金からの交付金及び国庫負担金1,907万2,443円が含まれていないことから、6億2,620万575円が実質的な赤字となります。

歳入歳出それぞれの決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では3億5,484万1,236円、15.2%の増。一方歳出が4億8,021万5,784円、16.8%の増となりました。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の方より、各款ごとにご説明をいたします。はじめに、320ページでございます。

第1款総務費であります。総務費全体では、予算現額7,077万8,000円に対しまして、決算額は6,152万6,982円であります。86.9%の執行率となっております。

320ページから321ページまでの第1項総務管理費、第1目一般管理費では、予算現額5,389万円に対しまして、決算額は4,575万7,470円で、執行率は84.9%であります。国民健康保険事業に携わります職員の人件費及び事務の執行にかかる経常経費の支出が主なものであります。なお、予算現額の中には、後期高齢者医療対応等の電算システム改修にかかります委託料の繰越明許分1,050万円が含まれております。

次に、322ページから324ページまでの第2項徴税費、第1目賦課徴収費では、予算現額1,553万6,000円に対しまして、決算額は1,497万2,062円で、執行率は96.3%であります。国民健康保険税の賦課徴収にかかります経費として職員の人件費、徴収嘱託員の賃金、賦課事務の委託料が主なものであります。

次に、325ページ、第3項運営協議会費、第1目運営協議会費では、予算現額18万円に対しまして、決算額は12万5,000円で、執行率は69.4%であります。

会議を3回開催し、国民健康保険税の税率改正、特定健康診査等、実施計画などにつきましてご審議をいただきました。

次に、326ページの第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費では、予算現額117万2,000円に対しまして、決算額67万2,450円で、執行率は57.3%であります。被保険者に国民健康保険制度の周知用冊子、エイズについての正しい知識の啓発のための冊子を配布し、制度の理解、啓発等に努めました。

続きまして、327ページから332ページにかけての第2款保険給付費であります。保険給付費全体では予算現額20億2,570万8,000円に対しまして、決算額18億8,663万3,298円で、執行率は93.1%であります。この科目は、本特別会計歳出予算の過半を占める科目でありまして、国民健康保険事業の中核をなすものであります。

それでは、327ページから328ページの第1項療養諸費であります。項全体では予算現額18億5,090万8,000円に対しまして、決算額は17億1,492万8,949円で、執行率は92.6%であります。療養諸費全体では、前年度より1億7,260万3,121円、11.1%の増となっております。退職被保険者の増加に伴い、退職被保険者等にかかる療養給付費等が16.3%増加したことが保険給付費全体を伸ばした大きな要因であると考えられます。

次に、329ページの第2項高額療養費であります。項全体では予算現額1億6,100万円に対しまして、決算額は1億5,948万4,349円、執行率は99%であります。前年度と比較いたしまして、5,634万2,783円、19.7%の増となっております。平成19年4月から70歳未満における限度額適用が廃止がされたことにより、制度の周知が一層図られたことによるものと考えられます。

次に、330ページの第3項移送費については給付事案がございませんでした。

次に、331ページの第4項出産育児諸費であります。項全体としまして、予算現額1,050万円に対しまして、決算額は910万円で執行率は86.6%であります。給付件数は26件であります。昨年度より7件、165万円の減となっております。

次に、332ページの第5項葬祭諸費であります。項全体としまして、予算現額320万円に対しまして、決算額は312万円で、執行率は97.5%であります。給付額は1件当たり2万円で、給付件数は156件となっております。前年度と比較いたしまして、15件、30万円の減となっております。

次に、333ページの第3款老人保健拠出金であります。款全体では予算現額4億5,052万1,000円に対しまして、決算額は4億5,052万200円で、執行率は99.9%であります。老人保健制度への拠出金は各医療保険者が負担しあうこととなっており、本町の国民健康保険も一保険者として社会保険診療報酬支払基金に拠出したしました。前年度と比較いたしますと、433万3,298円で1.0%の減となっております。5年連続の減少であります。これは平成14年度制度改正において、老人保健対象者の年齢引き上げがあり、全国的に対象者数が減少したことによる給付額の減少が原因であると考えられます。

次に、334ページ、第4款介護納付金であります。款全体では予算現額1億4,812万円に対しまして、決算額は1億4,811万9,010円で、執行率は99.9%であります。介護保険の第2号被保険者にかかる介護給付費納付金として、社会保険診療報酬支払基金への納付をいたしました。前年度と比較いたしますと1,643万7,746円、10%の減少でありました。前々年度における確定額が概算の支出金より下回ったことにより、減額精算したことが減少した主な原因であります。

次に335ページの第5款共同事業拠出金であります。款全体で予算現額2億5,086万1,000円に対しまして、決算額2億5,085万8,879円で、執行率は99.9%であります。共同事業の主なものは、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業であり、これにかかる拠出を行ったものであります。両事業とも高額な医療給付の発生による国民健康保険財政への影響を緩和するため、奈良県下の市町村が共同で資金を拠出し合い、高額医療費を支払った市町村に交付金を交付する事業で、財政にかかりますリスクを広域的に負担しようとするものであります。高額医療費共同事業では1件80万円、これは月額ですが、80万円を超える医療を対象に、また保険財政共同安定化事業では、月額1件30万円を超える医療費を対象としております。なお、高額医療費共同事業につきましては、国及び県がそれぞれ拠出金額の4分の1に相当する金額を負担することとなっております。

次に336ページの第6款保健施設費であります。款全体で予算現額312万3,000円に対しまして、決算額は301万1,849円で、執行率は96.4%であります。被保険者に対する医療費の通知にかかる経費として202万2,871円、また人間ドック検診、受診助成事業として98万8,978円を執行いたしました。

医療費通知は年6回実施し、また人間ドック検診助成受給者は52人でした。

次に337ページ、第7款公債費についてでございますが、これは未執行でございます。

次に、338ページの第8款諸支出金であります。款全体では予算現額130万2,000円に対しまして決算額は88万1,137円で67.6%の執行率でございます。税額構成による過年度収入分の国民健康保険税の還付がその内容であります。

次に339ページ、第4款予備費については充用はございませんでした。

次に340ページの第1款前年度繰上充用金であります。平成18年度決算において、歳入不足が生じたことから、その不足額5億3,367万3,470円を平成19年度において措置いたしました。

それでは、続きまして、歳入の決算状況について、説明を申し上げます。

318ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の1行目、第1款国民健康保険税であります。これが8億806万6,805円を受け入れしております。平成19年度課税の調定額8億3,438万600円に対する収入額が7億7,735万7,464円、収納率は93.2%であります。前年度と比較いたしますと、調定額では8,883万900円、10.6%の増。収入額では8,471万4,864円、12.2%の増でありました。

滞納繰越分につきましては、調定額2億7,749万9,649円に対しまして、収納額3,070万9,341円、収納率11.1%となっております。前年度と比較いたしますと調定額では1,257万9,125円、4.8%の増、収納額では281万449円、10.1%の増でありました。

国民健康保険税の税率につきましては、国民健康保険運営協議会から税率改定の答申をいただいた上、平成18年12月議会におきまして、国民健康保険税条例を改正し、およそ10年ぶりとなる税率の引上げを行いました。今回の改定税率では、平均で医療分約12%、介護分で約20%の引き上げがありました。調定額、収入額の増加はこれによるものが主な要因であります。今回の税率改正だけではただちに赤字の解消を図れるものとはなっておりません。なお一層、保険税収入や検診等にかかる医療費の抑制などによる努力をしてまいりたいと考えております。

次に、2行目、第2款国庫支出金であります。一般被保険者にかかる保険給付費、老人保健医療費拠出金などにかかる国の負担金及び財政調整交付金として6億5,341万8,826円を受入れいたしました。

次に、3行目の第3款療養給付費交付金であります。退職被保険者等の保険給付費、また老人保健拠出金に充当するため、社会保険診療報酬支払基金より6億7,748万3,620円を受け入れました。

次に、4行目の第4款県支出金であります。高額医療費共同事業拠出金にかかる県の負担金及び財政調整交付金として、1億1,739万7,357円を受入れました。

次に、5行目、第5款共同事業交付金であります。高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の交付金として2億5,551万8,595円を受け入れました。

次に、6行目、第6款財産収入であります。国民健康保険財政調整基金の運用によりまして、預金利子9万7,574円を受入れました。なお、この同じ金額を当基金に積み立てをいたしております。

次に、7行目、第7款繰入金であります。保険基盤安定、職員給与等、事務費の事務経費、出産育児一時金、財政安定化支援事業にかかります所要額合わせて1億6,286万1,009円を一般会計から繰入いたしました。

次に第8款繰越金であります。保険税の後期高齢者支援金等課税額の新設、保険税の特別徴収開始に係ります電算システム改修等にかかる経費の一般財源であり、1,377万5,000円を平成18年度予算から平成19年度予算へ繰越したものであります。

次に、9行目、第9款諸収入であります。133万2,841円を受入れいたしました。被保険者の保険給付にかかります第三者行為損害賠償納付金、高額医療費共同事業の積立金を精算した収入が主なものであります。

以上で、平成19年度国民健康保険特別会計にかかります説明とさせていただきます。よろしくご審議の賜りますようお願いを申し上げます。

○辻委員長 国民健康保険事業特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

暫時休憩します。

(午後 4時56分 休憩)

(午後 4時58分 再開)

○辻委員長 それでは、再開いたします。

本日はここまでです。これで散会いたします。

明日午前9時から再開し、引き続いて審査をいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時58分 散会)